

第九回国会 大蔵委員会 議録 第十号

昭和六十二年九月二日(水曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君

理事 大島 理森君

理事 笹山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 宮地 正介君

理事 甘利 明君

理事 井上 喜一君

理事 江口 一雄君

理事 金子 一義君

理事 熊谷 弘君

理事 笹川 堯君

理事 高島 修君

理事 鳩山由紀夫君

理事 村上誠一郎君

理事 山本 幸雄君

理事 上田 卓三君

理事 沢田 広君

理事 早川 勝君

理事 森田 景一君

理事 山田 英介君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

経済企画庁長官 海野 恒男君

生活局長 恒男君

経済企画庁総合計画局審議官 宮本 邦男君

大蔵政務次官 中西 啓介君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 宮島 壯太君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

大蔵省国際金融局長 内海 孚君

国税庁次長 日向 隆君

通商産業大臣官房審議官 深沢 巨君

労働省労働基準局長 若林 之矩君

局賃金福祉部長

委員外の出席者

参考人 (日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長) 水野 繁君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

九月二日

辞任

今枝 敬雄君

藤波 孝生君

山中 貞則君

堀 昌雄君

武藤 山治君

同日

辞任

甘利 明君

木村 守男君

熊谷 弘君

阿部末喜男君

小野 信一君

補欠選任

木村 守男君

熊谷 弘君

甘利 明君

阿部末喜男君

小野 信一君

補欠選任

山中 貞則君

今枝 敬雄君

藤波 孝生君

堀 昌雄君

武藤 山治君

の請願(瀬長亀次郎君紹介)(第一一五五号)

同(野間友一君紹介)(第一二五六号)

同(東中光雄君紹介)(第一二五七号)

同外一件(正森成二君紹介)(第一一五八号)

同(金子満広君紹介)(第一二五一号)

同(東中光雄君紹介)(第一二五二号)

同(正森成二君紹介)(第一二五三号)

同(東中光雄君紹介)(第一二八〇号)

同(正森成二君紹介)(第一二八一号)

大型間接税の導入反対等に関する請願(瀬長亀次郎君紹介)(第一二四八号)

同(松本善明君紹介)(第一二四九号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一二五〇号)

マル優等利子非課税制度の存続等に関する請願(安田修三君紹介)(第一二五四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○池田委員長 これより会議を開きます。内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。本案審査のため、本日、参考人として日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長水野繁君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、

①決しました。

○池田委員長 この際、本案に対し、中村正三郎君外四名から、自由民主党提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。中村正三郎君。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○中村(正三郎)委員 ただいま議題となりました自由民主党提案に係る修正案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

御承知のように、所得税の減税規模及びいわゆるマル優等の利子課税制度につきましては、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四党派の幹事長・書記長間で協議を重ねてまいりました。

本修正案は、その協議の際自由民主党から示された提案の趣旨を踏まえ、また、当大蔵委員会での審議をも勘案しつつ提出したものであります。以下その内容を申し上げます。まず、所得税の税率構造について、最低税率一〇・五%の適用範囲を課税所得百二十万円以下から百五十万円以下の金額に拡大するとともに、一・二%の税率の適用範囲を百二十万円を超え百六十万円以下の金額から、百五十万円を超え二百万円以下の金額に引き上げることとし、課税所得二百万円以下の金額に適用される税率を三段階から二段階に改めることとしております。

次に、勤労者財産形成住宅貯蓄契約及び同年金貯蓄契約に係る預貯金等の利子等について、三七・七五%の税率による源泉分離課税の特例を改め、これを非課税とすることとしたしております。

次に、利子課税等の改正について、その実施時期を昭和六十三年一月一日から昭和六十三年四月一日に延期することとしております。

さらに、利子所得に対する所得税の課税のあり方については総合課税への移行問題を含め、必要に応じこの法律の施行後五年を経過した場合にその見直しを行うこととするほか、所要の整理を行うこととしたしております。

なお、以上の修正の結果、昭和六十二年における所得税の減税規模は政府原案の一兆三千億円から一兆五千四百億円になるものとされております。

以上が修正案の概要であります。

何とぞ、御賛成を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○池田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終了いたしました。

この際、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 ただいま修正案の趣旨につきまして御説明を承りましたが、この修正案につきましては、政府といたしまして、諸般の事情に照らしましてやむを得ないものと考えております。

○池田委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

ということでありまして、この間、この修正案を取りまとめるためにお骨折りをいただきました関係者に対しては、その労を多とするものであります。しかし、今日日本が課せられている課題、また国民の期待にこたえていくためには、この程度の減税で満足されるものではなく、より多くの、多角的な面も必要でありまして、消費の拡大、内需の拡大等々が世界的に求められているわけでありまして。

○中村(正三郎)委員 政府原案により一兆三千億の減税分については、その財源措置といたしまして、与野党の税制協議会において、政府においてこれを処置してもらおうという話し合いがあったように伺っておりますが、それ以外の分につきましては、今の沢田先生の御質問は大変重要なところだと思っております。減税の上積み財源は、今回は税制上の特別措置その他のものをかき集めて、この税制上の特別措置は大臣の答弁にも何回も出ておられて、期限を付されているものもございしますが、そういうものでも何か当面は処置できると聞いておりますが、なお政府において精査をしておられると伺っております。

なお、今回の税制改正に伴って生じる六十二年度分の財源不足につきましては、六十一年度分の剰余金を含め、歳入歳入両面を通じる六十一年度財政運営全体の中で処理するほか、六十三年度以降については、今後の歳入歳入両面を通じて財政

運営全体の中で考えていくべきことだと思っております。でございます。そして、こういう中で与野党の税制協議会というところの役割もあるのかなという感想を持っている次第でございます。

○沢田委員 当初、野党は、二兆円の減税が当面緊急に必要であるという判断に基づきまして、それぞれ折衝してまいりました。問題は、これによってGNPの伸びが、景気回復がどうか、貿易摩擦がどうか、国民生活がどうか、そういう課題に対する認識の差ということになると思っております。

二兆円程度の減税あるいは三兆円ぐらいの減税をここでやらなければ、中曾根総理も最後になつてまたアメリカへ行くようでありまして、これもレーガン政府から相当追い詰められた話になつてくるのだらうと思っております。資金の還流をしろというふうなことで言われているやに、新聞で報道されているわけでありまして、それがどうい

う形で今度また我々の予算なり税制に影響を与えるか、極めて憂慮する状況にある。ですから、二兆円減税というものの基本に最低合意できる線を守られるべきではなかつたのか、ここでみみちちく下げることはかえって画竜点睛を欠くことになつたのではないかと、こういう心配があるわけでありまして、その点は提案者としてどう考えておられますか。

○中村(正三郎)委員 与野党の書記長、幹事長会談でも、いろいろな御意見があったことは伺っております。確かに沢田先輩御指摘のとおり、減税規模は、減税を受ける側からすれば大きいことにいたしましたのではないと思っておりますが、現下の厳しい財政事情を踏まえて考えますと、この御提案がぎりぎりの額であるというふうに考えております。また、六十三年度においては地方税を含め二兆円を超えざる額となることで、これがぎりぎりの額と考えて御提案をさせていただいたわけでございます。

○沢田委員 今回の修正案の中には、今まで各党の同僚議員からいろいろと言われておりました修正点についても幾つか配慮されている。これも努力

力は認められるわけでありまして、しかし、先般来の審議の中で各方面にわたつての是正といえますか、補正をいろいろ言われてきた各同僚議員の主張が十分生かされたとは言いがたい。どうも、この委員会で議論している分野と違つた分野でこういうものがつくられていて、この委員会の意見がそれぞれ反映できない仕組みに国会の運営が今なつてしまつていのではないかと。

きょうも、隣の席は自民党さんの席であります。こうやって見ると極めて少ないですね。これだけの税制改革、これだけの減税、増税を担つた大法案であります。言うならば、国民にとつて生死を問うような法案の審議に当たつて、かくもみすばらしい状況で審議するということは、私も議員の一人として極めてじくじたるものがあるわけでありまして、そういう意味においては、今後大蔵委員会の委員の各意見を十分に参考にしてもらつてそれを反映できるように、提案者もその一人です。今後どういふふうに対応されるか、その決意のほどをお聞かせいただきたいと思つております。

○中村(正三郎)委員 今沢田先輩から大変厳しい御指摘をいただきましたが、沢田先輩の御言葉のとおりでございます。それからの私も理事としての活動の指針にさせていただきます。頑張つてまいりたいと思つております。

それからまた、大蔵委員会の役割について御意見がございましたが、確かに沢田委員も御存じのとおり、政府が提出された法律案を何らかの形で修正を加えなければならぬという事態が起こつた場合に、過去において、大蔵委員会に小委員会を設けてそこで審議したこともございます。また、政党政治を踏まえて党対話の話し合いにゆだねて、大蔵委員会の質疑等を通じて話聞きながら、そういうものを踏まえて、できるだけしっかりと党対話で決めて、それを大蔵委員会で処理するというをやられたこともござい

ま

す。私は、どちらでも政党政治としてはあり得ることだと思つておられますが、大蔵委員会の理事として考えるならば、大蔵委員会の機能をしっかりと發揮していただきたいというのは沢田委員と同じ意見でございます。

○沢田委員 今までの答弁に対して政府側としては、要するにこの提案に対して先ほどは遠慮した発言をされましたが、今日日本の国それ自身が抱えている課題あるいは国民が抱えている課題、世界に対する日本の役割等を見て、ない金ではあるけれども、もっと厳しい状況にある国々もある、とすれば日本が果たすべき役割としては、この程度では十分とは言いがたいのではないかと、気がするわけですが、大臣として気持ちの上で、財政の金目のそろばん勘定だけではなくて、いわゆる世界的な感覚の上に立つて世界の宮澤として答えるのであれば、これはどういう位置に属するものであるか、どういふ受けとめ方をされるか、お伺いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 政府といたしましては、先般成立をさせていただきました補正予算におきまして、かなり大規模な緊急経済対策をたいたいま実施いたしたついででございます。この減税案はそれに加わるものでございまして、恐らく提案者におかれましては、沢田委員の御指摘のように、もっと大きければその意味でもっと効果がある、ということはお考えになりつつ、財政の事情も御勘案の上です。政府といたしまして、過般の緊急経済対策とあわせますれば、諸外国の期待にこたえ得る規模のものであると存じます。

○沢田委員 ここまでこの提案がなかったために、きょうは私は臨時に質問させていただきます。これから真打ちになるだろうと思つていますが、我々野党各党の理事がそれぞれまたここで質問していただくわけでありまして、提案にこだわらずに謙虚に聞いてもらって、与野党の中で意見が一致するものはさらに加えていく、こういう謙虚な態度でこの法案の最後の審議ができますようにお願いを

し、委員長もその辺は余りこだわらないで弾力的に対応することを心から期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○池田委員長 宮地正介君。

○宮地委員 たいま自民党から、所得税法等の一部改正案の修正案が出されたので、最初に提案者から、御確認を含め御質問させていただきますと思つております。

これは与野党幹事長・書記長会談の、自民党竹下幹事長から提案をされました四項目につきまして、具体的に法律の修正という形が出てきたわけでございます。特に、この修正案の要綱の第四項目の「その他」の第一項「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じて、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする。」と附則の第五十一条に今回明記をされたわけで、これはこれからの税制改革にとりまして大変に重要な問題ではないかと。

提案者に率直にお伺いしますが、施行後五年がたちましたら、現在の利子課税の問題等につきましても総合課税に移行することの見直しを行う、このように理解してよろしいのでしょうか。

○中村(正三郎)委員 宮地先生から大変重要な御指摘でございますが、利子所得に対する所得税の課税のあり方については、税制協議会におきましてもまた当委員会におきましても、また書記長・幹事長会談でもいろいろ御議論、御意見があったことは承知をしております。当委員会においてもいろいろ御意見が出され、またその論議が続いているなかではなからかと思つてございまして、そういう中で野党からのお話もあり、「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じて、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行う」旨の規定を設けることにしたわけでございます。いよいよ書局長・幹事長会談で話し合われ、それを国会でこうして修正案として提出させていただきます決めるわけでございますから、

国会で決められた以上、誠実に実行されるべきものであるというふうな認識をしております。

○宮地委員 関連して大蔵大臣にお伺いしますが、今提案者から誠実に履行する、しかし五年後には現政権の大蔵大臣が、果たして宮澤大蔵大臣になつてはいるか、恐らく総理になつてはいるかわかりませんが、政権が変わつてもこれは不変である、その精神は生き続けていかなくてはならぬ、こう思つておられますか、この点についてはいかがでございますか。

○宮澤國務大臣 法律として成立いたしました以上、それを誠実に実行いたしますことは行政府に課せられた義務でございますので、政権のいかんにかかわらず、そのことは申し上げることができません。

○宮地委員 主税局長にお伺いします。

総合課税への見直しをするということは、具体的に現在の法律では利子課税につきましましては、租税特別措置法の中で分離課税ということが明記をされて見直さざるを得ない、これが総合課税と見直しをされるということとは、具体的に租税特別措置法の中における第三条の改正をする、こういうことではございませんか。

○水野政府委員 今回御提案申し上げております所得税法改正法の中で、御指摘のように租税特別措置法第三条の改正を御提案申し上げているわけでございます。その中に分離課税云々の規定が盛り込まれて見直さざるを得ない、分納課税が総合課税に見直しが行われるということでございます。御指摘のように、この租税特別措置法第三条の見直しということに相ならぬかと思つたわけでございます。

○宮地委員 大蔵大臣に申し上げますが、具体的には租税特別措置法の第三条の改正につながつていくわけでございます。そうした見直しにおいて、日本のこれからの税制改革のまず利子課税のところを根本的に改革をされるという、一つの大きな突破口がここで切り開かれたと私は理解をしております。これは、これからの日

本の税制改革の重要なポイントである。今、主税局長からも、総合課税への見直しを具体化するとは租税特別措置法第三条の改正につながるんだ、こういうふうな御意見を伺つたわけですが、当然与野党幹事長・書記長会談を受けたわけの修正案の内容は、大変重要な重みを持つと思つております。この点について大臣としての御所見、またこの実施に当たつて提案者は誠実に履行をして、この点についてお話を伺つてはいるわけですが、大臣としての誠意あるお考え、また決意等についてお伺いしておきたいと思つております。

○宮澤國務大臣 先ほど申し上げましたとおり、また主税局長から答弁を申し上げましたとおりでございますが、五年を経過いたしました時点において、この五十一条の規定を誠実に考え、いくというわけでございまして。

○宮地委員 その点について確認をさせていただきます。政府並びに提案者も、この附則の五十一条については誠実に対応していく、こういうことが議事録にも残されたわけでございます。ぜひ五年後の総合課税への移行、見直しを、私どもは期待といたしまして、対応してまいりたい、このように思つてございまして。

そこで、原案を中心といたしました所得税法等改正案の問題について、御質問を進めさせていただきます。大蔵大臣にお伺いしますが、昨年の総選挙以来、売上税等の問題を含め、税制改革という問題を中曽根内閣の大変に大きな最後の仕事として総理も取り組んできたわけでございます。これから二十一世紀、高齢化社会を迎えて、そうした大変大事な日本の社会において、この税制改革問題というものは、私は今後も引き続いて非常に大事な課題である。ましてや宮澤大蔵大臣は、次期総理大臣の候補の一人といたしまして、日本、この政治、行政を動かしていただく中核の、大変大事なお立場にあるわけでございます。大蔵大臣としてこの税制改革の基本理念、これはどういふものをお持ちなのか、まずお伺いしておきたい

と思ひます。

○宮澤國務大臣 シャップ税制が行われましたのが昭和二十五年でございますので、非常に長い年月この税制は、基本的には大きな変更なしに行われてまいりました。その間、我が国の内外の状況は、極めて急速に大きな変化をいたしましたわけでございます。したがって、新しい税制を考へるべき時期に来ておりますことは疑いがないと思ひますが、したがってこの時期に、今後二十一年世紀を展望して新しい税制を考へるべきであるというふうな政府は考へておるわけでございます。

その際、やはり公平、公正を旨として、またできるだけ簡素にといったような幾つかの作業目標を持つておるわけでございますが、そういうことなことを念頭に置きつつ税制改正を考へていきたい。さしずめ、我が国の所得税が、殊に勤労者にとつて相当重税感を与えるものになっておりますから、そのことを考へつつ、また簡素化も含みながら、いわゆるライフステージにおいて、なるべく昇給とともに税率の累進が変わつてくるといふようなことではないように、一生と申しますか、就職をして退職までの間は次々に累進がかかるというふうな制度でなく、なるべく緩やかなものにしたしたいといったような点、あるいはまた我が国の法人税、世界どこでも本社を置けるような時代になりましたから、国際的な権衡というものも考へなければならぬ、そういう意味では法人税はかなり高いというふうな考へますといつたようなこと、つまり直接税が勤労意欲あるいは企業意欲を阻害するに至つておるといふ現実をやはり改めていかなければならぬといったような問題、また同時に、二十一世紀に向かひまして、二十一世紀に入りますと殊に我が国の社会の高齢化が急速に進展いたしますので、そういうことも考へまして、それに対応するために国民の各層に社会の共通な費用はなるべく広く、薄く負担をしていただくことはできないであらうかといったようなことを考へつつ、税制改革を進めてまいりたいというものが基本の理念でございます。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

みにじること、所得税法等一部改正案というところでマル優の原則廃止が盛り込まれて政府が臨時国会に提案をしてきた。これはまさに、国会におけるそうした与野党の合意を冒すものである。あの売上税関連六法案というのは、国民の大きな世論の力があつてあのような形で廃案になった。特に統一地方選挙で自民党は、国会の選挙では大幅な後退をして世論の厳しい御批判、審判といふものが下つた。こういうあらゆる面から考へても今回、マル優廃止の法案を臨時国会に提出をするといふことは普通の常識ではあり得ない。それをなぜ政府があつて拙速に出してきたのか。これからの総理を目指す、人格者である、また良識派と言われている宮澤大蔵大臣は、こういう経過について当然怒りを覚えるくらいのお方ではないか。国民の怒りというものは、それなりに大変厳しいものがあると思つておる。この点について、大臣はどういうふうにお考へになつて政府の一員として提案されたのか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 与野党国対委員長会談のお話し合ひにつきまして、有権的にあれこれ申すことは政府としては避けるべきことだと存じますが、税制改革協議会あるいはまた八月七日及び八月二十六日における与野党の幹事長、書記長会談等々を通じまして、たゞいま中村委員が御提案になられた修正が、そういう経緯を背景にして御提案になつておるといふことと存じておりました。したがって政府といたしましては、政府提案について国会の御意思によつて修正をせられますこととは、これはやむを得ないことであり、また尊重いたすべきもの、このように考へております。

○宮澤國務大臣 主税局長にお伺ひしますが、あなたは事務方の棟梁ですから、ましてや今回のこの所得税法等一部改正案、「等」といふことでこの大きな八つの法律をワンパッケージにして提案をされた。これはどういう考へ方で提案をされたのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○水野政府委員 今回御提案申し上げております

○水野政府委員 今回御提案申し上げております

法律は、現行の税制につきましては、従来のような部分的な見直しを続けていくということにつきましては既に限界に達しておるところでございます。税制全般にわたります基本的な体系的な見直しによつて税制のゆがみ、ひずみを除去して、内外の経済社会情勢の変化に即応した税制を構築するといふ観点から御提案をしたものでござい

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

○宮澤國務大臣 何と申しましても租税は国民の所得であるいは富と申しましうか、それを一方的に国にお納めを願うというところでございまして、そういう意味では国民がそれについて十分な理解を持つておられませんかという行政はなかなか行い得ない。そういう意味からも、ただいま仰せられましたようなことはまことにそのとおりであると存じております。

ございまして、こうした観点から一本の法律として御提案をし、御審議をお願いをいたしたところでございます。

○宮地委員 今まで大蔵委員会では、所得税法の改正とか租税特別措置法の改正とかあるいは法人税の改正とか、通常国会のときは、大抵私の過去の経験では、各一本ずつ別にしてきちんと法案を提出をされてきた。大蔵省としては、大蔵常議のある提案の仕方をしてきた。しかし、今回「等」ということでワンパッケージでこの提案をしてきた。ましてやマル優の廃止の部分については、これは租税特別措置法と所得税法と両方絡んで、先ほど申し上げましたように、国会においても、国民からも、まだ時期尚早である、大蔵批判の多い、ましてや前国会でつぶれた、それを強引に出してきて、そして所得税減税とマル優廃止をワンパッケージにして、いわば国民の期待するものと反対するものを一緒にして出してきた。

これは政府としての提案の仕方にも、大蔵将来に禍根を残すのではないか、そういうことで、私もはまずこのマル優廃止の問題については、何とか所得税法等一部改正案の中から租税特別措置法を分離できないか、あるいはその分離ができないなら、マル優廃止部分について所得税法と租税特別措置法の、具体的には削除をしていく以外にないのかな、政府としては両方何とか成立させたいあるいは審議の促進をさせたい、そういう配慮も相当働いていると思いますが、こういう提案の仕方というのは大変に問題が残るのではないかと。ましてや、先ほど申し上げましたような、与野党の合意が踏みにじられた形のマル優廃止が、この所得税法等一部改正案という中で抱き合わせになつておる。

大蔵大臣、私はこの点について、非常に何か政府としての取り組みに拙速さというか、余りにも国民をばかにするような、そういうような配慮というものが、どうも大蔵省ペースで進められている、こんな感じがしてならないのですが、こうしたいわゆる手法について、大蔵大臣としてはどう

いう見解を持っておりますか。

○宮澤國務大臣 たいだいま主税局長が申し上げましたように、税制のあちこちを少しづついじるといふようなことでなく、税制全般をやはり改革すべきだ、先ほど申し上げましたような、そういう時期であるという判断に立ちました点の一つ。また、この時点においてこういう御提案をいたしたことが、我が国の内外から今求められておる課税問題にもたえるゆえんでもある、そういう政策目的をこの法案が持つておるといふこと、それから納税者のお立場からいっても、減税、増税の部分が明確になるということ、あるいはまた歳入歳出の観点からいいますと、この税制の中で将来の歳入増を意図している部分もあるといったようなこと、それらを総合的に一本で御審議願うことが好ましいのではないかと考えたわけでございますが、その点は法制局とも打ち合わせをいたしました。あろう、こういう同意を得ましたので、御提案をいたしたような次第でございます。

○宮地委員 私は、こうして包括的に法案をくくって提案をしていくというやり方、これは例えば沖繩の返還のときのような、ああいう整備のため法律案がたたくさんあるときとか万やむを得ないときは、これはやはり検討に値すると思いがすが、今回の臨時国会に提案されているこの法案というものは、明らかに所得税減税先行といわゆるマル優の廃止を何とか強引に政府としてはやっています、いかなくはならない。恒久財源をいふことですが、恒久財源は実際には五年、六年先である。財源的にも、そんなに当面はマル優が恒久財源としての機能を發揮しない。ましてや、今回の与野党の幹事長、書記長会談において、施行も一月一日から四月一日に変更がされた。本来ならマル優の原則廃止の部分の租税特別措置法の改正あるいは所得税法の改正というものは、来年の通常国会に出してきたくおかしくない。それをあえてこの臨時国会に抱き合わせでやってきた、これは私は大変に大きな問題が残ると思うのです。この点に

ついて、主税局長はどういう考え方を持っているのですか。

○水野政府委員 法案を一本の法律で御提案を申し上げた考え方につきましては、たいだいま大臣から申し述べたとおりのところでございます。

それから、この点につきまして利子課税に絞ってさらに申し上げさせていただきますと、現在の郵便貯金や少額貯蓄の非課税制度は所得税法の中に規定をされておるところでございます。それからまた、もちろん今回の累進税率の緩和、配偶者特別控除の創設、これらの事項も所得税法の中に盛り込まれておる事項でございます。一方、利子課税につきましては、先ほど委員から御指摘のございましては、租税特別措置法第三条の改正ということをお願いを申し上げているところでございます。

納税者からごらんいただきますときには、所得税法の方に現在のマル優制度の見直しの規定があり、それでは全体としての課税方式がどういふことに相なるか、これは租税特別措置法の第三条の改正で一律分離課税として今後お願いを申し上げるといふことになる。そこらは一括としてごらんをいただくようにするのが納税者への御理解をいただく。それからまた、もちろんまずその前提として当国会におきまして御審議を願う際に、これは一体として御検討いただくのが適当ではないか。こういうことで、利子課税関係について言えは、所得税法と租税特別措置法とを一体として御審議を願うように御提案をしたところでございませう。

利子課税本体、マル優につきましても見直しをれ自体について申し上げれば、今申し上げましたように、まさに所得税法の中の改正規定としていろいろなところに出てきておる、それと今回の税率見直し等もその所得税法の中にあるといったことからいたしますと、所得税部分について言えは、これは所得税法という一つの法律の改正として御提案を申し上げるのが自然な姿ではないかと。この点はお願いをしたところでございませう。

います。租税特別措置法との一体化につきましても、たいだいま申し上げたような考え方でございませう。

○宮地委員 国税庁に伺っておきたいと思いがすが、このマル優の限度額の名寄せを検討している、朝霞の電算機の施設を活用して、こういうようなお話が聞こえてきておりますが、この点については既に検討されているのですか。

○日向政府委員 各種金融機関の窓口を通じて私どもに提出されます非課税貯蓄申告書の枚数は一億数千万枚という大変膨大な数に上っております。したがって、これも手作業では名寄せは困難でございます。したがって、これをコンピューターを使いまして名寄せをすることができるといふことは、システム開発について現在検討中であることは事実でございます。

○宮地委員 それでは次に、所得税減税の財源問題あるいはこれからの税制改革の進め方などについて、若干お伺いをしておきたいと思いがします。

一兆五千四百億円の所得税減税の財源について、六十二年度としては、これは決算剰余金の六十一年度の一兆三千五百億円プラスアルファ分についてはどういふふうにご考えておられますか。

○水野政府委員 六十二年度分といたしましては、御指摘のような剰余金その主体をなすものではございませう、そのほかの部分といたしましては、今回この法律で有価証券取引税の税率の見直しでございませうか、金融類似商品の課税の見直しでございませうか、取引所税の税率の見直しといったものを御提案申し上げているところでございませう。また、二年間の期限を切つての見直しもございませうが、登録免許税の課税標準の見直しもお願いをいたしたところでございます。期限はございませうけれども、いずれにいたしまして、昭和六十二年度としては相応の増収効果があるところでございます。そうしたものをもちろ集めまして、たいだいま御提案がございませう。なまのにつきましたも、何とか財源措置は講じてまいらうにいたしたいと考えておるところでございます。

ざいます。

○宮地委員 六十三年度はどうなるのですか。

○水野政府委員 今後の恒久的な財源といたしましては、利子課税が中心となるところでございませう。しかしながら六十三年度におきましては、これは平年度化したままではまだかなり時間がかかるところでございませうので、恒久財源としては見合いになりまして、六十三年度といたしましては前から申し上げておりますように、財源としては厳しい状況にあるわけでございませう。この点につきましては、六十三年度財政運営、今後のお話でございませうけれども、歳入歳入を通じどのような財政運営を行っていくか、その中におきまして権力その措置を講じていることに相なるわけでございませうが、これは年末までの予算編成、税制改革の中でももろもろの検討を行い、御審議を願うことに相なるかと思つてございませう。

○宮地委員 今、年末までの税制改革とおっしゃいましたが、それはどういふ意味ですか。

○水野政府委員 税制改革と申し上げたといつたしましても、それは今お話しした六十三年度の財源措置の話でございませうので、六十三年度税制改正といふふうにお考えをいただければと思つてございませう。

○宮地委員 六十三年度の税制改革で一兆五千四百億円の恒久財源が入るような税制改革というのは何ですか。

○水野政府委員 その点につきましては、ただいま申し上げましたように、歳入歳出全体を通じた財政運営の中で考えるというところまでございまして、今後それを具体的に税制改正にどういふ項目でどの程度まで結びつけていくか、これもまさに六十三年度の財政運営の中で今後検討してまいらざる事柄ではないかと考えておるわけでございませう。

○宮地委員 財政運営の中でということば、必ずしも税制改革による恒久財源で対応するという意味ではないのですか。

○水野政府委員 この点につきましては、去る七

月二十四日の税制改革協議会での御議論の要約の中で「減税の実施に当たっては、恒久財源が確保される必要がある」との点につきましても、見の一致を見たときとされているところでございませうので、私もといたしましては、この点につきましても十分この趣旨に沿って対処してまいらざる必要があるかと考えておるところでございませうが、六十三年度財政運営はこれからの話でございませうので、こうした観点も十分念頭に置きながら、具体的に今後検討してまいらざることに相なるかと思つてございませう。

○宮地委員 現実問題としては、これだけの大きな恒久財源に對しての税制改革は、来年度の税制改革の中で対応は無理だと私は思つておる。そのうなつてくると、今予想されるのは六十三年度の決算剰余金、この自然増収がどうなるか、この辺についての含みは全く考えていないのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思つておる。

○水野政府委員 ただいま申し上げたように、「減税の実施に当たっては、恒久財源」といふ御指摘でございませうから、まずは恒久財源として考える必要があるのではないかと思つてございませう。六十三年度においては、減税を先行実施する」といふ御議論の要約もございませうが、これは六十三年度以降については、この御趣旨に沿って検討してまいらざることにございませう。

御指摘のございました税収動向につきましては、六十三年度といたしましてはまだ実質一カ月が納付されたところでございませうので、この点を前提にしての御議論を申し上げる段階にはまだないのではないかと考えているところでございませう。

○宮地委員 現在の税の弾性値は大体二・一くらい、ということは大変な高いペースで進んでいると思つておる。来年度の税収の伸びも相当な伸びになるのではないかと、六十一年度の決算剰余金を上回る相当な伸びになるのではないかと見通しを専門の経済機関でも最近はいてきています

ね。大蔵省としては控え目控え目という感じで見ているわけですが、この自然増収ができるかできないかは現段階では測定値を出すのは非常に難しい。しかし、大方の専門機関の調査等によると、多いところでは、年度末に超過七兆円なんという大変な空前のペースで税収の伸びが出るのではないかと、こういうことも言われているわけですね。

ですから、当然年末に來年度の税制改革の案をつくる時に一兆五千四百億円あるいは来年度から住民税五千億円の減税、合わせると大体二兆円を超える減税財源が必要になってくるわけですね。そのときに、年末の税制改正の恒久財源でこれを全部措置するということは、現実問題として、あなた方が前通常国会で出したようなあつた大型の間接税的なものを導入しない限り、はっきり言つてこれは無理だと私は思つておる。これはやはり、国民の合意を得るのに大変な反対の渦の中で廃案になつたぐらいですから難しい。そのうすると、通常行つていような税制改正のような形の恒久財源しか出てこないのじゃないかと、私はそういうふうに見ているわけですね。そうすると、財源として考えられるのはやはりこういう自然増収の部分。ましてや先ほど、N T Tの株の売却益は減税財源には使わないと断言されているわけですから、そういう点では恒久財源一本でいくのは大変に難しい。まさか赤字国債でこれを穴埋めするなんというところは考えていないと思つておる。

財政運営上と言つておりますが、もう概算要求が六十兆円を超えるものが出てきた今日、これからこれを精査して四兆円か五兆円カットするといふお話も出ていますが、当然この二兆を超える減税財源についての税制改革を含めた財政運営上の問題について大蔵省としては取り組んでいかないとはいけません。その取り組む基本的なスタンスといふものが今の段階で全くないといふことなのか、その点についてはどうなんでしょうか。

○宮澤國務大臣 これは私どもとしても実は非常に

に難しい立場に立っておりますのは、もとよりそういう問題を考へていないわけはございません、いろいろなことを考へておるのでございませうけれども、この税制改革協議会におきまして、先ほど主税局長から申し上げましたように、座長報告によれば「右の減税の実施に当たっては、恒久財源が確保されることが必要である」といふ御認識を示しておられますので、この改革協議会においてその問題についての御議論が、これから御検討が行われるといふふうには当然私どもは考へておるわけでございませう。宮地委員の言われまはすのは、いや、それが間に合つか間に合つかないかということに問題があるよと仰せられておるのだと思つておるが、いずれにしてもそういう御検討がこれから行われるといふことが、この座長報告の合意部分であると承知をいたしておりますので、それに先んじまして政府があれこれ申し上げることは、場合によつて差し出がましいといふ非難を受けなければならぬであらう。

ただ、そういうことを思つておりますので今あれこれ申し上げにくいわけはございませうけれども、年末に近づいてまいりますと、まさにおっしゃいますように、来年度はどうするかという問題を、当然本末政府が考へる務めのある問題でございませうから、やはり考へなければならぬ。自然増収といふことを今から考へるわけにはまいりませんし、いずれにしても恒久財源が必要だといふことは税制協議会でもお示しがあり、私どももそう思つておりますから、ただ、仮に自然増収があつたからそれを充てるという安易なやり方はできないでございませうし、特例公債でその部分を補うといふことも、おっしゃいますようにいろいろ問題が多過ぎる感じがいたしております。したがってこれからの御検討の推移を見守りつつ、政府としても内々どういふふうにするべきかということも、予算編成の過程の中で、ある段階から考へ始めなければならぬのではないかと考へておるところでございませう。

○宮地委員 特に私は、この点は非常に大事な問題であらうと思っております。また今後行われる大蔵委員会等での詰り詰めをやっていきたい。時間の関係がございますので、次に進めさせていただきます。

国税通則法の改正の中で、今回納税環境の整備の観点から加算税、重加算税の引き上げを行っております。この加算税、重加算税の引き上げはどうかという考えから今回国税通則法の改正を行おうとするのか、この点についてまずお伺いしておきたいと思っております。

○水野政府委員 納税環境の整備の必要性につきましては、従来当委員会を中心といたしましてかなり強いものがあるわけでございます。そうした御議論を踏まえまして、昭和五十九年度におきましては記帳義務、総収入金額報告書制度の創設、こういったものを御提案申し上げ、法案化をお願いいたしましたところでございます。しかしながら、その後におきましてもこうした問題につきましては、御要請はかなり強いものがあり、さらに一層の納税環境の整備を図る必要性が強く指摘されているところでございます。そうした点の一端といたしまして、今回総収入金額報告書制度の提出限度を引き下げさせていただくとともに、適正な申告を確保するという観点から、加算税の若干の見直しをさせていただきますところでございます。

ただ、今回五割ずつの上乗せをさせていただきますとともに、また少額な場合の加算税の不徴収限度額も千円から五千円に大幅に引き上げていただいております。このように、中小零細な事業者等には極力御迷惑のかわらないようにしつつ、適正な申告を御期待申し上げる制度として御提案を申し上げていると云えるのではないかと御考えを申し上げます。

○宮地委員 国税庁の現場の立場からこの加算税、重加算税の五割アップ、これはどういうふうに見ておられますか。

○日向政府委員 私どもの立場から申し上げますと、適正な申告をしていただくということが一番大事なことでございますので、やはり適正な申告をしていただかなかつた場合における行政上のペナルティーにつきましては、それ相応の重みがあるべきだと思っております。これを踏まえておきます。

○宮地委員 これはペナルティー、罰則が強化されることになるんですが、特に重加算税の過少申告の場合三〇%、無申告の場合三五%、現行です。これが結局三五と四〇になるわけですね。これは厳しければ強めるほど適正な申告が進む、こういう理解を現場ではしますか。

○日向政府委員 どちらの状態になるかの確に判断することは、私正直申し上げまして難しいと思っております。ただ私どもといたしましては、ペナルティーの額が高くなりますればなるほど、その運用については的確にやっつけなければならぬ、間違つて運用するようなことがあってはならない、かように考えております。

○宮地委員 これは非常に調査とか査察とか、査察なんかの場合は明らかにこれは相当厳しいペナルティー、これは当然だと思つたのですが、調査なんかの場合でございまして、これは非常に適正な申告が進歩しないのかどうか、これは非常に問題だと思つたのです。まず基本的なそここのところの考え方、理念、これは現場とこの法律をつくらした上でどうした法改正をつくられたのか。主税局長、どうなんでしょうか、これは。

○水野政府委員 私どもといたしましては、制度的な改正を行います際にはもちろん執行当局と十分打ち合わせを行い、その要望、要求、そういったものも十分に織り込みまして、また私どもから御提案を申し上げますときは十分その意見も聞きまして、御提案を申し上げますところでございます。

○宮地委員 私は、やはりこの調査のときの内容あるいは実際にこれを適用するに当たっては国税庁の現場としては、その調査した内容によって本間に悪質なやつと、あるいは中小企業、もう五人、十人のところはある意味ではどんぶり勘定

で、初めは本場に税理士や計理士の皆さんがいなくて、社長みずから家族で一生懸命やつて成長してきて、ある程度そういうものが整つた。ところが調査というのは、過去三年、五年前からやるわけですね。そこで、今度は重加算税三〇と四〇%とか、こういうようなやり方で適正化を進めていく、ペナルティーを強めることによつて適正申告を進めていく、こういう考え方が今後強く出されるとしたら大変危険なことではないか。私は、やはりこの内容についての精査というものをきちつとして、現場の方は、この法律は法律として通つたにしてもその運用においては慎重にやつておきたい。この点について、次長の見解を伺つておきたいと思っております。

○日向政府委員 その運用については慎重にやつてほしいという点につきましては、私、しかと承つておきたいと思つております。特に御指摘の中で重加算税の適用につきましては、御案内のように課税標準等または課税の基礎となつた事実について隠ぺい、仮装があつた場合に課せられるわけでございますが、その率は今回の改正によりまして相当高額になるわけでございますので、この適用につきましましては十分慎重を期してまいりたい、かように考えております。

○宮地委員 最後に国税庁に。最近、納税人口の増加に伴いまして、海外に進出していく企業の数も非常に多くなつてまいりましたね。そういう点で国税職員の数も、相当やはりそうした対処には御苦労が多いようです。まず員数が少ない、また予算もなかなか厳しい。そういう点について、今後やはり国税職員の方々、そのそうした立場を考慮して、もっと改善策といひますか、あるいは人をふやすとかこういう対策、これをどういうふうにお考えですか。

もう一つは、今回売上税の法案が廃案になりました。当初売上税対応として六百人ぐらいの要員を確保する、これはとんざしてしまつたわけですね。しかし国税職員というのは、今までの仕事は量あるいは質の大変難しい、そういう点から、今

までも国税職員の数というのは非常に厳しい状況にあつた。そういう点でこの六百人の増員問題についても、今これからそれをならしていかなければならぬと思つておりますが、この点についての対応をどう考えておられるか、二点ちよつとお伺いしておきます。

○日向政府委員 本邦企業の海外進出が最近とみに著しくなつておまして、私どもが把握しております海外事業所、支店等は一万一千数百という数に達しております。これに伴いまして、その海外取引を利用した脱税もふえてきておる傾向にありまふ。したがって私どもは、租税条約による情報交換の強化に加えまして、調査官の海外派遣を積極的に行ひまして、こういう事態に対処したいと思つておりますが、そのために必要となつてまいりたい、かように考えております。

また、御指摘の定員の問題につきましては、現在実調率の現状等を考慮してみますと、私どもの立場から申し上げますと、定員の増加は切に望まれているところでありまふ。これにつきましても、今御指摘の員数の点を含めまして、関係方面の御理解を得て、定員が適正な形で増加していくようにできるだけの努力を払つてまいりたい、かように考えております。

○宮地委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございました。

○池田委員長 野口幸一君。

○野口委員 まず、予定しておりました質問以外のことで若干お聞きをいたしますが、大蔵大臣の職務権限は一体何か、ちよつとお聞きをいたしたいと思つております。

○宮澤國務大臣 ちよつと法律を見ましてから御返事をさせていただきます。

○野口委員 なぜ、このようなことを言い出したかと申しますと、少なくともこの職務権限、お読みになつたらはつきりしているわけでありまふけれども、国の歳入歳入にかかわる用務一切あるいは債券の売却、国債の発行等々いろいろなる権限

が大蔵省にあり、またその大蔵省を統括する長が大蔵大臣である、こうなっているわけでありませう。そういったしますと、この大蔵委員会にかかる法というものは、実はその大蔵省の権限の行使にかかわる課題である、こう考えてもよろしゅうございませう。

○宮澤國務大臣 一般的に申しまして、大蔵省の所管事項につきまして、それに限りませぬけれども、当委員会にいろいろ御調査、御審議がござりますことはもうそのとおりと存じます。

○野口委員 先日決定をいたしましたNTT株の売却益の処分関係については、これは大蔵省所管事項でございますか。

○宮澤國務大臣 NTT株は国債整理基金特別会計が所有をいたしておりますので、それは大蔵省の所管と存じます。

○野口委員 そうなりますと補正予算案に、先にその権限の中を、大蔵委員会の審議を待たずして、決定されないうちに予算に計上をして、先に予算委員会を審査をするということは、この大蔵委員会を無視していらっしゃるという形になるわけですが、いかがなものでしょうか。

○宮澤國務大臣 一般的に予算は、これから將來、場合によりましては一年間、あるいは補正予算でございますとそれより短い時期もござりますが、政府がいたそうと考えておりますことを予算、歳入歳出という形で国会に御審議をいただき、お許しを得るといふものでございませうから、したがってそれはかなり將來に関する施策を当然のことながら含み、また前提としておるものでございませう。それで、個々の施策は、場合によりまして法律案あるいはその他の方法で、また当該委員会の御審議を受けるわけでございますが、予算そのものは將來に向かつての施策を、いろいろな措置を前提にして組まれておりますために、予算に組まれておることが、必ずしも予算編成の時点で法律なり制度として確立しているとは限りませぬ。国会でお許しを得ることを前提にして、それを予算に含んでおるといふことはしばしば

ございませう。これは將來に関することでございますので、行政府としてはそういうふうにせざるを得ず、また国会のお許しがあつて、初めてその予算が実行できるということも申すまでもないことと存じますので、そのような形で御審議を受けております。

したがって、予算そのものは主として予算委員会で御審議を受けるわけでございますけれども、その前提になります諸施策あるいは法案等々は当該委員会でまた御審議をいただく。両方の御審議が終了いたしました成立いたしませんと、その部分の予算は執行できないわけでございますから、そういう形で国会が各委員会御審議をなさつておるといふことと考えております。委員会と委員会との相互の関連につきましては、これは政府が申し上げるべきことではございませぬので、その間、国会におきましてもよろろの調整が行われておりますものと存じております。

○野口委員 きょうは余り時間がありませんので、このことを深く突っ込んでやるつもりはないですが、私はこの十何年間国会におきまして非常に不思議なことは、歳出項目が先に決まり、そしてその歳出に見合う財源を後で見つけ出すという方式に実はなつていられるわけなものであります。これは仕方のないことだとは思いますが、少なくとも大蔵委員会にかかる部分についてはそれが先に他の委員会でも可決される、それも含めて可決される、その後で実はこの大蔵委員会に回ってくるということになります。

与党の理事さんがよく私どもに折衝なさいませうと、補正で上がったのであります。NTT法案を一日も早くお願いいたします。またで予算委員会の下請稼業みたいを、そういう言い方で、予算が上がりかひとつこれはということ、上がりましたから何とでもはもう使ひ方が決まっていますのだから、ここから先は、例えばNTTの株の売却益の処理につい

ではもう幅はありますが、向こうの方へ決まっていますので、この程度でございます。また、下請機関のごとく与党の理事さんは私どもに迫られる。そして私どもに、一日も早くこれを上げるとおっしゃる。

私は、主客転倒だと思つたので、大臣。所管事項というのは大蔵大臣が御持ちであつて、大蔵委員会にかけてそのことはどう使おうかということをお決めになつた上で、それじゃこれは大臣が先ほどからも言われているように、補正予算案の一つの財源として使おうじやないかということになれば、それはそれで結構かと存じます。先に補成予算の方でくられてしまつて、そして私の方へ来て私の方が審議をしようと思つても、審議のしようがないじやありませんか。それがいわばひもつきであり、または予算委員会の隷属機関みたいな大蔵委員会の実情になつていられるじやありませんか。

○宮澤國務大臣 国会の中のことにつきましては、私どもはこれ申し上げるべきではございませぬが、衆議院規則九十二条によりまして大蔵委員会の所管事項は、「大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）」とございまして、こういうところでこれらの委員会と当委員会との調整が行われているものと、衆議院規則を眺みますと推察ができません。

そこで、今お話しのこととはそのとおりでございます。NTTの株式の売却代金に関する法律及び外一件でございますが、これはこの委員会御審議があり、御議決を得て本会議の御議決があり、さらに参議院において同様のことが行われませぬ限り、予算のその部分に関する執行はできない、これはもう当然のことでございます。

○野口委員 それはわかっているのですがね、だからやり方が実は本末転倒になつていられるのです。本来、この委員会にかかつて可決をされて、そしてそのことをもつて予算が組まれていかなければならぬ。少なくとも同時に進行しなければならぬ。最低限、こちらの審議と向こうの審議とが同時でなければ意味がないと思つたのです。だって、私どもの方は、例えばNTT株の問題にすれば、その使途、その売却益はどのように使おうかということ、実はこの委員会御審議を受けて、大臣の方からの提案があつて、我々はそれはどうしようかということを決めて、そこで決まった形の中で初めて補正予算なら補正予算の財源として使う。しかもそれは、建設公債にかかわるものとしての使用の方法であるというふうなことになるようにございまして、順序からいきましたと全く逆になつていられるので、

私は、当委員会では思つたことなのでありますけれども、一体この大蔵委員会とは何だということをよく質問することがあります。また、大蔵大臣の職務権限も非常にあやふやであると私は思つております。例えば与野党幹事長、書記長會議で決まつた問題、この間から、先ほどから問題になりまして、その問題についても、大蔵大臣は拒否することもできるし、またその額を上回つても出すこともできる、そういう権限があると私は思ひますが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 そのところが議院内閣制の一つの特色だと考へるわけでございますが、もとより法律的には、たゞいま言われましたようなことは可能、不可能といふことであれば、おのずから法律上の解釈はございませぬけれども、政府と与党が一体になつて動いていくといふことはやはり議院内閣制の特色でございませぬから、事実上私どももそういう制度の上になつて行政をやつておる、それが議院内閣制といふものではないかと存じております。

○野口委員 その問題を突っ込んでいませうと、例えば与野党幹事長、書記長會議ですか、その合意を見た、そのことを受け入れるに当たつて、所管大臣の、いわゆる大蔵大臣としての権限の内容とかかわり合ひというものは極めて微妙な問題だと私は思ひます。その間の課題については、きょうは与えられた時間というものは少のうございませぬ。

れているところの実調というものであります。今日行われておりますところの事後調査は、法人においては全体の大体一〇%以内、個人においては五%以内、これは申告者という意味であろうと思ひますが、その程度であると思ひますが、いかがですか。

○日向政府委員 申告所得税の営業所得者について、六十年四月から六十一年三月三十一日の間における調査事項を申し上げますと、実調率は仰せのとおり四%以下の三・八%でございます。同様に法人税について、六十年七月から六十一年六月までの間における調査事項について申し上げますと、実調率は仰せのとおり九・六%でございます。

○野口委員 私は、実調率が非常に少な過ぎると思つてあります。ある法人で聞いた話なんでありまして、一〇%以内ということは簡単に言うならば十年に一回ということでありまして、交通事故に遭つたようなものだ、こういう話をするのであります。個人の場合ですとさらにまた五%以下、今おっしゃつたように三・数%というふうになつてまいりますと、まさにめつたに当たたらぬけれども弾に当たつてしまつたというふうな気持ちで納税者がいることも、巷間伝えられている裏話の中に出てくる言葉であります。もう少し実調率を上げて、調査をもっと数多くしかも内容的なものを実施することによって、この面における不公平、不正というものを正すことはできないのか。少なくとも現在の金額どのくらい上がつていくか、後ほどお聞きしたいと思ひますが、事後調査におけるところの所得額の把握の総額、あるいはまた近年におけるところの調査後に出ましたところの徴収税額の差は一体どのくらい上がつていきますか。そして、事後調査員が一人当たりどのくらいの税金を取つてきていることになつていくかということをお聞きしたいと思ひます。

○日向政府委員 ただいま申し上げました実調率と同じ前提で申し上げますと、申告所得税の営業

業所得者につきましては、調査件数は十五万八千件、増差所得金額は五千七百六十二億円、増差税額は、これは加算税が入りますので三千六百九十九億でございます。これを従事してあります職員定員ベースで、一万二千六百八十八人で割りますと、一人当たり増差所得金額は五千六百万円、増差税額は千三百万円でございます。

法人におきます同様な数字でございますが、調査件数は十九万四千件、増差所得金額は一兆一千四百八十二億円、増差税額は四千三百八十三億円、定員が同様のベースで一万二千二百二十人でございますので、一人当たり増差所得金額は一億二百万円、同増差税額は三千九百万円と相なりま

○野口委員 単純に計算されておるわけでございますが、それを参考といたしまして、さらに仮に今の調査人員を倍にふやしたといたします。つまり、目的は今の実調率を倍にすることでありまして、法人等は二〇%、個人においては一〇%を目標にした場合、およそ増差税額は下がってくることは間違ひありません。今やられておる実調は、悪いやつを初めから順番にやつておるわけですから、次の段階はだんだん落ちてくるのであります。うから下がることが私どもも認めますが、仮に半分しか上がつてこなかつたということにして、職員一人当たりの給与とそれの関係はいかなりま

○日向政府委員 今、委員おっしゃいますように、すべて限界効用は減減するという法則がございますし、また費用の方は漸増するという事情がございますので、比例的にその効果があらわれるということにはまいらないと思ひますが、仮に申告所得税と法人税の調査に限って調査人員を二倍にした場合の人員費等の増加額は約千六百八億円でございまして、他方、増差税額の増加額は五千七百十億円でございまして、

ては当然前向きに検討をして、何も行政改革が進んでおるときだから税務職員は絶対ふやしてはならぬという法律があるわけではありませぬし、そんなことを決めたこともないわけでありまして、今、今の税の不公平感を国民から脱却させていくためにも、悪い部分については進んで徴税を進め、そして是正をさせていくことが大事だと思つております。今の実調率では、私はまだまだ逃れておる悪い部分があると指摘せざるを得ないと思つておられます。その点、徴税に直接当たつておられる国税庁において、こういう倍加をしていくというふうな考え方についてどのようなお感じをいたしたいと思ひます。

○日向政府委員 私どもの立場で申し上げますと、除斥期間が三年、悪質な脱税の場合に五年ないし七年という現状からいたしますと、できません。三年一巡ないしは五年一巡の実調率の維持が望ましいかと思ひます。そうなりますと、現在の実調率とかなりかけ離れてしまつてあります。それにすぐ近づくのは無理にいたしまして、現在の実調率を少しでも上げることが望ましいことは言うまでもないところであります。

○野口委員 それでは、最後に大臣にお聞きいたします。今言いましたように、少なくとも三年に一回、五年に一回ぐらゐは調査をしたいというのが本来の国税庁の考え方だと。それには養成をしなければならぬし、勉強もさせなければならぬ。だとするならば、昭和四十年程度の税務職員の仕事の内容とそのあり方について調査をいたしますと、単純に計算いたしましたとしても今日段階で約一万人不足をしているという状態でありまして、ここ数年間、若干の端数の増員はありましたけれども、ほとんど定員は変わっていない、仕事だけはどんどんどこどこふえておるという内容であります。したがつて、その面からも私どもは、国民の不公平、不正という面から考えましても、実調率と

め人にふやして、そして取るべきところから取つてくるということにはきちつとしてもらわなければ、これは不公平感の増員について、大臣の前進的なお考えをお聞きしたいと思ひますが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 確かに実調率は決して高いと思はせませんし、また時効もあることでございます。御指摘の点は、税務に対する御理解としてありがたく承ります。私どもとしましては、事務の合理化、機械化等々によりまして、できるだけ与えられた人員で能率を上げるという努力を常に心がけなければならぬわけでございます。その上でなおただいまおっしゃいましたようなことがござい

ますと、これはある意味でやむを得ないことであるかと存じますが、しかしそれより前に能率を上げることを心がけて、その上でまたあれこれにつぎまして御配慮を仰ぎたいと思つております。

○野口委員 能率を上げていくことも大事であります。潜在的にはやはり人員が、昭和四十年程度の時代の人員がなお今日二十数年間たちましても大体同じペースで行われておる。しかも、それを簡単に言うくと、一万人ぐらゐの増員があつてしかるべきものが今ゼロであるという勘定になつておるわけでありまして、現在の状況でもそうなのでありますから、今実調をさらに深めていく、それからペースを上げていくということになりますれば、当然それに対応する人的措置というものが必要であるということをお聞きしたいと思ひます。頭を下げておられますから、御理解をいたしたいと思つて次に進ませていただきます。

おりでございますか。

○水野政府委員 そのとおりでございますし、今回改正をいたして御提案申し上げてございませ

○野口委員 それによりますと、「学校教育法第

一条に規定する小学校、中学校若しくは高等学

校三年間、それから高校三年間、十二年間、中

学進学の期間に仮に資産譲渡にか

かかわるような金額以内、つまり年間六十万

円以内において、これらの諸君が貯蓄をいわゆる

大合、この金額についても、といひますと、十二

年間でありますから、六十万といひまして七百

二十万円という金額が単純に出てくるわけであ

ります。それが、それはどういふ形になるのか。また

一つ、その中で、学校長の指導を受けてという

ことがありますが、その学校長の指導というの

は一体どういふ意味を指しているのか、その辺も

お聞きいただきたいと思ひます。

額をのものを続けてやるということは、実際上

というところでございませぬ。

○野口委員 それならば結構なのでありますが、

一方、いわゆるマル優制度が廃止になりました

と目をつけている銀行ももう既にありわけござ

いまして、大学進学に資するため、資産譲渡に

かかわらない金額の範囲ならば、学校長が御指

導をいただければ、私どもの銀行が直接集金を

していただくよりもよろしゅうございませぬとい

うことでも突は出てくるものがございます。そう

いしたものが、子供貯金の、九条をうまく利用

した方法でございませぬ。九条をうまく利用し

た方法でございませぬ。九条をうまく利用し

た方法でございませぬ。九条をうまく利用し

た方法でございませぬ。九条をうまく利用し

た方法でございませぬ。九条をうまく利用し

を申し上げさせていただきますと、昨年一年の外

国たばこのシェアというのが三・九%でござい

ました。これが三月以降、特に四月以降も含め

たばこの数字が出ておりますが、七月が九・

八%ということになってございませぬ。四月から

七月までの累計で申し上げても、九・一%のシ

ェアとなつてございませぬ。

ただ、これにつきましてはいろいろな見方が

ございませぬので、今の事態ですぐにどういふ

ことでも動くのかというところについては、今と

ころまだもう少しと情勢を見ながら判断したい

こと、特にアメリカからの輸入にございませぬ

こと、特にアメリカからの輸入にございませぬ

こと、特にアメリカからの輸入にございませぬ

こと、特にアメリカからの輸入にございませぬ

こと、特にアメリカからの輸入にございませぬ

ります。当然、その税の差というものはサービ

スにも回せませぬし、品質の改良にも回すこと

がございませぬ。そうなりますと、外国たばこ

は、たばこと日本のたばことこれからの自由

に競争してまいりませぬと、当然アメリカたば

こが蔓延する可能性もなきにしもあらずであ

ります。ここで思ひ切つて日本のたばこの税率

についても改定をしなければならぬ。つまり

、今日日本たばこ産業株式会社というの

が自由競争の場に入つていって、たばこ

の競争に入つていって、たばこの競争に入つ

ていって、たばこの競争に入つていって、た

ばこの競争に入つていって、たばこの競争

に入つていって、たばこの競争に入つてい

って、たばこの競争に入つていって、たば

この競争に入つていって、たばこの競争

ろいろな御意見が出ております。税制協議会でもいろいろな議論が深められましたし、当委員会においてもまた継続してそういう議論がなされているところだと思っております。

そこで、与野党書記長・幹事長会議のお話し合いを踏まえて、五年を経過した場合に見直しをするという規定を入れさせていただいたわけでございますが、その五年を経過した場合に見直しをするというところで考えますと、五年を経過していつかというような御議論もあるかと思っております。ございまして、これは社会経済情勢の変化に応じて必要があれば五年経過していつでもやるんだというところで、私は、むしろ必要があればやらなければいけない、そしてさき官地委員の御質問にもお答えさせていただきましたように、議会で決めた以上、これは誠実にやっていくべきことであるという認識を持っていくわけでございます。

○安倍(基)委員 当初申しましたように、見直しを行って、よければ存続、悪ければやり直しということですから、「必要に応じ」ということを殊さらにつけ加えることはむしろ弱めるのじゃないか、見直し規定に対して弱い効果を持ちますね。今の御答弁は、五年前でもやっていいということですか、「必要に応じ」五年前でもやるということですか。そういうことじゃないでしょうか。

○中村(正三郎)委員 この文案から読めば、五年前にということには読めないと思っておりますが、今委員が御指摘になりましたように、検討して必要がなければやらぬということには絶対読めないのではないかと私は思うわけでございまして。そして、必要があるときは、いつでも五年を経過した場合に検討するという意味で入れさせていただきましたので、御了解を賜りたいと思っております。

○安倍(基)委員 私は、この「必要に応じ」という言葉は不要であると思っております。これはむしろ外した方がいいのではないかと思います。見直しを行う、見直しを行った結果、よければ存続、悪ければ改正ということですが、もともと私どもは、原

則として現在の形で限度管理でやれという主張でございましてけれども、その面からいって、今度の改正については甚だ不満な点も多い。その点で、「必要に応じ」とクッションをもう一遍入れるのはおかしいのではないかと私は思います。この点、提案者は覚悟でございますから、自民党でございますから念を入れたのかもしれないが、私はできたから削除すべきではないかというふうに考えております。野党の皆さんもそうだと思います。だから、これは法制局に一々聞かなくても論理として当然でございまして。

次に、書記長・幹事長会議は一応自民党回答でございまして、ここに例えば財形貯蓄の問題が年金、住宅というぐあいに出ておりますけれども、一般財形について二〇%をゼロにするか、あるいは一〇%にするか、いずれかということ、できたらゼロにしたい、それで八百億でございまして、一〇%であったら四百億ということでございますが、新聞報道をいろいろ読みますと、新聞の報道が正確かどうかという問題はございましてけれども、政府専用機を買うだけでも四百億くらいかかるという話ささげございます。そうすると、何か財形の利子を課税して政府の飛行機を買うのかということに逆になるので、この辺について提案者、そして必要とあらば大蔵大臣の見解をお聞きしたいと思っております。

○中村(正三郎)委員 年金、住宅に関して、野党の御意見も入れて税率をゼロにするという改正案を今度つくらせていただいたわけでございまして、この根本にございましては与野党書記長・幹事長会議の申し合せと申しますか、そこで御提案申し上げたものの第三項でございましてけれども、「財形貯蓄(年金・住宅)の利子は非課税とする」ということを、私どももいたしまして修正案にまとめさせていただいたわけでございまして。しかし、その中の考え方をいたしましては、住宅取得とか高齢化社会を迎えての年金とかいいうものにつきましては、特にこれを支援する必要があるという観点からこれがなされたのではないかと、

また一般財形については、これを必要な方は年金貯蓄、住宅貯蓄へ変更することができるといいうような規定もなされているわけでございまして、私が推測すれば、そういうことからこういうふうになつてきたのだと思っておりますが、詳しくは政府側から御答弁をさせていただいたらと思うわけでございまして。

○水野政府委員 今回、利子課税を御提案申し上げているところの趣旨をいたしましては、現在の社会経済情勢で、とにかく貯蓄一般につきまして一律的に優遇措置を講ずることにつきましては政策的な観点からいかがかということ、御提案をさせていただいて、るところでございまして。一般の財形は、まさにその貯蓄をされる方がサラリーマンであるという点につきましては一般的であるという点は進みますけれども、天引きで貯蓄をされた場合には一般的に優遇措置を講ずるといふことは、今回御提案申し上げております利子課税の見直しの線からやはり適当ではないのではないかと考えるところでございまして。

それから、ただいま御提案者からお話のございましたように、一般の財形は、この適用の末日の残高をもって一定の手続をおとりいただければ変更することができるよう、財形法それから今回の税法でも措置をいたしておるところでございまして、御活用いただければと思うわけでございまして。

○安倍(基)委員 この前の質問でも大臣にお話ししたのですけれども、財形というのにはまず第一に不正利用が絶対できないという問題が第一点。それから私どもは、低額所得者に対して優遇措置が講じられないかということをお考えのすけれども、低額所得者という定義がなかなか難しい。そうすると、財形という形であれば一番とらえやすいという意味で、これは低額所得者に対するいはば優遇措置ということで私どもは考えていたわけでございまして。

この与野党の合意とおっしゃる、こちらの方は自民党回答と考えておるわけでございましてけれども、これはたまたま年金、住宅というのを例示と見るか限定と見るか、むしろ例示というか、こういったものという特色を出すために、さっきも話が出ましたけれども恐らく書記長・幹事長の段階で、詳しいことがわからないところのところに、この辺予算委員会でも何かそういうこと、この辺は本来は大蔵委員会でも詰めた形できちんと議論すべきであったわけでございまして。年金、住宅というものがたまたま出てきたのは、むしろ例示として考えてもいいんじゃないかという考えがございまして、もう時間もございまして事務当局の方じゃなくて大臣の御意見を。

もう一つ、私は質問しておきます。私は、二十六年で終わらなければいかぬものですから、もう一つ、年齢制限でございまして、労働省あたりは退職年齢を六十歳ということで指導している。六十と六十五、これは人数がどうなるかという問題がございましてけれども、この辺は何でこうなったのかな。労働省の、六十歳ということであるの線を引くのも一つの方法ではないか。

この二点について、年齢制限につきましては後から提案者の御意見、財形の問題及び年齢についてまず大臣からお返事をいただきたい。

○宮澤国務大臣 財形の問題につきましては、先ほど御提案者からお話がございましたように、やはり住宅は住宅政策というのがたまたま大変に焦眉の問題でございまして、それから年金というのにはやはり老齢という、そういう政策目的に従いましてこの二つのものを限定的に選ばれたものではないかと私どもは考えております。

○中村(正三郎)委員 大臣の御意見と同様でございまして。

○安倍(基)委員 年齢の問題につきましては、○宮澤国務大臣 これは一般に政府が老齢者と考えますときに、いろいろな施策を六十五で考えておりました、それに倣って考えておられます。○安倍(基)委員 私どもも党として、今回の改正が余りにも拙速であったという気がいたしますので、その辺を私ども態度を明らかにすると同時

に、御質問したわけでございます。

最後にあと一問でございますが、今度の税率改定で、この前の質疑でもちゃんと平年度ベース、地方税を含めて大体二兆二千億くらいになるかなというお話がございました。これから同僚議員もそういう質問を取り上げると思いますけれども、自民党として結局今度の税制改正は、当初提示されたような税率をもっと簡素化して軽減していくという方向に対する第一歩というふうなぐあいだに考えて処理されておられるのか、そうでないのか。これはむしろ提案者としての党の方にお伺いしたいと思ひます。

○中村(正三郎)委員 一大蔵委員会議事としては、答弁するのに大変大きな問題だと存じますが、この修正案自体は、政府の考え方に基づきます原案について与野党のお話し合いの中から出てきた修正案でございますから、その方向について私どもがとかく発言するのはいかかとは存じますが、議員として考えますと、税制改革の展望については衆議院議長のおっしゃる通りでございます。そこで与野党の税制協議会も行われている最中ということも考えますと、引き続き検討をする税制改革の中の一つのステップであるというふうな考へるのが至当ではないかと思ひわけでございます。

○安倍(基)委員 もう二十六分ですから、私はここで質問を終わります。

○池田委員 正森成二君。

○正森委員 私どもは、マル優廃止を含む所得税法等の一部改正法律案については断固反対であります。その点については、八月二十五日私が第一回目の質問のときに、二時間にわたってその論拠を申し上げたところで、本日は、中村正三郎君外四名提出の修正案に限り質問をさせていただきます。ということでございますので、短い時間でございしますが、幾つかの問題を聞かしていただきたいと思います。

最初に、この修正案が我が党を除く自民党と社公民との書記長・幹事長会談で行われた。その淵

源は税制協議機関にございすわけで、この税制協議機関については、先ほど社会党の同僚野口委員からもまことに正論の指摘がございました。党は違ひますが、その本質的部分については、当委員会並びに国会の審議を形骸化するものであるという御指摘に対しては、私もそのとおりであるということをお願い申し上げます。

そこで伺いますが、今度中村さんなどから修正案が出ましたけれども、それはマル優を廃止するという基本的な点については手を触れていないと思ひます。その上で、大蔵省には修正三原則というのがあるそうですね。例えば八月四日の読売新聞に載っておりますが、「税金が大幅に減らない。徴税の事務量が増えない。金融機関間の不公平を招かない」、これがその修正の三大原則であつて、これにかなう修正である、こう書いてあるんですね。結果的に見ますと、まさにそのとおりではありませんか。

○中村(正三郎)委員 私どもといたしましては、共産党さんが入っておられなかったわけでございますが、自社公民の話し合い、書記長・幹事長会談から出てきたものを法制化の手続をとらしていただいたということでございまして、その間、計数的な問題とかいろいろなこと大蔵省に意見を聞いたことはございしますが、大蔵省の三原則というふうなものを私も存じませぬし、そういうものをしんしゃくしてやったものではございませぬ。

○正森委員 それでは次に伺いますけれども、最初八月七日に二億円減税が上積みされました。次いで、八月二十六日に四百億円上積みされたという事になっておりますが、例えばその二十六日の昼に中曽根首相は記者団の質問に答えて「これは上積みではない。計数整理をした結果だ」というふうなように述べたと各紙で報道されております。特に東京新聞です。つまり、これは上積みではなくて計数整理であるというように一國の総理が言っているのですが、提案された中村議員は何

とご考へになつておりますか。

○中村(正三郎)委員 大変重要な難しい御質問でございますが、私どもが存じておりますことは、八月七日の書記長・幹事長会談において一兆三千億に対して二千億の上積みをするという旨の提案をされた。このときは、私どもが承知する限り、税率構造の問題とかいろいろなことは議論をされてなかつたように伺つております。その後、自社公民の話でございますが、大蔵委員会の審議等の経過も見ながらもう一通話し合いを持つという事になりまして、二十六日の書記長・幹事長会談において我が党の方から、いろいろな社会経済情勢も踏まえて、先ほど御提案されていたような税率構造にした、そしてそれを計算した結果として一兆五千四百億になつたというふうには私は理解しているところでございす。

○正森委員 中村議員の答弁は、役目柄やむを得ない非常に御苦心の答弁だと思ひますが、事実完全に反しているのです。ここに八月八日の読売新聞の朝刊があります。これを見ますと「所得税率十二段階に 政府・自民修正方針」最低税率幅を拡大」というふうな御質問をしております。このリード記事を読みますよ。よく聞いておいてください。

政府、自民党は七日、与野党幹事長・書記長会談で、自民党が六十二年度の所得税減税を二億千億円積み増し、一兆五千億円にする案を提案したのに伴い、具体的な所得税率の修正方針を固めた。それによると、中堅所得層への減税をさらに手厚くするため、最低税率(一〇・五%)の適用幅を、先月末国会に提出した政府案の課税所得百二十万円(夫婦と子供二人のサラリーマン世帯で年収四百三十五万円)以下から百五十万円(同四百七十六万円)以下まで広げると同時に、第二段目の税率(二二%)を、百六十万円以下から二百万円以下まで広げるとしている。この結果、政府案の第三段目(一四%)の税率は、第二段目に吸収されることになり、十三段階だった税率の刻みは十二段階に簡素化される。

これが読売新聞の八月八日に出ていることであります。今回のあなたが提案されている修正案と寸分変わらない、同じじゃないですか。

ですから、八月七日提案のときには二千億円という、まさかつかみ金をするわけじゃないでしょう、戻し税じゃないのですから。それは、何らかの税率構造の変化をやつて、二千億なら二千億減税額をつくり出すわけですから。それには、最低税率一〇・五%を百五十万円にするのだ、そして十三段階は十二段階にするのだ、一二%は二百万円まで広げるのだというふうな事になっているわけですから。だからその案のまま、社公民の書記長からもうと積み増しできぬかというので、計算してみたら、もともと一兆五千億に資料があるので、一兆五千億は朝三暮四。これは八月二十七日の読売でありました。これにはどう書いてあるかと云えば、大蔵省の中には、もともと先の通常国会に提出した当初案は一兆円減税といながら一兆百八十億円で、百八十億円の端数があった、今度の二千億円の上積みについてもこれは端数があったのだ、それを足せばちょうど二千四百億円になったのだ、こういうぐあいに読売新聞の八月二十七日の「税界」というところにちゃんと書いてある。

いいですか、中村さん。ここではまじめな顔で答弁しておられるけれども、八月八日に二十六日の社公民幹事長・書記長会談で答弁した内容と同じことが出ています。だから、自民党は同じ案で、それでいよいよやるときに計算してみたら、いいあんばいに四百億という端数が出た。それで、これを減税の上積みしておけということだ。だから中曽根総理が、あれは減税の上積みじゃない、計数整理だ、こう言っているのではありませんか。

○中村(正三郎)委員 一大蔵委員会議事としての私の御答弁で足りるかどうかということでございます。

この結果、政府案の第三段目(一四%)の税率は、第二段目に吸収されることになり、十三段階だった税率の刻みは十二段階に簡素化される。

革は必要かどうかという点に關してのみ私に仮に逆に御質問があるとするならば、それは必要でございませと答へざるを得ない状況であるということは間違ひございません。そこで、前国会で、残念ながらというお言葉はなかつたかも知れませんが、いずれにしても、あのような結果になった原因を私なりに考えてみますと、税制改革が三十七年ぶりとか言われるだけに、技術改正に当たつての地ならしというか、そういう環境づくりが全くできていなかった。いわんや、繰り返すわけではございませんが、昨年の総選挙に当たつて、いわゆる大型間接税はやらないんだという総理の言葉が一つのひっかかりになりました、縦横十文字、投擲をかけるような言葉まで飛び出しまして、自編自縛みたいな形になって、みずからみずから縛る形になってしまったと言わなければならぬのじゃないだらうかなという気持ちも私一つあるわけでありませう。

また、あの選挙において三百余という大議席を得られた大政が、いわゆる税制抜本改革としてお出しになるには余りにも拙速であつたのではなからうか。四年間の任期があるわけでありませうから、その間においてあらゆる周到な準備をしながらやるべきではなかつたのかなという気がするものが、まず一番大きく感ずるところであります。

そこで、そう考へてまいりますと、今はしなくも総理がニュートル方式という言葉をお使いになりましたが、私もこのニュートル方式という言葉は余り好きではないのであります。なぜとなれば、前の大蔵委員会でもちよつと話をしたことがあるのであります。現在我が国には百五十兆を越すいわゆる借財があるわけでありませう。これを何とかしなければならぬというのは、どんなも否定をなさらないと思ひます。

の予算に占める二〇%余になつてゐるいわば利息の支払いが一般会計の中で支払へるような状態、いわゆる税収で支払へるような状態にまで持つていく、その辺が当面のいわば財政再建というところに近づくといいませうか、その目標だ。もつとも最終的には、百五十兆兆円の国債を全部償還してしまおうというのが、借金をなくしてしまおうといふのが財政再建かも知れませうが、非常に遠いといひませうか、なかなか難しいことではございませうし、当面置くべき財政再建の目標といふのはその辺かなといふことで御示唆がございませう。総理としてはどのようにお考えでございませうか。

○中曾根内閣総理大臣

一言で申し上げますと、財政の硬直性を打破して財政の対応力を回復していく、そういうことではないかと思ひます。今おつしやいましたように、来年の三月になると約百五十三兆にも及ぶ国債の残高が残りまして、恐らく予算編成の際に国債費だけでも十五兆近くぐらゐらなければならぬと来るのではないかと。そうすると、一般行政経費が今までは三十二兆六千億圓ぐらゐで横ばいしてきてましたが、多少公共事業、社会資本を充実させてそれがふえるにいたしましたも、しかし国債費が一般会計の中に占める割合が二〇%を越すといふことは、財政そのものを非常に硬直たらしむる原因になると思ひます。そういう意味で、私は、臨調やあるいは財政関係の皆さんの御協力をいただきましてよろやく一九%台に下げたところでありませうが、しかしまたそれが二〇%台に戻つた。そういうことで、やはり二〇%をめぐる攻防といふようなことを一つのメルクマールにしながらできるだけ努力をしていく、それが財政の弾力性を回復する一つの目安になるんじゃないか、そんなことを実は頭の中に描いてきたわけではございませう。

○野口委員

そうしますと、お言葉を返すようでありませうが、財政再建の当面の目標は、いわゆる予算の中において国債費を二〇%以下に抑へることが財政再建という目標であるといふことになりませうか。

○中曾根内閣総理大臣 今まで申し上げてきたのは六十五年赤字公債依存体質脱却、そういうことで言つてまいりまして、それは今でもそのとおりに思つております。要するに赤字公債といふものは大体において、表現は適切ではないかもしれませうが、やや消費的な経費、国の行政経費の中でも消費的な性格を持つ。そういうような性格を持つて、建設公債といふのと性格が違います。資産として残るものではない。そういうような面から見まして、赤字公債依存体質からの脱却といふことを六十五年を目標に努力してきたつもりでございませうが、その予算編成上のメルクマールといふものを別の面からとらえてみますと、また別の基準として今のような考え方も持つてきた。今日におきましては赤字公債をできるだけ減らし、そして資産的なものが残ればこれは子孫が恩恵を受けるわけではございませうから、これはお金を子孫に払つていただいてもいいと思ひますが、それ以外、我々のときに使うお金、我々のときは大体ベネフィットを受けるという仕事については子孫にお金を払つてもらうといふことは、これは我々としてはできるだけ避けなければならぬ、そういう考へに立つておるわけではございませう。

○野口委員

それは一つの御意見といひませうか、総理としてのお考えでございませうが、私はこの考へのおおきさね、総理。財政再建という目標を仮に私どもにどう考へるかといふことになりませうならば、やはり最終的には借金を全部なくしてしまふといふこと、これが一番財政再建の最終目標だと思ひます。しかし、これ以上ふやさないようにしていく、今の借財がこれ以上ふやさないようにするといふのも一つの目標かもしれませう。また、さきに引用いたしましたように、宮澤大臣が言われまして、二〇%になんかとする国債費がいわゆる税収でいひませうか、一般会計でもつて支払へることができ、もう国債を發行しなくともいいといふような形にならないかといふことについて、一つの目標であると思ひますのであります。そうになりました場合に基本的に考へなければならぬ問題は、何といひましても国民のいわゆる負担率の問題であります。いわゆる税の負担率と年金その他一般的な社会保障負担率と申しますか、この二つに分けられると思ひますが、いづれにしてもこの国民負担率がどこまで国民に要求できるだらうか、そこから始めまさんと、この問題の根本解決はできないだらうと思ひますのであります。

そういう意味で今国民負担率は、租税負担率として二五%、社会保障負担率が一%、合わせると三六%程度でありませうが、これは実は二十世紀を展望してどの辺までとり得るかといふところをまず頭に描いて、その中で長期的な債務の処理のあり方、それから短期的な、今日のいわゆるやらなければならぬ諸問題の解決、あるいは貿易摩擦もそうでありませうし内需拡大もそうでありませうが、いろんなことをかみ合わせた中におけるところの中長期ではなくて、短期的なものの中長期のものと分けていひゆる財政再建に取り組む、いわばプロセスと申しますか手段といふものが当然考へられると思ひます。手始めに、これはこの売上税が出てまいりましたときには、この国民の負担率といふものは頭になかつたのではないだらうか。

そういうことを頭に入れて、まずはその議論から始めて、今中長期的にはこうなんだよ、短期的にはこうなんだよといふお示し方がなかつた。だから、いわゆるニュートル方式なるものが出てまいりまして、所得減税はしてやる。所得減税は今どうしてもやらなければならぬんだ、内需拡大のためにもそうなんだといふことでございませう。もちろん、そうでございませう。私もその財源措置として売上税を、こつと言われませうと、これはプラス・マイナス・ゼロだからといふことである。しかしよく考へてみると、果たしてこのニュートル方式というプラス・マイナス・ゼロといふのはいつまで続くんだらうかと考へますと、そう長い話ではないといふような気がする

わけでありませう。としますと、いずれかの時点で、例えばの話であります、売上税という税率が上がっていくのではないかとというような考えを国民に抱かしたのではないだろうか。

つまり、片方には百五十兆という借金が残っているんだし、まだまだ二〇%を占める利子の支払い、国債費というものがあってもかかわらず、いわゆる「増税なき財政再建」とおっしゃるけれども、そんなプラス・マイナス・ゼロというように甘い考えでできるんだらうか。そんな話は甘過ぎるんじゃないか。ここに視点を置きますと、当然これはだまされてはいないかという疑念というものがわくような仕組みがこの前の税制改正の中に出てきたのではないか。

もっと基本的に、例えば国民の負担率は今三六%だけれども、これを皆さんに御努力いただいで三八%まで上げると仮にする、あるいはまた社会保障は全部国が見てやるから税金でもってそれを負担するのだ、あるいは社会保障は個人の負担によってそれぞれある程度自助努力といいますが、頑張りなさい、この分は国の経費でやらなければならぬから税としていただきます、その中にある税制というものはかくあるべきであるということ、いわば導入する税制はこういう形でありたいと思う、つまり、直接税と間接税のあり方についてそこでお説きになって、初めて間接税というものの導入というものが描かれてくるというよりなプロセスが全然なかったとは言えませんが、ほとんどなきに等しい形で出されてきた。

これは私は、国民がこの増税問題に対する疑惑、あえて増税なきとおっしゃいますから、増税があるんだらうと思ってるにもかかわらず増税なきでやっていくんだとおっしゃる、財政再建ができるんだとおっしゃるところに私は問題点があるのではないか。これは増税という言葉の定義から始めたのでありますが、そうした宮澤大臣は、増税というのは新しい税目をこしらえて税を取ることが増税であって、自然増税のような増税はそれは増税とは言わない、こうおっしゃったよ

うに記憶するのですけれども、どこの辞典を引いてみても、増税とは国民が負担をする税がふえることを増税というのですから、自然増であらうと何であらうとふえるものはふえるのであります。しかし、「増税なき財政再建」という言葉を使われるときには、そういう増税とは何ですかと聞きますとそういう言い方をされるのであります。

しかし、先ほど私が申しましたように、国民としては、本当に「増税なき財政再建」というのができるのだらうか、今百五十兆円という借財を抱え、二〇%余にのなんとする国債費を支払いつつ、しかも国民福祉をねらっていく我が国のあり方として、これ以上税がふえないでいいものだらうか、だれが考えてもそれは無理ではないかという気持ちがあるわけでありませう。したがって、ニュートラル方式というものが何が入り口の甘いさきやきではないかということによって起る疑念、これが私はこの間の問題点の一つのいわば動かさざる石といえますか、礎石といえますか、とどめの一つになってきたんじゃないだらうかというふうな気がするのであります。総理はいかがお考えになりますか。

○中曽根内閣総理大臣 野口さんにそう言われてみるとそういうような感じもいたします。その前に、租税プラス社会保険料等の国民負担率、一体どの程度まで考えられるのかという最初の御質問でございますが、おっしゃる通りに、大体租税負担が二五%で、社会保険料が約一%で、三六%ぐらいで、大体アメリカと似た数字です。ところが、イギリスとかフランスとかあるいはスウェーデン以下のスカンジナビア諸国等を見ると五〇%から六〇%ぐらいになっておる。これは主として社会保険、社会保障経費が非常に多い。しかも大体それは税金で取っておる。そういう形をとっておるわけですね。

それで、日本のこれからの動向を推察してみますと、やはり長寿社会にどんどんなっていくと、一、二年前までは六十五歳以上の老人とい

のは一%ぐらい、私もその一%の中に入ってたかな、そうこの間思っておいたら、最近になるともう一、二%、一九九〇年代になると一五%ぐらいになる。そこで、老人に対する医療費とか年金とか、そういう金がかかるといえるわけですね。

それで、最近の厚生省のそういう老人等を中心にする医療費がどれぐらい自然にふえていくかという数字を見ますと、毎年厚生省は苦勞して、ほら、そのほかいろいろ合わせると約八千億円、厚生省は毎年毎年そのお金をどうするかというので予算編成のたびに四苦八苦して、それでいろいろ健康保険とか年金とかそういう問題で皆さんに御迷惑をおかけした次第なので、いわゆる制度改正、国家負担の減少という形で合理的にやろうというところで努力してきました。しかし、これもだんだん限度が参っております。それで毎年毎年、老人の医療費、年金だけでも四千億円ふえる。来年も、その次も、その次もということになりますと、そのお金をどこから調達するかという問題が出てくるわけでありませう。

そこで、一面には制度の改正ということをもう少し刻んでやらなければいけぬのかなという判断もありませうし、あるいは一面においてはまた別の方法を考えるということも考えられる。社会保険料を上げるといふ問題もありませうし、いろいろな考えもあり得ます。しかし、大体ヨーロッパの国々において社会福祉制度が発達した国は税金でそれを取っているようですね。ですから、社会党の皆さんの中にも、いわゆる社会福祉税という考えにお立ちになって、基礎年金は自分たちで出して、もういけれども、それをオーバする部分は社会福祉税という形で取ったらどうか。堀さんなどはそういう御議論をして、我々も傾聴したものであります。そういう御議論も一面にありませう。

が、我々としては、中小企業との関係とかあるいはいろいろ算定基準をどうするかというふうな問題から見て、まだまだ熟さないところもある。日本

の場合には保険という考え方で自助を中心にしてやる方がいいと、税にはなじまない国民性を持っている。この間の税制改革をやっても痛感したところでありませう。

そういういろいろな面からいたしましたら、今後のそれはみんな考えておくべき課題で、長寿社会を一面においては喜ぶが、それをどう支えていくかという問題については研究すべき課題があると思ひます。臨調におきまして、その点は随分いろいろ論議されて、そしてどの程度まで国民負担率を上げて我慢してもらえんかという試算をしたことがあります。私は当時行管長官でありましたか、いろいろその試算を聞いておりましたが、結局文章でできたものは、欧米の水準をかなり下回る水準に日本をおさめておこう、そういうことで答申が出てきておる。ではかなり下回るといふのは一体幾らくのことですかと臨調の皆さんにお聞きしましたら、いや数字は言えませんがということですね。しかし、いろいろ出た議論を聞いてみると、まあ高くて四五%ぐらい、外国は五〇%から六〇%ぐらいに近いくところへできるだけおさめるといふのが長期計画、長期目標として一応考えられるんじゃないでしょうか。それは一、二年や二、三年の話じゃないのです。長期目標として長寿社会に対応する一つの心構えとしてそういう議論があったということをお聞きしております。

しかし、これは非常に大事な問題で、国民負担という問題はいろいろの面に關係してまいりますから、今後じっくり研究をする必要がありませうし、今税制に関する協議会が与野党で開かれておるわけでございますから、そういう長期的な日本の国民負担構造等につきまして、直間問題も含めまして、与野党でいろいろ御審議願うのが適当ではないか、そのように考えておる次第でございます。

○野口委員 私、税制改革というものに着手するに当たりまして、今総理も四〇%という一応具体的な数字をお示しになりましたが、この数字の

行方は別といたしまして、まず一番合意をしなければならぬのは、国民負担率、それから社会保障制度そのものを一体どのような形で今後遂行していくのか、この基本的なところを合意をしておきませんと、あるいはまた国民が納得をしておきませんと、税というものに対する観念というものが大いに変わってくるだろうと思つておられます。そこがなくて、今私が申し上げましたことに御答弁がございませぬでしたが、このニューラル方式なるやり方というのは果たしてよいのか悪いのか、もっと大上段から振りかぶった形で、あるいは皆さん方にとっては与党でありますから次の選挙に負けるのじゃないかということでお出しにくいのかもわかりませぬけれども、思ひ切つて増税ならば増税という形の中で財政再建はかくあるべきである、しかし、今の段階ではこの形では取れないのだ、だからまずは内需拡大という形でもって減税をしなければならぬ、これも負担だけれども、あえてやるといふならばそれはそれで納得と。しかし、将来はこれは何ともしてもただかなくてはならぬことになりそうだが、長寿社会にもなるし、あるいはまた諸般の社会的な傾向から眺めてみてもそういう傾向にあるのではないかという点を示唆なさつた上で、そして長期的な計画を立て、さらにそこに税制改革という問題を持ち込んでいく方法がなかったのか。余りにも短絡的な物の考え方で売上税の導入というものを引き出してこられたのではなかつたか。その点について総理は率直に今日のようにお考えでございませぬか。

○中曾根内閣総理大臣 やはりある程度長期的の見通しを持ちまして、そして一面において社会福祉政策を進める。しかし、一面において減税そのほか社会福祉政策に対する恒久財源というものもあつておかなければ、それは恒久的な税制にはならない。そういうわけで、片っ方は思ひ切つた減税もやりあるいは社会福祉制度も維持していくが、片っ方においてはそれに見合ふ、減税に見合ふ何らかの財政措置も講じておかないと、これは恒久税制とは言えない。一、二年たつたらもうお金が足りなくなつてまた大騒ぎするというのは財政政策としては立派なものではない、そういう考えを持ちまして、政府税調及び党税調の御意見も承つてこの間の抜本改正と考へるものをお出ししたわけがございませぬ。しかし、その点については説明不足でありました。

私は、これは国民の皆さんに十分御議論願ひ、お聞き願ひ必要はあると思つておりました、大蔵委員会にもかくのせてもらつて、そこで皆さんで大議論をやつていただいて、そして必要な措置を与野党で話し合つてやつてもらつたらいいのだらう、ともかく大蔵委員会が十分時間をとつて御議論願ひというのが腹づもりであつたのです。大蔵委員会にまで入れてくれなかつたわけです、そこで議論ができませんでした、私としては大誤算があつたわけでありませぬ。まあしかし過去のことを言つても仕方がありませんが、税の問題というものは国民が最大関心を持つて居る問題です。ですから、専門家がそろつていらつしやるこの大蔵委員会においていろいろ御議論をし、じっくりおやりいただくというのが本質的に大事である、私はそのように考へておる次第でございませぬ。

原議長が裁定といひますかあつせん案を出しましたが、あの中には、税制改革は必要である、それから直間の見直しもこれは早急に行つてべきであり協議会をつくつてやろう、そういうふうな与野党、共産党を除きましてそういう合意ができたわけがございませぬが、これはやはり与野党ともに心ある者が日本の将来を考へて、そしてそのような合意をつくつて共同で勉強していこうということやができたので、私は、非常に立派なありがたいやう方である、そう考へておつたところでありませぬ、今後とも、直間見直しも含めて書いておきますから、恒久的な税制をつくることについてどういうやり方があるのか、見直しをするか、売上税なのか、じゃどういふ間の方をするのか、売上税というものはあれだけ国民が排斥されましたが、果たしてそれでいいのか悪いのか、何か別のいい

考へ方があるのか、そういう点を自由に御議論願ひすれば幸いであると思つておるわけです。

○野口委員 ちよつと今、言葉じりをつかまえるわけではありませぬが、共産党を除きという話がございませぬが、少なくとも一政党をなされております共産党でございませぬ。私はそういう意味では、民主政治というのとはたえ反対党であるうと意見の異なる政党であるうとやはり構成メンバーに入れて、当然税制問題についても考へなくてはならぬだらうと思つておるわけでありませぬ、ましてや野党というか、そのことにつきましましてはやはり考へ直さなければならぬことだと思つております。

また、最後におつしやいましたように、この大蔵委員会で議論をしてほしかつたというお言葉でございませぬが、私も、その初めの出だしはともかくといたしまして、やはりこの大蔵委員会で十分な議論をさせてほしかつたと思つ一人でございませぬ。税制改革協議会というのでございませぬけれども、私は税制改革協議会も結構であるうかと存じますけれども、この大蔵委員会において特別委員会なり小委員会なりを駆使しまして、長い年月と専門的な視野から皆さん方の御意見を多く拜聴して、今私が申し上げました国民負担率の問題から始めましたところの大改革のあり方について、先輩の皆さん方からも御意見を拜聴し、国民の皆さん方からも公聴会やいろいろの立場で広く御意見を拜聴して、実はこの大蔵委員会において税制改革というものについてやりたいと思つておる者の一人でございませぬ。その意味では私は総理の考へ方に全く賛成であります。

さて、そうなりました場合に、実はこの大蔵委員会という立場でございませぬが、実は今から二時問弱の前なであります、大蔵大臣に質問をする機会をいただきました、私はこの大蔵委員会という存在というものについての若干の疑義を申し上げたところでありませぬ。と申しますのは、実は予算委員会という委員会がございませぬ、この予算委

員会、すべての問題がそこで討議をされることになつております。予算委員会は、御存じのように予算を伴うものももうすべてそこでしゃべれるというわけでありませぬから、総括委員会的な存在でございませぬ。しかし、そこで仮に歳入の部分についてはお決めにになりました、それに伴うところの歳入源について話をすると、これは実は大蔵委員会でありませぬ。ところが、大蔵委員会はその間開かれておられません。実は予算が決まつてから大蔵大臣の方へ回つてくる。大体そういう形をとつておられます。私はこれは異例だと思つておられます。少なくとも歳入委員会というもので、次の年度におけるところの歳入財源が幾らあるか、どういふものを認めるか、あるいはどういふものを売却すべきか、いろいろのことについて大蔵大臣の権限において大蔵委員会に諮問をなされ、そこで議論をしたものを実は本来ならば予算に組み込まれていくべきだ。しかし、それは日時的な問題がありませぬからあらかじめお組みになるということ、これは御随意であります、少なくとも審議の過程は実は逆にしてもらなければならぬ問題ではなかつたのか、そういう感じもするわけがございませぬ。

そこで、よその国にも例はないわけではないわけでありませぬけれども、実は大蔵大臣二名制という話であります。少なくともこの大蔵委員会というものをもちと充実させ、歳入面におけるところの議論を先行させていくという立場に立つて、大蔵大臣というものを歳入、歳出大臣と分けるという方法、あるいはまた副大臣という形でもって副大臣がいわゆる予算委員会に出て大蔵大臣は大蔵委員会に出るといふ方法等々、いろいろ考へられますけれども、少なくとも大蔵委員会というものをもちと重視をしていただくという立場に立つて申し上げますならばいろいろの方法があるうかと思ひますが、総理大臣としてその辺はいかがお考えか、ひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 委員会の審議のやり方はこれは国会のマスターで、国会の方でいろいろお決

員会、すべての問題がそこで討議をされることになつております。予算委員会は、御存じのように予算を伴うものももうすべてそこでしゃべれるというわけでありませぬから、総括委員会的な存在でございませぬ。しかし、そこで仮に歳入の部分についてはお決めにになりました、それに伴うところの歳入源について話をすると、これは実は大蔵委員会でありませぬ。ところが、大蔵委員会はその間開かれておられません。実は予算が決まつてから大蔵大臣の方へ回つてくる。大体そういう形をとつておられます。私はこれは異例だと思つておられます。少なくとも歳入委員会というもので、次の年度におけるところの歳入財源が幾らあるか、どういふものを認めるか、あるいはどういふものを売却すべきか、いろいろのことについて大蔵大臣の権限において大蔵委員会に諮問をなされ、そこで議論をしたものを実は本来ならば予算に組み込まれていくべきだ。しかし、それは日時的な問題がありませぬからあらかじめお組みになるということ、これは御随意であります、少なくとも審議の過程は実は逆にしてもらなければならぬ問題ではなかつたのか、そういう感じもするわけがございませぬ。

め願えれば政府はそれに従っていく、これが我々の基本的立場でございます。

しかし、おっしゃいますように、アメリカあたりでは歳入委員会というものがかなり権限を持って大きな存在として活躍しておられます。そういう面から見ると、大蔵委員会は事実上そういう国の歳入を決める大事な委員会でございますから、少なくとも予算が成立あるいは通過する前に歳入だけをいろいろ議論するという機会は、これは大事ではないかと私は個人的には考えます。しかし、四月一日から予算は執行する、そういうことになっておりますから、政府側としてはそれと間に合わせていただくならば、大蔵委員会あるいは予算委員会はどういうふうな時間を分配なさるか、大臣を配分なさるか、大蔵委員会に全閣僚をくぎづけにして予算委員会と同じように何日間おやりになるか、そういうことは議会で決められることで、合理的にお決めいただければ政府はそれに従ってやる、そういうことであると思っております。

○野口委員 恐らくそういう答えが出てくるのだらうと思つたのですけれども、総理としてというよりも、今は行政の長でございますが、個人として、こういう考え方は、今私が申し述べたような考え方は、例えば大臣二名制というふうなとつびな言いつ方をいたしましたけれども、これは歳入、歳出に分けてという考え方もございましょうし、あるいは委員会のあり方という運営の方法もあるかも知れません。しかし、なべて申しますならば、なぜそんなことを言ひ出したかといふとすると、大蔵委員会というものが、例えば税制問題一つを取り上げてみましても、実は、よそのところと違っては失礼ではありますけれども、門外の方々が議論をなさっているのを私もは聞くだけ、もちろん間接的、直接的に聞かせていただきますけれども、一番大事な大蔵委員会でもって税制問題が議論される前によその機関で、いろいろなところとやかく言われるということに私は一つの義憤を感じているのであります。

もちろん私も、書記長あるいはまた幹事長というふうな方々が御議論なさって今回の所得税の額についてもいろいろ政治的な折衝をなさるのは御自由でございますし、またそういうことも必要であるうとは存じますけれども、私どもは少なくともこの大蔵委員会の中にあつてそういう問題もひとつ議論させてもらいたいな。ところがそういう正式には改正案が出てまいりました。そこでけさから与野党間におきまして、与野党の提出でございますので与野党間となるわけでありまして、本当に若干の時間改正案についての議論がされた。こういう経緯を見てもみますと、大蔵委員会の存在というものが最近だんだん予算委員会の下請作業をやっているような感じがしてならないのであります。

今総理がおっしゃいましたように、四月一日から予算を執行しなければならぬ、これは一つ大前提になるわけでありまして、予算委員会があのような形で開かれまして、その後また大蔵委員会が開かれる。大蔵委員会はいつも日切れ日切れだといつてばんばんしりをたたかれるのですね、早く上げると。議論も十分しないうちに、与野の方々はもちろんそれは大事なことであるかも知れませんが、その日程に追われて実は三月三十一日までということで大蔵委員会が運営されているのが現実の姿であります。議論が十分されておられません。したがって、私どもはこういう現実を修正していくということについて本心に謙虚な気持ちで物を申し上げているつもりであります。総理、これからのあるべき大蔵委員会としての、あるいはまたこれから税制改革としての考え方をどのような形で議論をするべきか、個人的にも結構でございますから、御披露をいただかせませんか。

○中曾根内閣総理大臣 英国の議院が発祥したのも、税の問題から議院が成立した。事ほどさように税の問題というものは大事な対象であるだろうと思ひます。税の問題を扱う主管委員会は、大蔵委員会でございませうから、支出もさることながら、収入源の税という問題の比重がもっと大きくなつていいと私もそのように同感でございますが、しかしこれはいづれも院内で議会の皆さんがお決めになることですから、願わくはそういうような改正が、運用の変化が与野党合意のうちにできればいいものではないかな、そういうふうな思ふ次第でございます。

○野口委員 少し角度を変えて御質問申し上げますが、国民の間に税の負担に対する不公平の問題が非常に大きく取り上げられております。今の国民の不公平、不正感というものは何を指して言っているのであると総理はお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 一言言われておりますのはサラリーマンの源泉所得税あるいは地方税の問題で、いわゆるクロヨンとかトーゴサンとか俗稱されるそういうものは何か火種があるから煙が出てくるので、そういう点に我々としては重大関心を持つておる次第なのでございます。そのほか、最近、株式とか土地とかそういうものはかなり景気がよくて、そして所得の一番、二番、三番という長者番付なんかを見るとそういう土地というものもかなり出てくる、あるいは法人で法人収益が非常にいいものは金融機関が今度はずっと上に出ている、そういう面を国民はじつと見ておると思つておる。そういうような点について税が適正に取られているかどうか、あるいはよじれやゆがみがどうか、そういうような点について我々としても為政者として適正なことが行われるように努力していかなければいかぬと思つておる次第でございます。

○野口委員 不公平という問題を取り上げますと、私は二つあると思つておる。一つは制度的な不公平であり、一つは徴税的な不公平、この二つがあると思ひます。

とがたまたまございませう。そういうものが積み積もつてゆがみになってきているという部分もございませう。

それから今度は執行面におきましては、今総理もおっしゃいましたように、クロヨンとかトーゴサンと言われるのは一体何から起こつておるか。所得の捕捉が不十分だということにあると私は思つておる。これも先ほど大蔵大臣との質疑で申し上げたのでありますけれども、この際思い切つて捕捉を正しくしようか。もしかりとした形でなし遂げていくには一体どうすればいいかといふは、税務職員の増を以ていくべきではないか。行政改革の時代でありませうから、私は簡単に申し上げておるのではなくて、今日の実際の調査活動というものが大体どのくらい行われておるかといふと、実は法人では年間一〇%弱、個人では四%に満たないという状態だと思つておる。したがって、国税庁の方に聞きますと、どのくらいを目標としておるかという、大体法人は五年に一回ぐらいは見たい、あるいはまた個人の場合は三年に一回ぐらいは見たい、逆でありましたか、何かそのようにおっしゃつておりました。少なくとも今の実調とはかけ離れた思ひでいらつしやるわけでございます。しかし、今実際はなかなかそう簡単に税務職員がふえるものでもありません。少なくとも三年、五年の経験がなければできない仕事でありますから、これは早急に今一万人ふやしたからといってすぐさま税収にはね返つてくるものではないと思ひます。少なくとも、少なくとも長期的に物を考えますならば、徴税面におけるところのより正確な捕捉というものを、総理みずから大蔵省を督励してそのあり方について考え直していただかなくてはならぬ時代ではないかと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 大蔵省の国税関係の定員は、私の記憶ではたしか五万人強であつて、それ

ほど大きく変化していない。行政管理局におきましては、しかしできるだけやりくりをいたしまして、国税の人間をふやして、年に百人とか百五十人くらいずつ同じ定員内でやりくりしたとか、財務局から持ってくるのか、いろいろそういうことはやってくるのです。しかし、だんだん詰まってきたらどうしようと思ひます。

私があるところで聞いた話では、たしか一人ふやすと五千万円くらい税金がふえるんだ、そうすれば人間どんなにふやしたって国は損しないじゃないか、給料ぐらゐ十分出るじゃないか、こういう話を聞いたこともありますが、しかしそういうことばかりを中心人間をふやすという事もまたどうかと思う。しかし、業務上どうしても必要である、さもなくば公正、公平が確保できない、そういうような場面については行政として十分考へてあげなければいけない、そういうふうに考へておりました、国税の皆さんが決められた定員の中で随分一生懸命やってくださっていることについては私も非常に感謝しておるところでございますが、実際の業務状況等も見まして総務庁の長官の方と定員その他についてはいろいろ御相談願うようにしたい、そう考へておりました。

○野口委員 私も総理とそう変わりはない意見であります、何も税金を取るだけに人をふやせと言っているわけではない。ただ不正、不公平感というものは、例えば今も、これもまたささやきであります、例えば税を逃れたというものを節税という言葉がよく使われますが、脱税したという言葉は使いたくないので節税という言葉を使います。節税と脱税とは意味が違っているのでありますけれども、しかしそれが混同されているやにも思われる節もないではありません。ところが、実際、事後調査というのは実調というのだからであります、事後調査をしてみますと、残念ながら申告税額と実際調査をした税額との差額が出てまいります。そういうことは、不当申告であったというものがパーセンテージ上出てきているわけでございます。それがどのくらいかという、これは数字上

の問題で多額に上っているわけでありますが、今現在の実施をされている事後調査だけでも、金額になつてはいるわけでありますから、それを仮に先ほど申し上げたように実調率を倍にして、今の実調する人員を倍にいたしましたところ、今の税収が上がるのは私は申しません。悪いのから順番にやっているとありますから、だんだん数をふやせばその差額というのは小さくなってきますから上がりますが、少なくとも現在の実調率を倍上げるぐらゐのところは不公平感とことによつて徴税面におけるところの不公平感というものが国民の中から消えていくのではないだろうか。そういうことをやっていると、悪いことをしているやつはそんなにいないんだ、自分の所得に合せてちゃんと税が納められていると、このことは確かだという気持ちがある、いわゆるトーゴーサン、クロヨンと言われるものにならないだろう。

法人が非常にたくさんあるわけでありますが、赤字法人の場合において、果たしてその法人が本当に赤字なんだろうかという点について実態調査をする、こういう報告がござります。法人の経営実態が実際に赤字であった、本当に赤字であった。ところが、二つ目には、法人の経営実態は黒字であるが、代表者及び同族関係が過大な役員報酬を取る等の経理によるものがあつた。三つ目には不正経理のもの、これはいづれも実調によつて出てきたものであります、いわゆる赤字法人と言われている税を納めていない法人には、実際を調べてみると、こういう不当なものがあるというところが調査によつても出てくるわけでございます。したがつて、私の言いたいのは、この際、税の徴税面におけるところの不公平というものは、抜本的な改革を税務当局にお願いして、もう少し実調率の上がるような定数に改正すべきではないか、これを内閣総理大臣としてひとつ御指示いただけないものだろうかということをお願いいたします。

○中曾根内閣総理大臣 毎年国税庁が新聞に発表

するのを見ますと、脱税のワーストテンというのが出て、並ぶ顔は大体同じような業種が多いですね。これはどういふ原因でそういうふうになるのだろうか、私はよくわかりませんが、国税庁はちゃんと知っているだろうと思ひます。もつと手を入れればもつといろいろ出るものが出るだろう。そういうこともあり得る。実際、実調をしてみても、その脱税率というのを見ると、たしか七、八割は脱税しているという数字でありましたね。ああいうのを国民の皆さんが読んで見ている、自分の源泉所得がみんな天引きで取られているのを見て、非常に不快感をお持ちになるのではないかと。そういう面からしますと、税務執行上の問題で大きな問題がやりますと、一つは定員の問題とか行政改革の問題もござりますから、そういう点については今後の課題としていろいろ研究してもらいたい、総務庁等とも検討してもらいたい、そう思っております。

○野口委員 総理から前向きな答弁をいただきましたが、ひとつ大蔵大臣に重ねてお願いをいたします。これは金を取るためにという意味じゃなくて、国民の不公平感、不正感というものを除去するために、今も総理がおっしゃいましたように、毎年ワーストテンで出てくるものというものは大体決まった業種が出てきます。しかし、それはなぜ出てくるのだろうか。それも実はその実調率は全体の一〇%を超えていないのです。だから、そういうことを考えますと、これは私たち源泉徴収を取られてるサラリーマンの多くの人は、一体日本はどうなつてきているのだろうかを考へるわけでありまして、またその点についても積極的な徴税をなせやらないのだろうかというふうな気持ちもわいてくるわけでございます。これも先月申し上げたのであります、私の娘が保育園に行つておる。保育園の保育料というのは、所得税によつて算出される地方税によつて出てくる金額を基礎といたしまして算出するわけ

でありまして、なぜか自転車に前と後ろで乗せて送つてこられる奥さんの御家庭の保育料が高くて、外車に乗つて子供を後ろに乗せて送つてこられる奥さんの方の保育料が安い。それに対して娘は憤慨をいたしておりましたが、どう説明しているのかは私もわからないという実情もあるようなわけでありまして、これはその捕捉の仕方というものが実はどこかで抜けてきている部分が端的にあらわれる一つの問題だろうと思ひます。

そういう意味から申しますと、今回、行政改革の面、先ほどからも何遍も申し上げておりましたが、いろいろやりくりなさつて大蔵省のいわゆる第一線の税務職員の問題についての定員の配慮というのにはなされておると思ひます。けれども、不公平感、不正感をおくすために、立場からの抜本的な増員対策を考へていって、より多くの実調率を上げることによつて国民の不公平感をなくしていくという方針をぜひお立ていただきたい。この際、ひとつ御明言をいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 確かに実調の度合いは満足なところまでまいつておりませんが、御指摘のように、もう少し実調をいたしますと現実とそこで脱税が摘発できるというだけでなく、何年か一遍実調があるということになります、納税者の方々がそのことを十分頭に置いて申告をされるということにもなりまして、そういう意味での公平というところ。それから、実調の数がふえますとその業種における利益の標準がどのくらいであるかというところも余計わかるようになります、そういう意味からも公平、公正に役立つものと思ひます。大変に御理解のあるお言葉をいただいておりますが、税務行政の中で合理化をいたしましたり機械化をいたしましたりしてできるだけ税率を上げることと努めることが第一でございます。その上でおお何とでも多少の人員の増強が必要であるというところであります、それはまたそういうことを充実していきますのにもやぶさかではござい

ません。

ません。まずよく能率を上げまして、その後に入り用な人員は補充してまいりたいと考えております。

○野口委員 私は決して人をふやすだけが能でないと思ひますけれども、現在の段階から申し上げますならば、昭和四十年時代の定員がそのままだばいにならない、二十数年間ほとんど増をしていないというのが第一線におけるところの税務職員の実態であります。本当によくやっていると申します。だから、この程度で不公平、不公正という面におけるところの実調が不公平、不公正で終わっているようなこと、たまたま実調に来るの何かか交通事故に遭ったようなものだというようなことをおぼえている業者がいろいろあることを聞きますだけに、こういって面からの御配慮もぜひ必要だと思ひます。この点については、総理も前向きな御返事をいただきました。また、所管大臣であります大蔵大臣といたされましても十分な御検討をいただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 遺憾ながらそう思っております。

○野口委員 実は私もブライバシーの侵害になるのではないかと疑いを持っておった一人でございます。ただ、やり方によってはそのことを防止しながら納税者カードというふうなものもできるのではないかと、こう思っているものであります。

非常にブライバシーのうるさいところのヨーロッパ諸国でこれができ上がっているということ、また、アメリカでは既にこれが、別の制度であります。が、いずれにいたしましても、国民の背番号

ではありませぬけれども、いわゆる納税者カードにかわるべき、社会保障年金カードだったか何かわかってませんが、ちょっと不明でありますけれども、とにかくそういうカードがございまして、基礎的にそれを引用して今回の税制改革にもお使用になつておるようでございます。だとするならば、ヨーロッパ諸国でもこの問題については前向きに取り組んで既に実施されている問題であり、しかも、ヨーロッパ諸国はブライバシーの問題についても非常にやかましい国々であります。このにかかわらずこの問題が成功しておるということにつきましては、一考に値するのではないだろうか。私も、決してブライバシーを全く侵害しないものであるということについては言い切れませんけれども、少し前向きにこの問題についても検討し、将来この納税者カードの導入によって非行あるいは脱税といたすのを防止する方法はないものか、もう少し検討する余地はないものかと思ひますが、総理、重ねてお尋ねいたしますが、もう少し検討する気持ちにはございませぬか。

○中曾根内閣総理大臣 やはりグリーンカードというものをやりましてあれだけ大きな反対が生まれた、それでこれがやめになった、そういういきさつを考へてみますと、徴税風土と申しますか納税心理あるいは社会的風土というものはヨーロッパと日本とやや違ふところがある。ヨーロッパにおいては納税というものは国民の義務であるとはつきりしておりまして、そして契約社会であり、それから脱法行為というものは非常に峻厳な取り扱ひを受けても当然だ、脱税も大きな脱法であつて恥ずかしき行為である、そういうような観念が明確に出てきておるわけです。これは契約社会、法的社会という性格があるわけです。日本の場合はいわゆるコンセンサスサマエティで合意社会でありまして、ある意味においては談合的な要素もありまして、いい面、悪い面もいろいろあると思ひます。そういう契約的なものは法遵守というふうな観念がヨーロッパほど鋭敏でない社会であります。そういうふうな面

から、今のようなマル優制度等を実行いたしましたけれども、実は高額所得者ほど悪用しているという面が非常に強い。これはもう厳然たる事実だろうと私も思ひます。

そういうふうないろいろな情勢を考へてみて、そしてグリーンカード制というのは論理的にはこれは非常にいいやり方なんです。つまり、いかにもヨーロッパらしいデカルト流のやり方ですね。けれども日本の社会において果たしてそれがなじめかたという問題は、実際はあれだけの反対が起きてきた。そうすると、風声鶴唳で、これはもう単にグリーンカードのことだけではなくて、それが機縁になつてほかの帳簿までのぞかれるぞという恐怖心を呼んで、そういうふうな面が非常に社会的波紋を大きくする。これは実際は悪いことなんです。けれども、そういう厳然たる事実があることは否定できないので、その社会になじむようなやり方をやるのが政治の一つの行き方である、そのようなことを一つ考へる。

もう一つは、膨大な金持ちや所得の多い人が不正または不当でやっていると申されるお金、その場合相当資金逃避が出てきます。それが金に行くのか、外国へ流れるのか、株式に流れるのか、そういう問題も実は当面の問題として考へなければならぬ場面も必ず出てくると思ひます。安穩に現在の貯蓄状態というものをある程度維持しつつ、しかも税金を納めてもらう、そういうやり方は源泉分離で一律に二〇%なら二〇%いたたく、ただしそれはもう違法ではありませぬ、そういう形で安心感を与えながら貯蓄率を維持していくというのもこれも一つの政治のやり方で、私はどうもかといへば当面の方が妥当する、そういうふうな考へておる次第なんです。

○野口委員 その問題はまた後日機会を得てやりたいと思ひます。

一つだけ総理にお願いがございます。

きのうでしたか、総理、災害に対しての優良消防団を表彰なさりました。実は今、非常勤消防団員でございますが、出動した場合に出動手当とい

うのが出ます。これは法律ではございませぬで省令だと思ひますが、所得税法二十八条に基づく基本通達に關連するものでございませぬけれども、その手当に対して税がかかっているわけでありまして、その許容額が現在五万円になつてございまして、五万円未満は非課税ということでございます。大体九〇%から九五%程度非課税だと言われております。残るところはもうわずかでございまして、この際お願いをしたいのは、その出ている部分というのはいくらも出てくるのかと申しますと、御案内のように昨年の日航機が墜落いたしました群馬県の御巢鷹山ですかの付近の消防団の皆さん、あるいはまたことしの大島災害におけるところの大島の消防団の皆さんとか、大災害とかいふものに直面をした消防団のところ

に、非常に多額と言つては悪いですが、この限度を超えていく手当が出てくるわけでございます。しかし当然であります、寝食を忘れ、家業を捨て、そして全くとおのれを捨てて業務にいらつしやる消防団の出動手当にまで税金をかけるというのはいかにもものか。今九五%まで税金がかからないのなら、この際消防団員の出動手当まで税を取らなくてもいいのではないかと、この際消防団員が、夜中にたたき起こされて雨の日も風の日も出ていかれる出動手当に対して税をかけるというそもその考へ方に対して私はむしろ本當に憤りを感じている一人でございます。消防団員の皆さん方がこのような形で努力なさつておられる出動手当に対しては、額のないかにかかわらず、決して災害が多くなることを彼らに願つておられるわけはございませぬから、決してそれは多額になつていくわけはございませぬ。しかし、たまたまあのようないくつかの事件だとか大島のあのようないくつかの事件だとか大島が多額であつたからといって課税するのはいかなものか。この際思い切つて消防団に対する税を

全廃していただきたい。これは総理の一つの決断によつてお願いできるものと思ひますので、あえてお願い申し上げる次第でございます。

○中曾根内閣総理大臣 私が開いたところによりますと、事故が起きたという場合に消防団員が出動する場合の手当は免税になっておる。ただ、定額で五万とか、そういう月々の手当みたいな定額で出しているものは、これは一種の所得みたいな性格を持っているというので税金がかげられる。しかし、御巢鷹山の事件だとかいろいろなそういう事件で出動命令が出て出動したという場合は、実費弁償みたいな性格を持っておつてそれは免税になつておる、そういう話を私は聞いておりますが、もしそうであるならば、これは妥当、合理的な話じゃないか。出動が何回も何回もあつて、それは四十万なり五十万になるかもしれないが、回数が多くてもそういう実費弁償的な出動の場合には税は取らぬ方がよいでしょう。しかし、固定的に定額の出されているというものは、一種の給与に似た性格を持って、実費弁償的な出動手当というものと性格が違ふ、そういうふうにか考へるので、もし間違つていたら政府委員から答弁してもらいたいと思ひます。

○日向政府委員 基本的にはたゞいま総理の御答弁のとおりでございますけれども、私どもが消防団員の出動手当等の状況を見ますに、出動の程度支払われるいわゆる狭い意味での出動手当と出動の有無に關係なく支給される定額報酬及び、ここが問題でございますけれども、その両者が同時に支給される場合とございます。

そこで、出動手当につきましては、今の総理の答弁とダブつて恐縮でございますが、それが実費弁償としての性格を持つものであることから非課税として取り扱い、定額報酬については年額五万円を限度として非課税として取り扱つておるところであります。また、出動手当と定額報酬とが併給されている場合には、出動手当については非課税、定額報酬については課税として扱つております。

私どももいたしましては、今委員が御指摘になりましたような消防団員の出動手当の実態をよく把握した上で、少額不追求の考え方及び実費弁償の性格を持つものは課税しないという考え方のもとに、ただいま申し上げました課税、非課税の取り扱ひの全体について御要望の趣旨を踏まえて検討してまいりたい、かように考へております。

○野口委員 終わりますが、実態がまだ少しつかめていないようでございます。今最後のところで言われましたものが残つておるようでございますので、ぜひそういうものがございましたら非課税措置にしてやつていただきたいということをつけ加えまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○池田委員長 官地正介君。

○官地委員 最初に、中曾根総理に当面する重要課題について、せつかくの機会でございますので、お伺いしたいと思います。

昨日、総理は、松永駐米大使にお会いいたしました。九月二十一日にはニューヨークで行われたい日米首脳会談に臨む、こういう意欲を示されたとお伺いしておりますが、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 この夏以来、米ソ首脳会談が起こり得るのか、あるいは米ソ間のINF交渉がどういふ帰趨をたどるのだからかという点について深甚の注目をして調査もしてきたわけでございます。八月に入りましてから、いろいろな情報等を総合いたしますと、INFはゼロ・ゼロ・オプションで成立する可能性が非常に強い、特にドイツのコール首相がああいう声明を出したのは非常な弾みをつける要素にもなった、あとは詰めの問題で、検証の問題がかなり大きな問題にもなるし、そのほかまだ多少問題はあるでしょうが、条約文をつくつていくところまで話が進んでいく可能性がかなり強い、そういう情報を私はキャッチしております、そうなるというところと日本としても非常に重要な段階になる。一方、国連総

会がありまして、レーガン大統領もそこへ出るといふ話があつて、アメリカ筋から、もし私が国連総会に出るならばニューヨークでレーガン大統領も会いたいということ、向こうは会う用意があるというふうな話の前からちらほらありまして、どういふものかと思つておりましたが、いよいよINF交渉が濃度がだんだん濃くなつてまいりましたので、松永大使を呼びまして、きのうアメリカの情勢等をいろいろ聞いたわけですが、そのほか、アメリカ議会の模様やいわゆる保護主義法案の帰趨等も詳細によく聞いたわけでございます。

松永大使自体は、状況が許せばできるだけだけ訪米した方が自分はいと思ひます、そういう助言をいたしました。しかし、今我々は議会の中にありまして、重要法案をお願いして精力的に御審議していただいているときでございますから、我々は議会がやはり一番大事であるという考へに立ちまして、また政府・与党とも話し合ひをしなければなりませんので、そういうわけで、議会の審議の推移がどういふふうになるかということも注目しながら、松永君の話は話として一応参考にしていただんだん検討を続けていこうという状態であるのが正直な話であります。

○官地委員 特に最近日米間で重要な課題が山積してきておるのは事実であると思つております。例えばベネチア・サミットで総理が国際的にお約束して帰つてきた二百億ドルの還流問題、あるいは最近の東芝コム問題、あるいはFSXの選定問題、これについてもどうも防衛庁長官は日米共同開発の方向で検討しておるやの御発言も出ておるわけでございますし、また、今お話がございましたようなINFのグローバル・ゼロ問題、あるいは米国の包括通商法案の問題。総理は確かに十月三十日で自民党総裁の任期は切れますが、当面この日米の重要な課題が山積しておる中でレーガン大統領とのトップ会談は大変意義があるのではないかと、国会の状況を見ながら今検討を進められておるとおっしゃつておられますけれども、今私が申し上げたような懸案事項について日本の立場

をアメリカのトップに積極的の話をして、日本政府としての取り組み、また臨時国会等国会における日本の取り組みについて発言することは意義があるのではないかと私は思つておるわけでございます。その点について、総理として、意欲を持っておられるとは思ひますが、認識の上においてはどういふふうにか考へておられますか。

○中曾根内閣総理大臣 ただいまのお言葉は行政府としては非常にありがたいお言葉をいただいたわけでございますが、立法府の方も状況をよく確かめつつ、また御意見もよく承つて、重要法案の審議ということはやはり一番大事なことであると考へておりますので、そういうことも考へつつ検討を続けたいと思つております。

しかし、おっしゃいますように、INFの問題が濃度が非常に濃くなつてまいりまして、日本にとつても重大関心の問題であり、一番近い段階におけるアメリカ側の考へを責任者から直接聞くということは為政者としても非常に大事なことでありますし、また、助言を求められれば私自体もいろいろ申し上げたいこともなきにしもあらずであります。その方が、ベネチア・サミット後のいろいろなフォローアップの問題、円ドル關係という問題もありませんし、東芝問題はもとよりFSXの問題もありませんし、いろいろな問題が日米間にはあるわけで、できるだけ頻度を多くしてアメリカの責任者と日本の総理大臣あるいは關係が會つ、その會う回数が多ければ多いだけコミュニケーションが密になつて摩擦を解消する力が出ると私は思つたので、その労を惜しまない方がいい、そういう積極政策を私は持つておるわけでございます。そういう点から見ますと、今のお話は非常にありがたいお言葉で、感謝をいたす次第でございます。

○官地委員 次に、総理は、先日の衆議院内閣委員会におきまして、最近のペルシャ湾の航行問題について、海上自衛隊が舞鶴沖の公海で機雷を除去するが、それをペルシャ湾の公海で行つても法的に違ひがあるとは思ひない、日本の船舶を守るためであり、武力行使、海外派兵に当たらない、

こう答弁されたら何と何とありますが、まず、間違いないのか、この真意はどこにあるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 法的解釈は間違っていないと考へております。その答弁は法制局に確かめてやうな答弁でありますから、法制局も同じ考へを持ってゐると思ひます。

要するに、武力行使ということと障害物除去ということとは別なことで、浮遊物とか妨害物が日本の船舶あるいは日本自体に対して障害を及ぼす場合には、これを除去するということが武力行使には当たらないで障害物除去ということになる、そういう解釈は明確にできると思ふのです。それで、舞鶴の沖でそういう妨害物が出てきたという場合に日本のためあるいは日本の船舶のためには除去すること、場所がベルンツァ湾にせよ、日本船を守る、障害を除去する、平和な通商上の航海を維持できるようにすることは、これは武力行使ではないわけなのであります。それが法的に同じだと私は思ふのであります。それが武力行使にわたるといふことは、これは別の問題であります。したがって、その辺は強く区別しておかなければならぬと思つております。

しかし、ベルンツァ湾の場合は、法的には可能であつても、あつては国際紛争が今起こりつつあるような状況のもとに日本船あるいは日本の行為について不測のことが起こるといふことは極力避けたい方がよい。これは憲法の精神といふものをおもひながら、平和国家あるいは憲法の精神といふ面をそんたくして、できるだけそういうことはやらぬ、そういうふうな申し上げたところでありませう。

○宮地委員 今図らずも総理からお話がありましたように、憲法で海外派兵といふのは禁じられてゐるわけでございます。特に総理は、先日の軽井沢セミナーにおきまして、この点について、「経済と安保の調和」といふことで、「ベルンツァ湾問題では日本は最大の受益国だ。自衛隊の掃海は武力行為ではないが、ベルンツァ湾のようなくとこ

ろでは国際紛争に巻き込まれないよう配慮が必要だ。だからベルンツァ湾には出しません、と断言している。ただ、財政面での自分の負担はしなければならぬ。」とおっしゃつたと伺つておりますが、間違ひございませんか。

○中曾根内閣総理大臣 財政面の場合、例えば国連のしかるべき枠組みでそういう機構ができるというような場合には、平和安全航行を確保するという意味においても日本は協力すべきである。日本に入ってくる石油の五五％はベルンツァ湾から来ておるので、アメリカがこの間護衛したクウェートの船のうちある船は日本へ来てゐるわけですから、LPGの船は日本に來てゐるわけですから、それをアメリカの船が護衛しておるわけですから、そういう面を見ると、アメリカ人、アメリカの議会やアメリカのタックスペイヤーから見れば、何だ、日本のためにアメリカがそんなお金を出して危険を負担してゐるのか、日本は何をしてゐるのか、そういう議論は当然起こるのであります。そういう面から見まして、憲法の許す範囲内の協力ということ、我々は受益国として行つては当然のこと、そういうこともやらなかつたらこれはもう非常な利己主義のエゴニミックアニマルの典型だといふ非難が出るでしょう。それは国際国家、国際協調を唱へる日本の趣旨に反することでございますから、そういう適当な仕組みができれば国会の皆さんの御了承もいただいでしかるべき財政措置にも応ずる、そういう考へを持っておるのであります。

○宮地委員 しかるべき財政措置は、私は、やはり具体的には経済協力のような平和的な手段といふべきか、そういう面を特に南北問題、あるいは特にまた中近東の諸国におきましてはいろいろ日本の技術協力とかそういうものを望んでゐる国も多いわけでございます。そういう点を指しておつておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 それも含まれます。湾岸地帯全体の安定あるいは住民福祉という面も我々

は考慮の一端に入つておるわけでありませうが、しかしこれは全世界的スケールでやるうとしてゐる問題で、私が財政的措置と言ふのは、ベルンツァ湾における安全航行の確保、通商上の安全航行の確保、そういうための国際的な例えば国連を中心にする普遍性を持ったやり口とか、そういういろいろなスキームができた場合には、適当であると思ふものについてそれに対して財政的負担も我々は考へる、そういう意味で申し上げておるのであります。

○宮地委員 次に、税制改革問題を含め中曾根内閣が戦後総決算、こういうことで最後の総理の仕事としてこの税制改革問題に今取り組んでおられるわけでございますが、私は最初に、特にその中で、マル優の廃止問題に総理が取り組んできた一つの経過というものを振り返りながら少し議論をしたい、こう思つております。

特に、昨年の四月に、総理の諮問機関でございました前日銀総裁の前川さんを座長といたしましていわれる前川レポートが提言されました。総理は、昨年提言された直後、アメリカのレーガン大統領のキャンブデービッドに参りまして、世界の国の総理として私もキャンブデービッドに招かれるようになったといふことで、総理は大変誇りを持つて行かれた。そのとき、レーガン大統領と率直に前川レポートの中に書かれておるマル優廃止問題——総理は、日本の国は貯蓄の奨励に補助金を出してゐる、こういうことをよく欧米各国では言う、こういう御発言を予算委員会でも何度かされてゐるのを私も伺ひました。昨年のキャンブデービッドにおけるレーガン大統領との会話の中でこのマル優問題はどうかというふうな話し合われたのか、その辺のお話をまず伺つておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 キャンブデービッドにおいてマル優問題を話したという記憶は今ありません。しかし、ホワイトハウスにおける両方の関係協におきまして、私は、前川レポートというレポートが出てきた、政府はこれを点検して、ぜひ閣

議で取り上げて、その内容を政府・与党で相談した上でこれを実行するようにはいたしたい、そういうことを言つて、政府・与党で前川レポートを確かめた上で政府として取り上げてから実行する、そういうことを申し上げたんで、前川レポートをそのまま実行するといふやり方で言つたんではないのです。政府で検討の上、取り上げてやりたい、そういうことを申し上げたのであります。それからマル優問題に關しては、ベネチア・サミットでこれは発言をいたしました。これははかの国のある大蔵大臣が今のマル優問題等についていろいろ言及もしたんです。日本は貯蓄過多の国で、それでまだあつたマル優のような制度をやつてゐるのか、これは国際均衡を害するといふような発言がありました。私は、いやそれはもうこの間の議会で提案したところだ、しかし残念ながら税法の改正が挫折したのでまだできないんだ、私はあきらめていない、こういうものはぜひ実現していきたいと思つておる、そういう話をしたのであります。

○宮地委員 確かにことしのベネチア・サミットで総理はそういう発言をされた。また、昨年のホワイトハウスでレーガン大統領にこの前川レポートの提言を示しながら具体化の第一歩のお話し合ひをされた。総理がこういう一連の国際的などころでマル優の廃止問題についてお話をされた。欧米各国の皆さんはこれを国際公約と受けとめておるのではないか、こう思ひますが、総理としてはこの問題についてはそういう国際公約と受けとめられることを承知でお話ししたのかどうか、この点はいかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 これは外国に約束するといふ性格のものではないので、我が国は我が国独自の考へに基づいてマル優問題の処理をやつておるものであります。しかし、我が国がそういうマル優問題の処理をやるについては、外国の動向といふものも頭に置いてそういう処理の方法もつくられてゐるといふ点も否定はできません。しかし、外国から言われたとか外国との約束だとかそういう

う性格のものではないので、我々はこういうふう
にいたしたい、そういう我が方の主体的念願を表
明した、そういうふうにお考えいただければ幸い
です。

○宮地委員 主体的念願としても、やはり一国の
総理が御発言をすれば、そこに出席した各国の首
脳は、日本は努力をし、いずれはこのマル優の廃
止をするんだな、こういう理解をとるのは必然だ
と私は思うのです。そういうような一つの国際
的な首脳会談等の流れの中で、我が国の国会にお
いても、このマル優問題というものは、先ほど総
理からお話がありましたように、さきの通常国会
で売上税関連六法案とともにこれは廃案になつた
わけでありました。廃案になりまして、その後五月
十二日に与野党の国対委員長会談が行われまし
て、次の臨時国会にはマル優廃止は提案をしな
い、提出をしない、こういう合意がなされてお
るわけでありました。そして、この臨時国会が始まる
前の七月二日には、さらにこの五月十二日の与野
党国対委員長会談におけるこの合意を尊重すると
再確認をされた。そうした国会における最も大事
な国会運営の責任者である国対委員長会談でこの
マル優廃止の取り扱ひについての合意がなされて
いるにもかかわらず、なぜ政府はこの臨時国会に
マル優原則廃止を盛り込んだ大蔵委員会が審議
されておる所得税法等一部改正案を所得税減税と
セットで出されたのか、政府の最高責任者として
この点はどうかというふうにお考えなのか、御確認を
させていただきますかと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 前の通常議会のときに、
売上税関係六法案は提出しない、そういうふう
に申し上げました。その後税制協議会におきまして
与野党でいろいろな樽俎折衝もございました。そ
して、今回は減税法案を提出いたしますが、恒久
財源をそれへもって充てなければならぬ、そうい
う点も話し合いの中にあつたわけでありました。そ
ういふいろいろな経緯を踏まえまして、そして今
回提出いたしましたのは、前の法案とは違う法案
で、いろいろな内容の改革が加えられているわけ

であります。そういう点において前の法案ではな
い、新規のものである、そしてそれは減税法案に
対応する恒久財源の措置である、こういうふう
にお考え願えれば幸いであると思ひます。

○宮地委員 今総理は、総理の予算委員会と言わ
れた言葉をおかりすれば、いわゆる新型マル優で
ある、もう一つは恒久財源であるからこの国会に
マル優廃止の法案を提出したのだ。これは国民は
納得しないと私は思ふのです。新型マル優とか
あるいは手直しをしたマル優だから通常国会のマル
優とは違ふのだ、こういう認識は私は誤りだと思
ひます。マル優廃止のさきの通常国会に出た
ものと、今出ているものも、これは全く同じもの
だと理解するのが普通の良識ある人の判断であ
り、また認識だ、私はこう思ふのです。

確かに特例事項として六十五歳以上とか身体障
害者とか母子家庭を除くという条項が今国会に提
出されたマル優の中にはあります。しかし、これ
は当然といえば当然の問題でありまして、国民の
認識は、前国会で提出されたマル優と今この国会
に提出されているマル優とは全く同じである、こ
ういふ認識にあると私は思ふのです。また、恒久
財源といつても、これは今まで大蔵委員会再三
議論してまいりましたが、今後五年、六年後に約
一兆六千億円の平年度ベースの税収が上がって
くる、当面このマル優が恒久財源の原資になるん
というところは考えられないわけですね。ましてや、
来年の四月一日から施行ということでございます
から、あえてこの臨時国会に出さなくたっていい
性格のものなんです。だが見ても常識的には、
現在出ているマル優は、総理のおっしゃるよう
ないわゆる新型マル優とか手直しマル優とか、前
回のマル優とは違ふのだ、これはまさに詭弁では
ないか、こう思ふのです。

○中曾根内閣総理大臣 我々から言いますと、マ
ル優廃止は正々としてマル優正である。マル優の
改組である。確かに改組になつてはいるわけであ
ります。施行期日も変えまします。また野党の皆さん
のお考えで財形の方も年金や住宅についてはこれ
もゼロにする、そういうふうないろいろな新しい
ことも盛り込みまして新型マル優である、そうい
うふうにお考えいただけばありがたいと思ひます。

○宮地委員 これは、明らかに総理が常々自民党
の最高幹部等にお話になつておる、税制改革で
道筋を立ててくれ、こういう場でお話するのは
余りあれですが、どうも生臭い、総理の次のこと
をお考えになつた道筋論にむしろ重点が置かれて
いるのじゃないかな、こういう感じがするわけ
でございますが、総理は、もし今国会でこの税制改
革法案が成立すればその使命を達成した、こうい
うふうにお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 まだまだいろいろな仕事
が残つておまして、しかし、政治においては友
情というものはありがたいものであるとしまじみ
痛感しております。

○宮地委員 これ以上余り追及しますと総理のお
立場もあるでしょうからこの辺にしておきます
が、国民の声はやはり今私が申し上げたような声
が大多数ではないか、こう思つておりますので、
この点だけは強く主張をしておきたいと思ひます
あります。

もう一つ大事な問題は、所得税の先行に対する
ところの減税財源です。総理は、所得税減税先行
型でいくのだ、こういうことで昨年の衆参ダブル
選挙以来大変に強力にリーダーシップを発揮して
まいりました。さて、今、与野党の幹事長・書記
長会談等で六十二年所得税減税は一兆五千四百
億円、こういう形になつてきたわけでありました。
ところが、今大蔵省当局も一番困つてはいる頭の痛
い問題はその財源問題であります。

六十二年度財源については、幸いにして、総理
にとつては恐らく神風であるのじゃないかと思ひ

ますが、六十一年度の決算剰余金が地方交付税や
補正予算等に使つてもなお現在一兆三千五百億
程度残つてはいるわけでありました。その他、一部
今の税制改正の中からプラスを捻出したがらこの
一兆五千四百億の所得税減税財源は大蔵省も何と
かひねり出せそうな状況に今あるわけでありま
す。

ところが、六十三年度の恒久財源、これはまさ
にマル優は徹々たるものだからでございます。六
十三年度になれば住民税減税の五千億がさらに出
てくるわけでございますから、二兆円を超える減
税財源が必要になるわけでありました。

そこで、総理は、昨年の衆参ダブル選挙のとき
に、そうした減税の財源としてはNTTの株の売
却益とかあるいは日本航空の株の売却益などを充
当して対応したい、検討したい、こういう御発言
を私もテレビ等でお伺いしました。しかし、今回
のNTTの二法案に見られますように、NTTの
売却益は社会資本整備ということに限つていわゆ
る無利子の融資という新たな手法を用ひ、政府は
今回はいわゆる減税財源の道は閉ざしてしまつた
わけでありました。

まずこの点について、一つは、総理の総選挙に
おけるときの国民に対する発言、公約というもの
が生かされていないのではないかと。結果的にそれ
がやはり今後の恒久財源論の中で六十三年度の今
申し上げた二兆円程度の減税財源に今大蔵省が非
常に頭を痛めている。こういう点を見て、総理と
してはどうかというふうにお考えおられるのか、財源
の問題について所見があれば総理のお考えを伺
たいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 これは、十二月に予算編
成を行いますときに、歳入歳出全般を見詰めたが
ら、そのときに政府・与野党でお決めたのだ、恐
らく私の後のどなたかがおやりになるんだらう、
そう思ひます、私がかこれ以上申し上げるのは僭
越である、そう思ひますが、しかし、こいねがわ
くは神風がさらに吹き続けることを祈つておりま
す。そういう可能性もなくはない。六兆円の緊急

財政景況浮揚政策が大分効いてきて、この分
でいくというところ、神様にお祈りすれば神風は吹き
続いてくれるのじゃないか、そういうふうにも考
えておるところでございます。

○宮地委員 総理も何かおやめになる時期が近づ
くにつれて神がかり的になってきたような感じを受
けますが、やはり現場の大蔵省はそんなところ
じゃないのですか。そういう神がかり的なことで
財政運営していったらたまたまのものじゃない。大蔵
大臣、今の総理の発言、どうですか。

○宮澤國務大臣 今は大蔵大所高所の御発言で
ありまして、私も申しますと、例の税制改
革協議会が十二回の会合をお開きになりました、
今一応中断しておりますが、続けてまた御会合で
あるということをお承知をいたしております。それ
で、七月二十四日でございますか、座長の御報
告の中で、この点については意見の一致を見たとい
う中に、「減税の実施に当たっては、恒久財源が
確保されることが必要である。こういうことにな
っております。ただし、「六十二年度において、
減税を先行実施する。」こうでございますから、そ
うだといいたしますと、六十三年度については恒久
財源が必要だということをお承知をいたしております。
事実上合意をしておられるわけでございますので、
改革協議会において恐らくその点についての御検
討がこれから行われるものであらうと考えておる
わけでございます。政府として全く改革協議会に
お任せ切りということをお承知をいたしております。
ございませぬが、まさにその御検討が行われるや
さきでございますから、それに先立ってあれこれ
申し上げることもいかなるものであらうか。だん
だん年末になりますので心配はいたしております。
ものの、まず協議会の御協議を見守りたいと思っ
ておりますので、これは各党におきましてよろし
くお願いを申し上げたいと思っております。ご
ざいます。

○宮地委員 総理は神がかり的な、第二の神風が
吹けば大変にいいような感じ、また大蔵大臣は現
場の方々の意識を大要認識をしながらかたい御答

弁をされたわけでございます。やはりこれから
の、六十三年度以降の減税財源、総理の減税先行
というその旗のもとに実施した減税財源問題は、
非常に今後大事な問題であらうと思っております。もち
ろん行政改革問題もそうであらうと思っております。今申し上
げたような総理の自然増収論の問題も新たな問題
になってくると思っております。

しかし、私はもう一つ総理にお伺いしたいと思
うのですが、総理の、中曾根内閣の鈴木政權から
受けたときの大きなしきの御旗は「増税なき財
政再建」、そして具体的には昭和六十五年年度には赤
字公債発行をゼロにする、こういうにしきの御旗
があつたと思つていますが、これについては間違ひご
ざいませぬか。

○中曾根内閣総理大臣 そういうことを申し上げ
ました。そういうことを申し上げました中には、
行政改革による成果ということが考えられており
まして、経費の節減のほか、N T Tを民有化し
てその株式を売却するとか、あるいは日本航空を民有
化してその株式を売却するとか、あるいは場合によ
っては国有財産の売却とか、そういうものも実
は頭にあつたわけですね。六十五年年度にはN T T
を民有化してその株式を活用できればなというこ
とで、N T Tの民有化という問題は、財政的理由
だけではございませぬ、経営の効率化とかサービ
スを向上させるとか、そういう問題でやつたわけ
でございますが、一面においてそういう面も念頭
にはなかつた。しかし、幸いに皆さんの御協
力によりましてN T Tも民有化され、株式も順調
にこれが売却され、仮に二百五十万円で売却され
れば、昭和六十五年年度で毎年約四兆七千億圓ぐら
いのお金が使えます。六十五年年度でそれだけ使え
るということになれば、これは使ひようによつては
赤字公債依存体質から脱却できるな、そういう感
じもしておつたわけですね。しかし、それは国債
償還に使う、そういう方針を決めまして、やはり
国民の大事な財産だからこれは国民の共通してい
る借金返しに使おう、そういう方針を決めまし
て、そしてそちらの方を主にしてやる、ただし公

共事業、社会資本の充実に無利子の金でそれを
活用するという方策もつくつた。そういうお金で
やれば、一般会計から公共事業費に現金が行くの
をある程度セーブできます。そういうようなこと
から、赤字公債あるいは建設公債を、公債依存
率を減らすということも、考え方によつては難し
いことではあるけれどもできないことではない、
そういうような頭も多少はあつたわけでありま
す。

しかし、赤字公債と建設公債は、公債といつて
も性格がやはり違いますから、そういう点ではま
だ非常に厳しい現実が続いておると思つたので
全体の数量的計算は実際は合つてきてはあつた。
しかし、これから自然増収がどういふふうに出る
か、これも神様にお願ひしなければならぬところ
であります。今の税収の状況を見ると、かなり
好調のようでありまして。そういうような情勢全般
を見まして、やはり努力はしていけば望みなきに
あらずなんだ、私は今でもそう思つております。

○宮地委員 大蔵省の国債整理基金の資金繰り状
況等についての仮定計算、ケースAで、いわゆる
N T Tの株式の売却収入、これは六十二年年度から
六十五年年度までは毎年一兆八千三百億、これをま
ず国債整理基金特別会計に繰り入れる。最後の六
十六年度は六千億。今総理が図らずもおつしや
いましたように、恐らくこの秋のN T T売却益、
現在の実勢価格が一株約二百五十万ぐらゐとい
つたものと、大体四兆八千億ぐらゐ売却収入が入
つてくるわけでありまして。そこから一体一兆八千
億毎年国債整理基金特別会計に戻しますと約三兆
円、今回、六十三年年度の概算要求ではどうもN T
T二法案に伴う社会資本整備費には一兆三千億圓
これを活用するようでございますが、それをした
にしても約一兆七千億圓まだ残る勘定になるわけ
です。ですから、こういうような財源というものを
今後の税制改革の議論で、これが例えば大蔵大
臣の言うように来年度の税制改革で二兆円に上
るような財源の確保が可能なか、国民の合意を得

るには物理的にも期間が非常に長い。また売上税
と同じような結果になるのじゃないか。やはり総
理が前々からおつしやつておられるように、本当に国
民の合意を得ながら税制改革の議論というものを
していくには、二年なり三年というのはどうして
も時間的、物理的に必要ではないか。そこに拙速
に恒久財源で二兆円以上となれば、これはまた大
型間接税的なもの、E C型付加価値税的なもの
あるいはそれに類したものにのめり込ませざるを得
ない。そうすると、それを議論するのには物理的に必
要な二年も三年も時間というものを考えたとき
に、暫定的に一つの財源措置というものを考える
一番いいのは、大臣、N T Tの株式の売却益を暫
定的減税財源としてちよつと六十六年度まで、六十
五年年度までは今申し上げたように大体四兆八千億
円で売却益が出てくるわけでございますから、
そうした財源というものをしつかりと見据えた上
で税制改革議論というものをしつかりと国民の合意
を得るよう努力すべきではないか、この点が一
つ。

もしこれがどうしても減税財源として窓を切り
開かない、社会資本整備、最終的には国債整理基
金特別会計に戻すのだから原理原則は残してある
んだと大蔵省のおつしやるようなそういう方式で
いくとするなら、先ほどもいふように総理のおつし
やつたように、全面的に国債整理基金特別会計に
ぶち込んで、言うなれば国債償還に充てて国債残
高を減らす。あるいは、六十五年年度発行ゼロま
で、これは大蔵省がつくつた仮定計算例の中で
も、特例公債が六十二年年度は五兆二千四百六十
億、六十三年年度が四兆九千八百億、六十三年度
が三兆三千二百億、六十四年度が一兆六千六百
億、そして六十五年年度がゼロです。トータルして
も十五兆二千億。ところが、N T Tの売却収入の
活用をすれば、国債整理基金特別会計に一兆八千三百
億ずつ四回入れて、最後に六千億入れて、なお
これでもなお大体三兆近いのが三回、約九兆の金
が残るわけですから、これは国債償還に充てれば

中曾根総理の掲げた昭和六十五年度特別公債発行ゼロに大変近づく。私は、総理の財政運営は最後でしかしたな、こう言われると思うのですが、この二点について総理の御見解を伺っておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 来年のことは次の新しい人がおやりになるので、十二月の予算編成のときに出入りを全部調べて総合的な判断からお決めいただく、そういうことであると思ひます。

それから、第二に、やはり減税財源というものは恒久財源をもって充てるべきである。与野党の合意はやはり尊重するべきでありまして、どうしても恒久財源というものをお互いに探し出す努力をする必要があると思ひます。しかし、初年度あるいは二年度から全面的に帳じりが合うということを強行するということは、これはそのときの政治情勢を見て考えてもいい余地はあると思ひます。だから、ごく短期間に総体的に出と入りが合う、恒久財源をもって充てる保証が法的にも確立される、そういうことであるならば、私は恒久財源をもって充てたとこれは子孫に対して言えるだろうと思ひます。過渡期的に若干出入りはあり得ることしなかもそういうことであります。そういう余裕は政治のことでありますからあつていいと私は思ひますが、しかし、それも次の新しい人がどういうふうにお考えになるか、お考えを決めていただく。しかし、与野党で決めた恒久財源をもって充てるといふことはやはり守るべきである、そう思つております。

それから、N.T.T.の株式というものは、もう法律で議会で決めておりました、国債償還に使うという形になっておる。これは、税理論から申しますと、減税に充てるものは自然増収のお金を充てるというのが筋だろう。つまり、景気その他の事由で余計税金が入ってきたのだから、その分は国民にお返しする。予算のことですから、ほかにというものは自然増収が適当であつて、こういう臨時的に三年とか五年入ってくるようなお金をず

つとやらなければならぬ減税の財源に充てるということは、お金がなくなつたときにまた大騒ぎしなければならぬ、そういう不安定な税制を抱えていくということ自体は必ずしも適当でない、私はそう思つておる。そういうような考えに立つて、私たちは筋を通していくべきではないかと思つておる。

○吉地委員 総理との国会における質疑は恐らくこれが最後になるのではないか。総理も「暮れになお命の限り輝く」と名文句をお吐きになり、私も歴代の総理大臣をいろいろ承知しておりますが、この四年九カ月、総理ほど中曾根語録をたくさんお残しになつた総理もなかつたと思ひます。大変に御苦勞さまと申し上げます。この大蔵から大事なのはやはり総理の後継者の問題だと思ひます。そのときの総理大臣が偉大であつたかどうかは、その後継者に総理大臣がどういふ総理になられるか、これは大変大事なりリーダーとしての資格、総理のよく言われる今後の歴史が判断する大変重要な材料ではないか。この後継者の問題について、総理は大変生臭い話でしづらひとは思ひますが、国会の場において最後の御質問でございますから、後継者選びについての現段階における率直な御感想をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 今、国会中で、重要法案を通すために我が党は全力を挙げてやつておる最中でありまして、そういう問題は私は家内にすら話したことがない。いわんや国会で野党の皆さんに話すなどということは考えられないことであつて、やはり時期が来るまでは我慢してほしいとお願ひ申し上げる次第であります。

○吉地委員 では、時間が参りましたので終わります。

○池田委員長 玉置一弥君。
○玉置委員 総理には、大変お忙しいところありがとうございます。先ほども話が出ておりましたけれども、四年九カ月の大変長い間総理として日本の国を運営され

てまいりました。我々当初いろいろな評判を聞いておりました、そのとき感じましたのは、一つは外国へ行つて背が高いとやはりいいなということがありまして、これは、後になられる方はわかりませんが、我々マスコミ等のいろいろな評判も聞いておりますけれども、対等に物が言える条件、私も余り高くないですけども、そういう面から見ると、ほほ目の位置が同じところにあるという面で大変見た目に対等になつたという感じがしたわけでございます。同時に、経済大国と言われたいわけがございまして、それがいつの間にか世界のいろいろな国々から貿易に関して攻撃を受けるというふうな時代になつてまいりました。私たちの国がいかにか所得が伸びてきたか、こういうところを十分つぶさに感じ取つておるわけでございます。

しかし、例年のごとく減税問題が盛り上がりましてまいりまして、私も大蔵委員として何回となく減税にタッチさせていただきました。しかし、昨年の税調から始まりました議論、さらには政府案として売上税が出てくると同時に所得税改正が出てまいりまして、ともに一つの時期が来たなという感じを受けました。中曾根総理ではございませんが、シャウブ税制以来の大改革はむしろ我々がやってほしいという希望がありました。そういう中でやってきたわけでございますが、しかし、いづれにしても、特に課税の不公平あるいは把握の不公平という問題がまだたくさん山積し、残されております。そういう中で税制改正の一部の部分だけが進んでいく、こういう問題についてまことにどうかなという気持ちを持つておるわけでございます。

先ほどからいろいろの方々のお聞きいたしておられます、いづれにしても、売上税を政府として提案されまして、結果として廃案という事態になりました、これについてどう思ふか、こういう意見がありました。私も、やはり売上税廃案というものは、一つには国民に税制改革の意識づけをしたという点では評価できると思ひますけれども、しかし税制改革のやり方あるいは税そのもの

の論議という面から見ると、大変な失敗であつたというふうに思つておる。そこで、再度お尋ねをいたしますが、売上税が廃案になりました背景にはいろいろなものがあったと思ひますが、これを政府としてどういふふうにお受けとめられまして、また今後の税制改革にどういふ点で生かしていかれるか、その辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 一言で申し上げますと、早くに急ぎ過ぎた、そういうことで国民の皆さんに十分説明する時間がなかつたという点を反省いたしております。しかし、私も、さつき申し上げましたように、実は大蔵委員会に入れていただいてそこでじっくりやっていたら、そして与野党で話をして、必要な修正、そのほか十分時間をとつておやりいただけたら国民の皆さんにその間にはだんだんわかっていたら、そう思つておつたのですが、大蔵委員会に入ることができなかったということをごを来したというのが率直な私の考え方でありまして。

しかし、この教訓を生かしまして、今後税の問題等については慎重に、周りにやつていきたいと思ひますが、幸いに議長さんのあつせんがありまして、技術改革は必要である、あるいは直間の見直しが早急に行うべきであるという点について合意ができましたから、できるだけ速やかに税制協議会を活用させていただいて、国民が納得する長期的な安定した体系をできるだけ早くつくらせていただければありがたい、そう考へておるところでございます。

○玉置委員 今お答えの中に早急に急ぎ過ぎたというお話がございました。そこで、例えばアメリカカあるいはイギリス、こういう国々の税制改革がどの程度かかつてやつてきたかということも、もう既に御存じだと思ひますけれども、一応申し上げますと、アメリカカについてはちょうど九二年かかって税制改革をやり遂げたということでございますし、イギリスでは二万三千回の講習会を開き三年がかりでやつてきた、こういうことでござい

たと思ひます。

ます。そういう面からいいますと、特に中曾根内閣になってからの税制改革はかなり急ぎ過ぎの感があったのではないかと、思うわけでございます。

売上税は、一つは確かに急ぎ過ぎというのがございますけれども、もう一つは、選挙前には大別間接税をやらぬというお話をされて、選挙が終わってから自民党が圧倒的な多数を確保されて出てきたところに問題があった、こういうふうにも思います。また、今回の所得税改正につきましても、さきの国会の五月十二日あるいは七月二日、この与野党国対委員長会談等におきまして、売上税関連の法案は出さない、こういうふうな約束をされたわけでございますが、それにもかかわらず出てきたということでございます。若干手直しはされておりますけれども、そのとき一応対象になった政府原案というものに近い形でございます。特にその場を過ぎたしまえばいい、そして次のチャンスをおねらって、こういう姿勢では、税制改革そのものがなかなかうまくいかないのではないかと、気が持たざるわけでございます。そういう意味におきまして、まだ売上税の失敗、これはいいにしろ悪いにしろ、大変反省を呼び起こす材料になると思うわけでございます。この売上税の教訓がなかなか生かされていなくて、これは私だけではないと思っております。そういうふうにご感じているわけでございます。その面での意識改革というものをぜひお願い申し上げたいと思っております。

また、先ほどの話の続きもありませんけれども、自民税調あるいは政府税調の中で長く議論をしてきたとき委員の御答弁の中でございました。本会議の中でも、政府税調なり自民税調の中で時間をかけて議論してきた、こういう答弁をなさっておりますのを私聞いたことがあるわけでございますが、逆に言えば、今のお話の中にありました税制協議会、これと同じく一つの隠れみものとして使われるのではないかと、心配がございます。

もう一つは、税調の場合にはかなりの権限を持つて政府に対して答申するというところでございますが、税制協議会におきましてはまさに議長あつせんという、あつせんでもないのですが、調停の結果生み出されてきた機関ということでございまして、先ほどの話にもありましたように、各政党全部が入っているわけではない、こういうところにも若干の疑問があるわけでございます。むしろ私たちとしては、税制協議会の中で一つのビジョンをつくって、より具体的な問題を政府なりあるいは大蔵委員会がその中身について議論をしていかなければいけないと思うわけでございます。そういう意味で、一部に政府税調の軽税という問題がこころ、三年出ておりました、どうも中曾根さんになってから政府税調は党税調よりも地位が下がってきた、こういうお話を聞きますけれども、その辺も含めて、いわゆる諮問機関あるいは協議機関というものをどう扱っていくか、この辺の問題点をひとつ御回答いただきたい。

それからもう一つは、政府税調の場合には人数がある程度限定されているということがございまして、私たちがふだん日常接する皆さん方というのはいろいろな分野の方々がおられまして、そういう方々とともに意見を交わしていくことが大変重要でございますし、我々議員もそれぞれの分野での代表にもなっている部分もございまして、そういう面ではいろいろなメンバーをもっとたくさん入れたい、いわゆる国民税調というふうなもの、より多くの分野から人を集めて議論ができる国民税調のようなものがないか、こういう話でございますが、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 別に政府税調を軽視しておるわけでもございません。政府税調の方は大体

の基本的な型を示して、それを党税調は受けて、それを点検して、そして政策的見地から我が党の独自の見解をまとめてきた、そういうことなのでありまして、決して政府税調を軽視するとか何とかという気持ちはないし、大いに努力していただいたことに感謝しておる次第なのでございまして。

それから、税の問題は、先ほど野口さんの御質問にもありましたけれども、やはり国の歳入の大問題なのでありまして、大蔵委員会においてこれが専門家によって慎重審議され、あるいは地方公聴会とか学識者の意見を聞くとか、そういう十全な手続がとられることが望ましいと思っております。従来やもすると大蔵委員会の審議時間が少なくてお昼休みや夜中まで御審議を煩わしまして、大変恐縮に存じ、政府としても感謝申し上げておるところでございますが、アメリカのペンツェンさんが委員長をやっている歳入委員会、ペンツェンさんなんかの発言力というのは非常に強いんですね。そういう点を考えてみますと、やはり歳入委員会をつかさどっておる大蔵委員会というもので、こういう問題はこなしていただくのが、国民に対していろいろ知らせていただくのが、国民に対してはいいのではないかと、そういうふうにご感じしておりますが、これはいづれも国会の問題でございますから、与野党でいろいろお話し合いをしていただき、政府はそれに従ってまいりたいと考えておる次第でございます。皆さん方の方でそういうお考えをお出しただけで、自由民主党としては十分受けて立つて考えております。

○玉置委員 今のお話でございますと、議会の委員会の例えば公聴会みたいな形での提案、こういう形であれば受けて立つ、そんな感じでは受けとめました。ただ、私たちが考えておりますのは、議会というよりもやはり常設のといえますか、そのときどきにに応じて必ず開催されるようなそういう

機関をセットしたい、こういうことでございまして、ぜひお考えをいただきたい、こういうふうな思いをいたします。

それから、今回の所得税改正でございますが、今回の所得税改正、これは大蔵大臣にもお聞きしたのでございまして、例えば六十一年の十二月にはいわゆる売上税を含めた形での直接税、間接税ともある程度のビジョンというものがつくられておりました。増減税ニュートラルという形でございます。増減税ニュートラルという形でございます。見直しの形といたしましては打ち出されてきたということ、所得税につきましても六段階、七段階というふうな形のところまで掘り下げて見直していこう、こういう動きがあったわけでございますが、今回は十二段階ですか、まず一部手直し程度のいわゆる減税分を繰り出すための税制改正、こういう感じがするわけでございます。逆にマル優制度、少額貯蓄非課税制度につきましても、我々はいくつかの議論をしていこう、こういう気持ちがあったわけでございます。所得税、いわゆる直接税の分野で課税をする、あるいはいわゆる所得としての見方の中の処理ということになってまいりまして、どうも最終的にこのままいきますと資産課税そのものが置き去りにされてしまうのではないかと、こういう心配もしているわけでございます。そういう意味から見て、今回所得税減税で我々がやはり六十二年度幾らにしてほしいといういろいろな話を申し上げてまいりましたけれども、一つには最終ビジョンが目に見えてない、こういうところに対する不安。ですから、もし場合によってはこのままいってしまふのではないかと、こういう不安があったからでございます。そういう意味で、最終的な形、特に今回の所得税分野あるいは法人税等でございますけれども、どうなっていくのか、これについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 別に政府税調を軽視しておるわけでもございません。政府税調の方は大体

の基本的な型を示して、それを党税調は受けて、それを点検して、そして政策的見地から我が党の独自の見解をまとめてきた、そういうことなのでありまして、決して政府税調を軽視するとか何とかという気持ちはないし、大いに努力していただいたことに感謝しておる次第なのでございまして。

それから、税の問題は、先ほど野口さんの御質問にもありましたけれども、やはり国の歳入の大問題なのでありまして、大蔵委員会においてこれが専門家によって慎重審議され、あるいは地方公聴会とか学識者の意見を聞くとか、そういう十全な手続がとられることが望ましいと思っております。従来やもすると大蔵委員会の審議時間が少なくてお昼休みや夜中まで御審議を煩わしまして、大変恐縮に存じ、政府としても感謝申し上げておるところでございますが、アメリカのペンツェンさんが委員長をやっている歳入委員会、ペンツェンさんなんかの発言力というのは非常に強いんですね。そういう点を考えてみますと、やはり歳入委員会をつかさどっておる大蔵委員会というもので、こういう問題はこなしていただくのが、国民に対してはいいのではないかと、そういうふうにご感じしておりますが、これはいづれも国会の問題でございますから、与野党でいろいろお話し合いをしていただき、政府はそれに従ってまいりたいと考えておる次第でございます。皆さん方の方でそういうお考えをお出しただけで、自由民主党としては十分受けて立つて考えております。

○玉置委員 今のお話でございますと、議会の委員会の例えば公聴会みたいな形での提案、こういう形であれば受けて立つ、そんな感じでは受けとめました。ただ、私たちが考えておりますのは、議会というよりもやはり常設のといえますか、そのときどきにに応じて必ず開催されるようなそういう

○中曾根内閣総理大臣 ヤはり恒久的税制というものは、恒久的な財源というものを伴ったものが初めて恒久的の税制と言えるのであります。過渡期的に一時期的な便法を講ずることはあり得ても、終局的にはある最小限の段階において全部が恒久的な財源をもって充てられる、そういうふうにするのが財政当局や政治家の責任である、そのように考へて、そういう方向でこの問題を始末したいと思ひます。

そういうところから、与野党の協議及び議長のあつせんの中に、やはり恒久的財源をもつて充てるといふ言葉もありませんし、また直間比率の見直しも重大なことがある、速急にこれは検討してやるという趣旨のことが書いてあります。やはり恒久財源という意味からのあれであり、特にその背景には、長寿社会がもう目前のところに来ておりました、そういう将来的設計といふものを考えた場合に、今世紀における我々が子孫に対して十全の備えをしておくという責任感からあつた文章も出てきたらうと思ひます。そういう点については与野党で税制協議会等を通じて合意をつくり、ある一定の期間後には安定した税体系が日本に確立されていくということができると考へておる次第でございます。

○玉置委員 いつもの感じで大体お聞きしたのですが、どうも言葉だけで、具体的な日に浮かぶ形が感じられないような気がするんです。おっしゃることはわかるんです。長寿社会に対応できるそういう税制を生み出していかなければいけないし、いろんな負担の問題等考へてやっていかなければいかぬというのわかるのですが、例えば六十二年の当初に出されました所得税はこうなりまして、法人税も上乗せ分とつてさらに基準の税率を引き下げます、こういうのが全部入って

いきました。所得も、例えばイギリス型とかアメリカ型とか、所得税の段階の刻み、こういうものもございまして、課税最低限の話もありまして、こういうふうなものも果たしてどういふ方向に行くのかというのわからない。ですから、我々にとつてみたら、今回の所得税改正というのは例年やつていふゆる減税のための所得税改正、これと何ら変わらないような気がするわけでございます。聞くところによると、政府としてはかなり大幅な所得税の見直しをやつていこうという方針であるように聞いておりますけれども、この提案の仕方なりあるいは今までの説明の仕方、こういうものを見ておきますと、どうもその先のビジョンが感じられない、こういうことございまして、今回のビジョンがわからないこと自体が大変税制改正の中の野党の協力も得られなかつたということではないか、こういうふうな思ふわけでございます。時間がありませんので余り深く突っ込んでできませんけれども、そういうことござい

それから、先ほどのほかの委員の方の質問の中にいふゆる租税負担の話がございました。中曾根総理は、四〇にできるだけ近づけた範囲内で、こういうお話をされておりました。六十二年の見込みでございますが、租税負担並びに社会保障負担、この率は、租税負担が二四・四％、社会保障負担が一一・〇％、合計をいたしますと三五・四％となつております。ただ、アメリカ、西ドイツ等と比較をいたしますと、かなり物価間を開きがございまして、いふゆる同じような生活をしていふゆる前提のもとに同じ物を同じ値段で買ったならばということ仮定をいたしましたところ、実に我が国の家計指数を一〇〇といたしますと米國では七二という数字になります。また西ドイツでは八一という数字になります。これは特に土地、住宅の購入にかかる費用あるいは食料にか

かる費用、食べ物も日本は高いんですね、こういうふうなものもかなり差ができています、こういうことになるようございまして、また教育費等につきましても、表の教育費、いふゆる公的負担なりあるいはいふゆる授業料程度で済んでいふゆる部分、あるいは日本の場合にはそれ以外に塾通いといふのがございまして、これを入れるともっと差がついてくるのではないかと、こういうふうな思ひます。これで換算をいたしますと、例えば西ドイツ対比で計算をいたしますと、日本の租税、社会保障負担は四三・七％になります。また、米國の物価等と比較をいたしますと四九・一％ということではほぼ五〇％近くになる、こういうことでございます。

そういう面から考へていきますと、数字上あらわれている日本のいふゆる国民負担といふますか、こういうふうなものは、確かに数字上はアメリカに近い三五前後という数字になっておりますが、実質的には、物価あるいは住宅といふもので比較をいたしますと、さらに一歩進んでヨーロッパあるいは北歐に近い線になってきています、こういうふうな感じがするわけでございますが、どのようによつて受けとめられておられますか、また、どの程度が適正と思われか、それについてお答えいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいま御提示になりました計算を詳細に拝見いたしませんのでちょっと申し上げられませんが、我が國の場合、家賃あるいは住宅、それから生計費等々が比較的割高であると言われまことはそのとおりであると思ひます。しかし、そのことと公的負担との関連といふことになりまして、むしろそれでしたら所得水準をそこ比べませんといふけないわけになりますので、そのことと直接に公的負担との関連は見出しがたいのではないかと、こういうふうな思ひます。それから、公的負担がどのぐらひであればよろ

しいかといふことは、かつて政府は公の機会に申したことはございせん。臨調のときに、ヨーロッパ並みといふことは五〇を考へておられたようですが、それよりはかなり低いところであつたといふことを述べられたところが一節ございせん。ただいまが三六でございせんから、まず四〇を超えていくといふことは恐らく避けられないと思ひますけれども、確かに五〇といふところはまはいたくないといふのがこれは私の感じでございますが、政府としてはそういうことを公式に申したことはございせん。なるべく五〇といふようなことにはしたくないといふ臨調の御指摘は、私はしかるべき御指摘ではないかと思ひます。

○玉置委員 さつき申し上げました数字は経済企画庁の出しております資料に書いてあるわけでございます。またぜひお読みをいただきたいと思ひます。

それで、やはり負担の話でございますが、今まで見ておきますと、租税負担あるいは片方では社会保障負担、これは税率等ございせんけれども、先ほどの話では、ヨーロッパの方はむしろ税金である程度税率を見ている、こういうお話でございますが、日本の場合には大蔵省と厚生省あるいは労働省、そういうようなところが別々にその分野を担当しているといふことございまして、租税負担並びに社会保障負担合計がもちろん国民の負担でございますから、国民負担として調整する機能を行政機関の中に持たせるべきではないか、こういうふうな思ふわけでございます。現在どこか先頭になつて調整されていると思ひますけれども、分野争ひがございましてなかなか公式に話がかないといふことあるようございせんから、ぜひその辺でいふゆる統一的にこの社会保障負担、税負担を見られるような機関をセツ

た

木鼻の遊説で、我々のほうから財源問題についてとやかく先にも言うことは、税制調査会の委員の審議に対して適當でないということで我々は自粛をしております。その結果を見守っておるという状態であり

いずれにせよ、行政改革、財政改革の目的はあくまで努力していくつもりであり、相当の政府の節約というものを考えられるし、あるいは徴税方法の改革。まじめにやっておる者と不まじめにやっておる者が同じ扱いを受けるということとは適當でない。あるいは電報とか日本航空とかそのほかの政府の株式の売却であるとか、国有財産の売却であるとか、いろいろ考えられるだろうと思ひます。しかし税制調査会の意見がどういふ答申が出るか見守ってまいりたいと思ひます。

こういふことを言ひまして、電報を使うと言つたではないかという共産党の質問についてはこういふふうにお答えもしておるわけです。

こういふふうにお答えもしておるわけです。

○矢島委員 本質的にマル優を廃止いたしませんというのであつて、確かにいろいろと条件は、お年寄りの問題、その他の問題、母子家庭の問題はつけられたかもしれないけれども、国民はそれは受け取つてなくて、あつたときの選挙の中では、マル優は廃止にならないんだ、こういうふうには圧倒的多数が理解するよな演説を各地でされたということについては事実だと思ひます。

ところで、なぜ前国会において廃案になつたかという先ほどの質問に対して、国民の皆さん方に十分理解してもらつた時間がなかつた、そういう答弁をされておりましたけれども、私は、理解されておる時間がなかつたというよな問題ではなくて、事實は全く逆じゃないか、国民の皆さん方は

あのマル優の廃止の内容あるいは売上税の内容、こういうものを知れば知るほど、まさにこれは大変なものだといふので反対の輪がどんどん広がつていく、こういう状況の中で廃案になつたと思ひわけです。ところが、さらにまたまた今度の臨時国会に本質的には変わらないこのマル優廃止を提出してきた。こういうやり方は主権者である国民に対しての挑戦だ、国民の政治に対する信頼、こういうものを失ふ以外の何物でもないと思ひわけです。例えば選挙のときの投票率の低下、こういうものに見られるように、国民の政治不信を一層助長していくのではないかと、私を私は恐れるわけですが、その点、総理は恐れられますか。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど来申し上げましたように、税制の改革につきまして少し急ぎ過ぎ、国民の皆さんに対して御理解をいたさうといたす余裕が少なかつたことを反省しておるわけでございます。

「大島委員長代理退席、委員長着席」

○矢島委員 私、国会を無視し、そしてまた国民の意向を踏みにじるこういうやり方というのは、やはり国民の審判に対する二重、三重の挑戦であると断ぜざるを得ません。ですから、こういうマル優廃止法案というものは撤回以外にないのだといふことを強く要求しておきたいと思ひます。

次の質問に入りたいと思ひます。

これはきょうの午前中我が党の正森議員が触れましたが、八月七日、いわゆる我が党を除いた与野党での会議の結果、自民党が二千億円の積上積みという案を出した。さらに八月二十六日の段階では、これが二千四百億円、こういうふうになつたわけだ。そこで総理に質問いたしますけれども、八月二十六日、記者団の質問に答えて、「これは上積みではない。計数整理をした結果だ」とこのように述べております。つまり、四百億円

は、八月七日の二千億円の積上積みと同じで、計数整理をやつた結果だ、こういうふうに考へてよろしいでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 二千億円は、竹下幹事長が与野党の会議でお約束をしてやつたわけであり、それは四百億円に増加されましたが、これはいろいろ基礎的な数字をいじりまして、できるだけ弱い方々に厚い減税にしよう、そういうことで、特に年収五百万、六百万ぐらいの方に重点を置いた数字の入れ方をやりまして、その結果、そういうことになつたわけでございます。

○矢島委員 いずれにしろ、午前中の質問の中でも正森議員が例に挙げておりましたけれども、八月八日の新聞で既にきょう出されました自民党の修正案と同じ内容の報道があつた。こういうようなことから見ましても、修正案と全く同じ構想であるといふことは、とりもなおさずその時点でそういう計算が既にされておつた。そうしますと、四百億円といふのは特別の上積みではなくて既にこの八月七日の段階で計算すれば出てくるものだ、こう考へてよろしいわけですね。

○宮澤國務大臣 いや、それは八月七日の与野党幹事長、書記長会議におきまして二千億円を上積みをするといふことを自民党の幹事長がお話をしたわけでございます。そういう合意があつたわけではございませんが、そういうお話をいたしましたし、さらにそれを八月二十六日に詰めていくということになつたわけですが、その詰める手前の段階になりました、自民党の幹事長、政調会長から、二千億円というよりはもう少し具体的な形で、百五十万円以下まで一〇・五％の税率にする、それから二百万円まで二％とする、こういう税率構造にしたならばどのくらいの減収になるであろうか計算をしてみたいということが、私どもの方の専門家に依頼がございまして、それを計算いたしましたら、刻みであり基礎控除であ

りいろいろなこととございましてどうしてもきちんとして二千億にはなりません。上か下かへいくわけでございますが、それがちょうど一兆五千四百億ということになつた、こういうこととござい

○矢島委員 この問題は午前中も正森議員が質問しましたのでこの辺でとめておきます。ただ、このわずかな減税の上積みといふものが裏舞台で進められて、国民がこんなに反対しているマル優廃止が認められ実質増税といふようなことになることに私は本当に憤りを覚えるわけなんです。このことを表明しておきたいと思ひます。

次の質問に入ります。先ほどお話をいたしました、総理はマル優廃止の一つの理由として不正利用といふことを言われました。それについてであります。

十八日の本会議で、私、総理が予算委員会に答弁されたことを引用いたしました。これでは日本は驚くべき金持優遇の脱税天国にならうといふところではないか、こういうことを質問しましたところ、総理は、「利子所得の課税は特段の本人確認を行う必要が認められない」、「行政上自爾の徹底を指導していく」、「納税者に対する税務調査においても、不正等が行われる場合には、必要な場合には預金調査等を行うこととなるので、この制度が脱税を助長するとは考へておりません。」と答へられました。この考へは今もお変わりありませんか。

○中曾根内閣総理大臣 架空名義預金等については、引き続き行政上自爾の徹底を指導していくこととしておりまして、また、納税者に対する税務調査におきましても、必要な場合には預金調査も行うこととなるので、この制度が脱税の温床になるとは考へておりません。

○矢島委員 同じ答弁だと思ひますが、総理は非常に楽観視しておられるのじゃないかという点、

失礼かもしれませんが、あえて大口脱税を見逃すお考えではないかと考えざるを得ないような状況もあるのです。なぜ私がこの点を聞くかといいますが、一つは、総理も言うように預貯金について本人確認が不要になるだろう、二つは、銀行は原則として支払調書作成も税務当局への送付も行わなくてよくなるだろう、三つ目は、総理は今行政上自粛の徹底を指導していくと言われましたが、一体だれにどういう形で自粛の徹底を要請されるのか、こういう点を考えますと、本当に効果が上がるのかなと首をかしげざるを得ない部分もあります。こうなりますと、例えば偽名だとかあるいは架空名義、こういうものが横行する可能性があるのではないかと。

国税庁の「昭和六十一年度査察実績」が出されておりますが、それをちょっと見てみますと、「依然として多数の仮名預金があり、告発した事件の別口預金のうち七六・一％が仮名預金、九・二％が無記名預金であった。」と述べています。こうなりますと、相続財産でも架空名義で預金しておけば相続税を免れる可能性も高くなるのではないかと。あるいは大口所得税対象資産の課税を免れる可能性も出てくるのではないかと。確かに利子所得に対する二〇％の税金は間違いなく徴収することができますかもしれない。しかし、その利子を生み出すところの元金についての所得税だとかあるいは相続税だとか贈与税だとか、こういう預貯金の捕捉が相当困難になるのじゃないかと、結局税務当局は大口脱税を摘発する手がかりを失ってしまっているのではないかと、こう考えるわけですが、この点もう一度、総理、お答えください。

○宮澤内閣総理大臣 それはそういうことにはならないと思えます。と思えますのは、今度この制度の適用を受けようとする方々は、名前、住所、生年月日等は少なくとも記入をしていただかなければなりませんので、そういう書類、恐らくかなりの大きな億単位の書類になるかと思えますが、こ

れを何とか管理できるシステムをつくらないかというところを今研究をいたしておりまして、それは恐らくできるであろう。とても人手でやるというわけにまいりません。そうなりますと、もとのところもきちんとそこで押さえられる、管理ができることになると思っています。

○矢島委員 大蔵大臣はそう言われますけれども、架空名義というものが自由になることは税務当局の調査は相当困難が伴ってくるだろうということも予想できるわけですね。予算委員会では総理のこういう答弁もあるわけですね。

全部これはあからさまに二〇％なら二〇％、利子について二〇％払っていただければ、そうすればもう追及や何かしません、あと追っかけることも要りません、預金証書も要りません、あなとは残った残っているとか足りないとかというところも追っかけてきません。そして安心して——今までは、どうも不正をやっていた人たちは、おすおすいっやられるかというので恐怖心でやっていたでしょう。しかし、今度はもうそのこととは正しいことなんです。

こういう失礼ですが非常に乱暴な言い方じゃないかなというふうにこの議事録を見まして私思ったのですけれども、現在よりも大口脱税の摘発が難しくなっていくことは明白ではないか。昨日も私申し上げましたけれども、勤労者は一世帯平均預貯金現在高が約七百三十三万円、そして中位者は四百八十四万円、最頻値が百九十三万円、これじや脱税等を考えようもないような平均値の預金をしているわけですね。ですから、マル優制度を廃止するということは、片や庶民を泣かせ、他方では一部悪質な大口脱税者を見逃していき、つまり大口脱税天国という現象が起こってくるのではないかと、こう考えざるを得ないというところをひとつ主張しておきたいと思うのです。

次に、やはり十八日の本会議で私が医療控除の

問題で総理に質問いたしました。この医療費控除の対象を五万円超から十万円超に引き上げる、「一体どうしてなのか」と質問しましたら、総理は、最近の家計の平均的な医療費負担の水準、所得の増大等を考えれば、むしろ低きに過ぎる、こういうふうに答弁されました。また、昨日、私、この問題、つまり医療費控除足切り限度額の引き上げというものが庶民にじめではないかという質問をいたしましたら、主税局長の答弁ですけれども、基礎的な控除は課税最低限でカバーできる、租税力の限度以上を対象にしたい、こういうような答弁をされたと思うのです。しかし、よく考えてみますと、健康保険制度の改悪だとか、治療費や入院費等が値上がりしている。本来この保健医療費は高くなっているにもかかわらず、家計調査年報を見てみますと、ここ三年ずっと連続して実質的には下がっているわけなんです。減少しているわけなんです。つまり、こういうことは、国民がい

ろいろな負担を何とかカバーしようという中で医療費の抑制ということが行われているということじゃないかと思うのです。医療費は五万から十万円というように医療費の控除限度の足切りをした。他方、課税最低限はどうなっているかというところ、そんなにも同じ比率で引き上げられていない。昨日も、私、川口の奥さんの病気で大変困っていらっしやる状況を当委員会でもお話ししましたけれども、こういう温かい手を差し伸べなければならぬ。弱い人とかお年寄りや病人、そういう人に犠牲を押しつけて、そして医療費控除でおおよそ百億円ですか、こういう増収を図る。まことにひどい話だと思わうのですが、この点どういうふう

に総理はお考えでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 これは今のを決めましたのは昭和五十年であったと思えますから、やはりあるときには少し引き上げることは当然だと思っております。きのうもそのお尋ねがございましたとき

に申し上げましたが、もともとそういう経費というものは、一般的な控除というところがあるわけでございますから、それで処理するのが原則であって、それを越えたものについて特別の控除を認めるということでございますから、昭和五十年以来据え置かれましたものは今程度動かささせていただきます。ただ、もしよろしいのではないかと私も思っております。

○矢島委員 この問題につきましては、昨日も勤労者家庭の年間の平均的な医療費額というものも示しましてお尋ねしたわけなのでこの辺にとどめておきますが、要するに百億円という増収を得るためにこういう弱いところをやるのではなくて、もったいなくやるべきところがあるのではないかと。例えばキャピタルゲインの課税問題だとか、いわゆる優遇税制と言われているところの外国税額控除の問題だとか、大企業への特別償却の問題だとか、そういうところを手をつけていくべきじゃないか、そのことを必要だということを指摘しておきまして、時間がございますので次の質問に入らせていただきます。

総理は、この八月十八日のやはり衆議院の本会議ですけれども、こういうことを述べていらっしやるのです。「抜本改革の念願は捨てておられるものではないと。時と所を得て、しかるべき手続のもとにこれを推進してまいりたいと考えております。」こう答弁されているのですが、ここで言っている抜本改革というのはどういふことなのか、ちょっと教えてください。

○中曾根内閣総理大臣 それは衆議院議長のおっしゃるの中にありました税制改革は現下の重大課題である、そう書いたあの意味は、私は大改革、抜本改革を意味している、そう考えております。

○矢島委員 総理は、八月二十六日に伊東政調会長から野党側に四百億円の上積み報告を受けたときに、「マル優の原則廃止ができれば、半開きだ

な「こう言われたという報道がございます。この半開きというのとはどういふことなのか、あとの半開きは何なのか、この点をちょっと教えていただきたい。

○中曾根内閣総理大臣 やはりこれから所得税をもっと減税するとか、法人税をもっと減税するとか、そういう減税の課題も残っております。それに対応する財源措置も恒久財源を行ってやると野党で合意しております。そういうような問題は税制協議会で今後もいろいろ御審議願う材料である、政府はそれを見守っていく、こういうことでありまして、道半ばである、そういう意味であります。

○矢島委員 税制改革協議会のごが出されまして、先ほど本委員会におきましても、野党の他の委員から共産党を除くことの問題というのが出され、筋の通る御意見がございました。それに対して総理は、与野党とも心ある者が集まってこれをやっているのだ、こういう御発言があったわけですが、では、心ない者ははだれで、その心とは何か、ちょっと……

○中曾根内閣総理大臣 それは解釈の仕方でありまして、要するに息の合った者が心ある者である。息の合わない人はそれに外れた。ではなぜ外れたかという、やはりふだん余りつき合いがよくない、そういうような不信感があるからそういうことになつちやうのじゃないかと思つて。

○矢島委員 非常に重大な発言だと私は思うのです。ふだん息が合うとか合わないとか、心ある者という意味が、直間比率の見直しという点で心ある者ではない、こう分けたのならこれは話がわかるのですけれども、今のお話だと心ある者は息が合うか合わないかで分けるのだということ、それではよろしいのですか。

○中曾根内閣総理大臣 やはり心というものは息と同じ、相通するものがございますからな。

○矢島委員 私はどうもこの点は納得しないし、認めるわけにもまいりませぬけれども、時間がよいよ迫つてまいりましたので、最後の質問にきます。

先ほど言いましたように、「時と所を得て、そしてこれを推進してまいりたい」、このように総理は述べられた。結局のところこのマル優廃止で半開きができた、あとの直間比率の見直し、いわゆる新しい大型間接税の導入というところで扉を全部開いていこう、これが総理のお考えだと思つて、そのようなことでもよろしいでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 税制協議会の御協議等を見守つてまいりたいと思つておるわけですが、

○矢島委員 そこで必ず税制協議会というのが今までも当委員会での答弁の中にもたくさん出てきているわけなんです。それがあつたためにこの大蔵委員会の威厳を保つことができないような事態まで起きていくわけなんです。非常に問題がある税制改革協議会だということ指摘しておきたい。

次に、いろいろ言われましたけれども、結局のところ今ちまたでも福祉目的税だらどうかとかいろいろ言われております。私どもは、もちろんマル優廃止というものも反対です、同時にどんな形にしても大型間接税を導入するということには反対であります。ですから、マル優廃止法案についてはぜひとも撤回してもらいたい。同時に、財源問題等がいろいろ言われるわけですけれども、やはり軍事費を削つて、大企業に対する優遇税制を是正する、こういうことによつて財源をつくつて、増税なき減税ということ、一つには三兆円の減税、そして課税最低限を三百万円以上上げるといふことをやることを強く要求いたします、私の質問を終わりたいと思つております。

○池田委員 これにて原案及び修正案に対する

質疑は終了いたしました。

○池田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。金子一義君。

○金子(一)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及びこれに対して自由民主党が提出した修正案につきまして、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見を表明するものであります。(拍手)

最近の社会経済情勢の著しい変化と将来の我が国の経済財政を考へるときに、現行税制について直接税、間接税の全般にわたる抜本的見直しを行い、国民の税に対する不平、不満を解消し、国民の理解と信頼を得ることが急務であります。本法律案は、このような国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみ、その一環として、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置の観点から、早急に実施すべき措置を講ずるため、当面次のような改正を行おうとするものであります。私はこのような政府の努力を極めて高く評価するものであります。

以下、具体的に申し上げますと、
第一に、所得税の負担の大幅軽減を先行して行う見地から、その税率構造について、最低税率の適用範囲の拡大及び累進緩和を行うほか、配偶者特別控除制度の創設を行うこととしております。また、給与所得者に特定支出の控除の特例を設け、さらに、高齢者控除を二倍に引き上げるとともに、公的年金等に対する課税についても所要の見直しを行うこととしております。これらの諸措置により特に働き盛りの中堅所得者層を中心に負担の軽減が図られるなど、所得税の負担軽減及び

合理化の観点から、いずれも極めて適切な措置であると考へます。
第二に、利子課税について、少額貯蓄非課税制等を老人等に対する利子非課税制度に改組すること、諸外国からの厳しい批判にもこたえ、同時に他の所得に対する所得税負担との均衡にも配慮した実質的公平にかなつた措置であると考えます。
第三に、超短期所有土地等の譲渡益を重課する特例及び長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分の特例を時限的に設ける等の措置を講ずることとするほか、有価証券の先物取引による所得を課税対象としており、これらは、現下の地価高騰下における土地税制のあり方及び有価証券譲渡益課税のあり方から見て、まことに時宜にかなつた適切な措置であると考へます。
第四に、間接税等について、たばこ消費税、取引所税、有価証券取引税、印紙税、登録免許税等について所要の措置を、そして、その他、各種加算税の割合を引き上げることとする等、所要の措置を講ずることとしております。いずれも、内外経済情勢の変化への対応の観点及び納税環境整備の要請等にかんがみ、当を得たものと考えます。
第五に、自由民主党から提出されました修正案においては、去る八月七日の与野党幹事長・書記長会談における与党からの提案を踏まえ、当大蔵委員会での審議をも勘案しつつ、昭和六十二年度における所得税の減税規模は、政府原案の一兆三千億円から一兆五千四百億円の大幅な所得税減税になるものであります。このことは、中堅所得者層の税負担の一層の軽減の見地からまことに時宜にかなつた措置であります。同修正案においては、利子課税制度の改組について、勤労者財産形成住宅貯蓄及び同年金貯蓄の利子を非課税とする等の措置をもとられております。これらはいずれも

極めて思い切った措置であり、本修正案に対し賛成をするものであります。

最後に、厳しい財政事情を考慮するとき、今後、残された直間比率の見直し等も含む税制改革に真剣に取り組み、やがて高齢化社会を迎える二十一世紀を展望して、世代を超えて国民の納得の得られるような立派な税制を構築するための努力がさらに必要であると考へるところでございます。

以上申し上げた理由により、本法律案及び自由民主党提出に係る修正案に対し、修正案及び修正部分を除く原案に全面的に賛成の意見を表明し、討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 上田卓三君。

○上田(卓)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案及び同修正案について、反対の立場から討論を行うものであります。

この法案の問題点は、まず第一にマル優原則廃止を含んでいる点であります。

マル優廃止法案は、さきの国会で国民の厳しい批判を浴びて廃案になったものであります。また、ことし五月十二日、七月二日の与野党国対委員長会談において、本臨時国会にはマル優廃止法案は提出しないと合意されているのであります。さらに、議長裁定に基づく与野党税制改革協議会でも合意を見ていないのであります。

この法案は、国民世論が反対するマル優原則廃止と国民世論が最も切望する所得税減税をセットにしたものであり、このような手法は誠に慎むべきであります。しかも、当面の減税財源としては、NTT売却益や六十一年度歳入剰余金があり、また今年度もかなりの規模の歳入超過が見込まれる状況であります。国民各層が求める大幅な所得税減税の財源は、政府の決断次第で十分対応できる

ことは明らかであります。政府はまず与野党合意のある所得税減税を先行実施し、その後、広く国民の意見を聞き、あるべき税制改革の道を探るべきであります。

第二に、今回提案されている所得税減税は、国民の願うものとは大きな隔たりがあります。

野党四党が一致して要求しているのは、最低二兆円の減税であります。一兆五千四百億円で、国民の期待に反するものであります。大蔵省は、標準世帯で、マル優廃止の増税分と差し引いても、トータルで減税になると宣伝しております。しかし、専業主婦控除の対象外である夫婦共稼ぎ世帯や単身の労働者、さらに定年後六十五歳までの高齢者にとっては実質増税になることは、大蔵省も認めているところであります。

課税最低限度額も、専業主婦世帯を除けば据置きであります。課税最低限度額は世界のトップ水準と言ふ大蔵省の言いつとは逆に、実質的控除だけを見れば欧米よりもはるかに低い水準であります。

また、新たに設けられた給与所得者の特定支出控除は、実際には有名無実の制度であります。他方、既に百四十万人もの給与所得者が活用している医療費控除の足切り限度額が二倍の十万円に一律に引き上げられることによって、給与所得者の自主申告権は大幅に狭められることになるのであります。

第三に、マル優原則廃止の問題ですが、政府の言う論拠は、本委員会での審議の中でも、もう完全に崩れているのであります。

中曽根首相は、マル優は円高、貿易摩擦の原因であると本会議で答弁し、まるでマル優さえなくせば、貯蓄が減り、内需が拡大し、貿易摩擦が解消するかのような発言であります。しかし、日本の貯蓄の実態は、そんなに余裕のある状態ではあ

りません。日銀貯蓄増強中央委員会の調査でも、貯蓄の理由は、病氣や不慮の事故への備え三二%、老後の不安一六%、子供の教育費一四%、マイホームのための貯蓄一〇%であります。実に全体の七〇%以上の人が、将来の不安のための貯蓄なのであります。

このどれ一つをとってみても、中曽根内閣が進めてきた社会保障の改善や無策の結果ではないでしょうか。内需拡大のためには、マル優の廃止ではなく、高い貯蓄率の本当の原因、けちけち財政を改め、将来に不安のない、安心して貯蓄を消費に回せる豊かな社会保障の充実こそが特効薬であります。

また、不正利用がマル優廃止の大きな原因に挙げられております。しかし、マル優限度額以上に金融機関を利用して世帯は、貯蓄保有世帯の一〇・六%であります。不正利用者はこのうちのごく一部、多分少数にすぎず、国民の九割近くはマル優の限度額に到達していないのであります。

しかも、多くの場合、マル優の不正利用には金融機関が直接的、間接的に協力していることは明らかであります。銀行局が金融機関を通じてマル優不正利用の調査と監督を徹底するだけでも大きな効果を発揮することは言うまでもありません。

また、マル優限度管理のために、野党四党は一致してマル優カード制の導入を提案しております。こうした積極的な提案にも耳を傾けず、あくまで金融機関と一部資産家の利益を図ろうとしております。さらに、高額貯蓄者のためには、一律分離課税を三五%から二〇%に引き下げるなど、二重

三重のサービスぶりであります。宮澤大蔵大臣は資産所得が非課税というのとは不公平であると常々言われております。それが本心ならば、資産所得の中でも今国民の間で最も不公平感が強いキャピタルゲインになぜ本格的なメスを入れないのでしょうか。昨年度の株式・公社債売買総額は四千二百兆円にも上っておりまして、国税庁が徴収したキャピタルゲイン税額はたった五億円であります。政府も再三再四課税を強化すると言いつながらも、遅々として進んでおりません。そればかりか、本法案では有価証券取引税すら九%も引き下げようとしております。預金金利はほとんど物価上昇率と同じであり、利子は目減り分を補っているにすぎないのであります。利用者の圧倒的多数が庶民であるマル優廃止に手をつける前に、キャピタルゲイン課税に真剣に取り組むべきであります。

日本社会党は、マル優廃止に反対し、課税最低限度額的大幅な引き上げを含む二兆円以上の所得税減税の先行実施を要求し、本法案の反対討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 日笠勝之君。

○日笠委員 私は、公明党・国民会議を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案並びに同修正案について、反対討論を行うものであります。

反対する第一の理由は、同法案が与野党合意に反し、税制改革協議会の審議を全く無視したものである点であります。

すなわち、同法案は前国会で廃案になった売上税関連法案を再提出し、五月十二日の与野党国会対策委員長会談の合意に反するものであります。

また、都合十二回にも及んだ与野党の税制改革協議会において、現行税制に存在する不公平税制の事例を十項目挙げ、その是正を検討すべきであるとの我々の主張を無視し、マル優廃止と所得税

減税をセツトして提出してきたことは強く批判されなければなりません。

第二の理由としては、減税規模が不十分なことであり、当初六十二年度の減税規模を一兆三千億円としておりましたが、さきの与野党幹事長・書記長会談において一兆五千四百億円に上積みされました。しかし、我々が当初より要求している二兆円規模の減税には及ばず、内需拡大のためにも、国民の期待に反する一歩後退したものとっております。

第三の理由は、この法案が公平、公正、簡素、選択、活力という基本理念を全く欠いたものであり、なかんずく不公平税制の是正をなおざりにしたままマル優制度を廃止しようとしており、不公平をますます拡大させるものとなるためであり、今回の税制改革は、基本理念と云うべきものは何も見られず、マル優廃止にのみ固執する一方で、同じ資産性所得でありながら有価証券譲渡益などキャピタルゲインへの原則課税が見送られており、不公平拡大以外の何物でもありません。

将来の住宅購入費、教育費、さらに病氣や老後の備えに対し、また子供のさやかな預貯金、障害者を持つ親がその子の将来のためにこつこつと蓄えた預貯金にまで利子課税するという血も涙もないやり方であり、高額貯蓄者のみを優遇するマル優廃止には断固反対であります。

最後に、土地の譲渡益課税に関しても、長期譲渡所得の区分を十年から五年に変更し土地の供給を図るとしておりますが、土地供給の増加は余り見込めないばかりか、かえって五年間保有するということになる懸念があります。土地の供給は、固定資産税などほかの土地税制、規制緩和等と幅広い角度から検討しなければ実効性は全く望めないものであります。

以上、今回の税制改革は、改革という名に値し

ない、まずマル優廃止ありきとした国民無視の手法であり、国民生活をいたずらに混乱させるだけであり、国民の合意を得られる税制改革とするためには、廃止する妥当な理由のないマル優廃止などの拙速を避け、基本理念を明確にしてから着手すべきであります。

我々は、キャピタルゲイン課税を初めとする不公平税制の是正を早急に行い、加えて、五年後に利子所得に対する所得税のあり方について総合課税への移行問題を見直しすることを強く要望し、反対討論いたします。(拍手)

○池田委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 私、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となっており、所得税法等の一部を改正する法律案及び自民党提出の修正案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対する第一の理由は、本案が国会の正常な審議に基づくことなく提出された点であります。本来税法の審議をする場である大蔵委員会をないがしろにしたことは、議会制民主主義を踏みにじる暴挙であり、断じて容認できません。老人等への特別マル優の適用、財形貯蓄の年金・住宅部分の非課税化など、修正された箇所はすべて国会審議以外の場で行われたものであります。我々が大蔵委員会の審議で要求したマル優カードの導入、一般財形の税率を一〇%とすること、六十歳以上の老人等にマル優を存続させることなどの修正は全く受け入れられなかったものであります。大蔵委員会という正式の機関の存在が無視されたことに私は強い憤りを禁じ得ないのであります。

反対する第二の理由は、所得減税の規模が小幅にとどまっている点であります。円高後遺症がまだ暗い影を落とす日本経済を立て直し、内需拡大を推進するために、二兆円規模の減税を実施せよと我々は主張してまいりましたが、政府・自民

党は、NTT株売却益を減税財源に充てる道を閉ざして、二兆円減税を拒否したのであります。

反対する第三の理由は、本案が基本税制改革とはほど遠い小手先だけの改革に終わっている点であります。本来の税制改革は、マル優の限度額管理強化、株、土地等のキャピタルゲイン課税、法人税の租税特別措置など、不公平項目の全般的な見直しを出発点とすべきであるにもかかわらず、今回の案は、マル優のみを悪者にして安易な財源確保のため廃止を強行している点で、ずさんなまると言わざるを得ません。所得税の税率構造、法人税のあり方等、将来の税制改革のビジョンが明らかになされていないことも問題であります。

反対する第四の理由は、総合課税の道が閉ざされたこととあります。シャープ勧告に基づいて我が国は原則として総合課税を理想としてまいりましたが、一律二〇%分離課税という今回の改革は、総合課税を完全に否定し、葬り去るものであります。本案に盛り込まれた総合課税の検討にかかわる部分は、名目だけのものであり、極めて不満であります。

以上、反対理由を述べるとともに、最後に、国民各層の参加を認め、国会での正常な審議を進めることにより二十一世紀を展望する基本税制改革をつくり上げていくことが今後の最重要課題であることを強調いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 正森成一君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となっており、所得税法等の一部を改正する法律案について、政府原案並びに中村正三郎君外四名提出による修正案の双方に反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、マル優廃止が

主権者に対する二重三重の背信行為であるからであります。公約違反の売上税導入・マル優廃止法案があらしのような国民の反対運動と一斉地方選挙でのノーの審判によって廃案となったのはわずか三月余り前のこととあります。にもかかわらず、その直後の今国会に、本質的に何ら変わらぬマル優廃止法案を再提出し、押し通そうとしていることは、主権者に対する挑戦であり、断じて許せません。これが本法案に反対する第一の理由であります。

第二に、マル優廃止と所得税、住民税減税との抱き合わせによって、圧倒的多数の国民にとっては差し引き減税ではなく増税になることとあります。すべての階層で差し引き減税という大蔵省試算は、専業主婦控除適用世帯が対象で、これは給与所得者の三七%にすぎません。残り六三%の共働き世帯や単身労働者などは差し引き増税で、年収五百万円台の平均的共働き家庭では二万数千円の増税となるのであり、これは到底容認できないものであります。

第三に、税制の基本である総合累進課税の原則と所得再配分の機能を破壊し、金持ち優遇の不公平税制を一層拡大することとあります。零細な庶民の預貯金には課税最低限以下の世帯も含めて新たに二〇%の課税を強いる一方、大口預金者の利子所得はたださえ不公平な現行の三五%分離課税からさらに四割も減税し、しかも、所得税最高税率を現行七〇%から六〇%へと大幅に引き下げることにより、まさに大金持ちには二重の大幅減税をもたらすものであります。

第四に、中曽根内閣と自民党が直間比率の見直しと称して新しい大型間接税を導入するため、まず各個撃破でこのマル優廃止を押し通そうとしていることとあります。この意味でも、新大型間接税への突破口となるこのマル優廃止に断固反対い

たします。

次に、中村正三郎君外四名提出に係る修正案について一言申し述べます。

計数整理の結果約二千四百億円となった所得税減税の上積みは、低所得者層には薄く、マル優廃止による増税分と合わせれば、依然として圧倒的多数の共働き世帯、独身者では増税となります。

また、年金・住宅貯蓄の利子非課税も、対象となるのはマル優貯蓄三百兆円のうちわずか一兆円にすぎず、マル優廃止時期の三カ月繰り延べと同様に、政府原案の基本的性格をいささかも変えるものではありません。したがって、これを口実にマル優廃止を成立させる本修正案には断固反対いたします。

最後に、私は、軍事費を大幅削減し、キャピタルゲイン原則非課税等、大企業、大資産家への特権的減税に抜本的なメスを入れ、増税なしの三兆円減税、課税最低限の四人家族三百万円への引き上げを実現することを強く要求し、あわせて、我が党を除いた私的機関である税制改革協議会において密室協議が進められてきたことを議会制民主主義の名において改めて糾弾し、私の討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○池田委員長 これより所得税法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、中村正三郎君外四名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○池田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、中川昭一君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中川昭一君。

○中川(昭)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたので、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

- 一 衆議院議長幹旋にもあるように、今後の高輪化社会に対応する等、将来の我が国の財政需要を展望するとき、税制改革問題は現在における最重要課題であり、今後できるだけ早期にこれを実現できるよう検討を行うこと。
- 一 有価証券譲渡益課税については、本人確認や課税資料の収集のための実効ある制度が不可欠の前提であることに留意しつつ、適正、公平な課税の実現に向けて更に一層の検討を行うこと。

今回の土地譲渡所得課税の改正を踏まえ、地価問題等現下の土地問題に適切に対応するため、土地政策の総合的な検討の一環として、

て、土地税制についても負担の公平に留意しつつ引き続き検討を行うこと。

- 一 法人税については、今後における税制改革の一環として、税率、受取配当益金不算入制度、賞与引当金等の見直しについて、引き続き努力すること。
- 一 外国税額控除制度については、国際的三重課税の排除という制度本来の趣旨に沿って、早急に所要の見直しを行うこと。
- 一 特別償却、準備金、税額控除等の租税特別措置については、一層の整理合理化を推進すること。
- 一 変動する納税環境、財政再建・財源確保の緊急性及び業務の複雑化・国際化にかんがみ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員については、年齢構成の特殊性等従来の経緯及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、処遇の改善はもとより、職務をめぐる環境の充実、中長期的見通しに基づき定員の増等につき格段の努力をすること。

以上であります。

何とぞ御賛成を賜りますようお願いを申し上げます。

○池田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○池田委員長 起立多数。よって、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○池田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち所得税法第八十九条第一項の表の

改正規定中

「百二十万円を超え二百六十万円以下の金額」

を「百五十万円を超え二百六十万円を超え二百

万円以下の金額」に改める。

第二条のうち所得税法別表第二から別表第七まで及び別表第八(同表の付表を除く。)の改正規定中別表第二を次のように改める。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 昭和六十二年九月二日

別表第二 所得税の簡易税額表 (第九十条、第九十一条関係)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
2,000	円未満	0	0	100,000	102,000	10,500	10.5	274,000	278,000	28,700	10.5
2,000	4,000	200	10.5	102,000	104,000	10,700	10.5	278,000	282,000	29,100	10.5
4,000	6,000	400	10.5	104,000	106,000	10,900	10.5	282,000	286,000	29,600	10.5
6,000	8,000	600	10.5	106,000	108,000	11,100	10.5	286,000	290,000	30,000	10.5
8,000	10,000	800	10.5	108,000	110,000	11,300	10.5	290,000	294,000	30,400	10.5
10,000	12,000	1,000	10.5	110,000	112,000	11,500	10.5	294,000	298,000	30,800	10.5
12,000	14,000	1,200	10.5	112,000	114,000	11,700	10.5	298,000	302,000	31,200	10.5
14,000	16,000	1,400	10.5	114,000	116,000	11,900	10.5	302,000	306,000	31,700	10.5
16,000	18,000	1,600	10.5	116,000	118,000	12,100	10.5	306,000	310,000	32,100	10.5
18,000	20,000	1,800	10.5	118,000	120,000	12,300	10.5	310,000	314,000	32,500	10.5
20,000	22,000	2,100	10.5	120,000	122,000	12,600	10.5	314,000	318,000	32,900	10.5
22,000	24,000	2,300	10.5	122,000	124,000	12,800	10.5	318,000	322,000	33,300	10.5
24,000	26,000	2,500	10.5	124,000	126,000	13,000	10.5	322,000	326,000	33,800	10.5
26,000	28,000	2,700	10.5	126,000	130,000	13,200	10.5	326,000	330,000	34,200	10.5
28,000	30,000	2,900	10.5	130,000	134,000	13,600	10.5	330,000	334,000	34,600	10.5
30,000	32,000	3,100	10.5	134,000	138,000	14,000	10.5	334,000	338,000	35,000	10.5
32,000	34,000	3,300	10.5	138,000	142,000	14,400	10.5	338,000	342,000	35,400	10.5
34,000	36,000	3,500	10.5	142,000	146,000	14,900	10.5	342,000	346,000	35,900	10.5
36,000	38,000	3,700	10.5	146,000	150,000	15,300	10.5	346,000	350,000	36,300	10.5
38,000	40,000	3,900	10.5	150,000	154,000	15,700	10.5	350,000	354,000	36,700	10.5
40,000	42,000	4,200	10.5	154,000	158,000	16,100	10.5	354,000	358,000	37,100	10.5
42,000	44,000	4,400	10.5	158,000	162,000	16,500	10.5	358,000	362,000	37,500	10.5
44,000	46,000	4,600	10.5	162,000	166,000	17,000	10.5	362,000	366,000	38,000	10.5
46,000	48,000	4,800	10.5	166,000	170,000	17,400	10.5	366,000	370,000	38,400	10.5
48,000	50,000	5,000	10.5	170,000	174,000	17,800	10.5	370,000	374,000	38,800	10.5
50,000	52,000	5,200	10.5	174,000	178,000	18,200	10.5	374,000	378,000	39,200	10.5
52,000	54,000	5,400	10.5	178,000	182,000	18,600	10.5	378,000	382,000	39,600	10.5
54,000	56,000	5,600	10.5	182,000	186,000	19,100	10.5	382,000	386,000	40,100	10.5
56,000	58,000	5,800	10.5	186,000	190,000	19,500	10.5	386,000	390,000	40,500	10.5
58,000	60,000	6,000	10.5	190,000	194,000	19,900	10.5	390,000	396,000	40,900	10.5
60,000	62,000	6,300	10.5	194,000	198,000	20,300	10.5	396,000	402,000	41,500	10.5
62,000	64,000	6,500	10.5	198,000	202,000	20,700	10.5	402,000	408,000	42,200	10.5
64,000	66,000	6,700	10.5	202,000	206,000	21,200	10.5	408,000	414,000	42,800	10.5
66,000	68,000	6,900	10.5	206,000	210,000	21,600	10.5	414,000	420,000	43,400	10.5
68,000	70,000	7,100	10.5	210,000	214,000	22,000	10.5	420,000	426,000	44,100	10.5
70,000	72,000	7,300	10.5	214,000	218,000	22,400	10.5	426,000	432,000	44,700	10.5
72,000	74,000	7,500	10.5	218,000	222,000	22,800	10.5	432,000	438,000	45,300	10.5
74,000	76,000	7,700	10.5	222,000	226,000	23,300	10.5	438,000	444,000	45,900	10.5
76,000	78,000	7,900	10.5	226,000	230,000	23,700	10.5	444,000	450,000	46,600	10.5
78,000	80,000	8,100	10.5	230,000	234,000	24,100	10.5	450,000	456,000	47,200	10.5
80,000	82,000	8,400	10.5	234,000	238,000	24,500	10.5	456,000	462,000	47,800	10.5
82,000	84,000	8,600	10.5	238,000	242,000	24,900	10.5	462,000	468,000	48,500	10.5
84,000	86,000	8,800	10.5	242,000	246,000	25,400	10.5	468,000	474,000	49,100	10.5
86,000	88,000	9,000	10.5	246,000	250,000	25,800	10.5	474,000	480,000	49,700	10.5
88,000	90,000	9,200	10.5	250,000	254,000	26,200	10.5	480,000	486,000	50,400	10.5
90,000	92,000	9,400	10.5	254,000	258,000	26,600	10.5	486,000	492,000	51,000	10.5
92,000	94,000	9,600	10.5	258,000	262,000	27,000	10.5	492,000	498,000	51,600	10.5
94,000	96,000	9,800	10.5	262,000	266,000	27,500	10.5	498,000	504,000	52,200	10.5
96,000	98,000	10,000	10.5	266,000	270,000	27,900	10.5	504,000	510,000	52,900	10.5
98,000	100,000	10,200	10.5	270,000	274,000	28,300	10.5	510,000	516,000	53,500	10.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
516,000	522,000	54,100	10.5	828,000	836,000	86,900	10.5	1,228,000	1,236,000	128,900	10.5
522,000	528,000	54,800	10.5	836,000	844,000	87,700	10.5	1,236,000	1,244,000	129,700	10.5
528,000	534,000	55,400	10.5	844,000	852,000	88,600	10.5	1,244,000	1,252,000	130,600	10.5
534,000	540,000	56,000	10.5	852,000	860,000	89,400	10.5	1,252,000	1,260,000	131,400	10.5
540,000	546,000	56,700	10.5	860,000	868,000	90,300	10.5	1,260,000	1,268,000	132,300	10.5
546,000	552,000	57,300	10.5	868,000	876,000	91,100	10.5	1,268,000	1,276,000	133,100	10.5
552,000	558,000	57,900	10.5	876,000	884,000	91,900	10.5	1,276,000	1,284,000	133,900	10.5
558,000	564,000	58,500	10.5	884,000	892,000	92,800	10.5	1,284,000	1,292,000	134,800	10.5
564,000	570,000	59,200	10.5	892,000	900,000	93,600	10.5	1,292,000	1,300,000	135,600	10.5
570,000	576,000	59,800	10.5	900,000	908,000	94,500	10.5	1,300,000	1,310,000	136,500	10.5
576,000	582,000	60,400	10.5	908,000	916,000	95,300	10.5	1,310,000	1,320,000	137,500	10.5
582,000	588,000	61,100	10.5	916,000	924,000	96,100	10.5	1,320,000	1,330,000	138,600	10.5
588,000	594,000	61,700	10.5	924,000	932,000	97,000	10.5	1,330,000	1,340,000	139,600	10.5
594,000	600,000	62,300	10.5	932,000	940,000	97,800	10.5	1,340,000	1,350,000	140,700	10.5
600,000	606,000	63,000	10.5	940,000	948,000	98,700	10.5	1,350,000	1,360,000	141,700	10.5
606,000	612,000	63,600	10.5	948,000	956,000	99,500	10.5	1,360,000	1,370,000	142,800	10.5
612,000	618,000	64,200	10.5	956,000	964,000	100,300	10.5	1,370,000	1,380,000	143,800	10.5
618,000	624,000	64,800	10.5	964,000	972,000	101,200	10.5	1,380,000	1,390,000	144,900	10.5
624,000	630,000	65,500	10.5	972,000	980,000	102,000	10.5	1,390,000	1,400,000	145,900	10.5
630,000	636,000	66,100	10.5	980,000	988,000	102,900	10.5	1,400,000	1,410,000	147,000	10.5
636,000	642,000	66,700	10.5	988,000	996,000	103,700	10.5	1,410,000	1,420,000	148,000	10.5
642,000	648,000	67,400	10.5	996,000	1,004,000	104,500	10.5	1,420,000	1,430,000	149,100	10.5
648,000	654,000	68,000	10.5	1,004,000	1,012,000	105,400	10.5	1,430,000	1,440,000	150,100	10.5
654,000	660,000	68,600	10.5	1,012,000	1,020,000	106,200	10.5	1,440,000	1,450,000	151,200	10.5
660,000	666,000	69,300	10.5	1,020,000	1,028,000	107,100	10.5	1,450,000	1,460,000	152,200	10.5
666,000	672,000	69,900	10.5	1,028,000	1,036,000	107,900	10.5	1,460,000	1,470,000	153,300	10.5
672,000	678,000	70,500	10.5	1,036,000	1,044,000	108,700	10.5	1,470,000	1,480,000	154,300	10.5
678,000	684,000	71,100	10.5	1,044,000	1,052,000	109,600	10.5	1,480,000	1,490,000	155,400	10.5
684,000	690,000	71,800	10.5	1,052,000	1,060,000	110,400	10.5	1,490,000	1,500,000	156,400	10.5
690,000	696,000	72,400	10.5	1,060,000	1,068,000	111,300	10.5	1,500,000	1,510,000	157,500	10.5
696,000	702,000	73,000	10.5	1,068,000	1,076,000	112,100	10.5	1,510,000	1,520,000	158,700	10.5
702,000	708,000	73,700	10.5	1,076,000	1,084,000	112,900	10.5	1,520,000	1,530,000	159,900	10.5
708,000	714,000	74,300	10.5	1,084,000	1,092,000	113,800	10.5	1,530,000	1,540,000	161,100	10.5
714,000	720,000	74,900	10.5	1,092,000	1,100,000	114,600	10.5	1,540,000	1,550,000	162,300	10.5
720,000	726,000	75,600	10.5	1,100,000	1,108,000	115,500	10.5	1,550,000	1,560,000	163,500	10.5
726,000	732,000	76,200	10.5	1,108,000	1,116,000	116,300	10.5	1,560,000	1,570,000	164,700	10.5
732,000	738,000	76,800	10.5	1,116,000	1,124,000	117,100	10.5	1,570,000	1,580,000	165,900	10.5
738,000	744,000	77,400	10.5	1,124,000	1,132,000	118,000	10.5	1,580,000	1,590,000	167,100	10.5
744,000	750,000	78,100	10.5	1,132,000	1,140,000	118,800	10.5	1,590,000	1,600,000	168,300	10.5
750,000	756,000	78,700	10.5	1,140,000	1,148,000	119,700	10.5	1,600,000	1,610,000	169,500	10.5
756,000	762,000	79,300	10.5	1,148,000	1,156,000	120,500	10.5	1,610,000	1,620,000	170,700	10.5
762,000	768,000	80,000	10.5	1,156,000	1,164,000	121,300	10.5	1,620,000	1,630,000	171,900	10.5
768,000	774,000	80,600	10.5	1,164,000	1,172,000	122,200	10.5	1,630,000	1,640,000	173,100	10.5
774,000	780,000	81,200	10.5	1,172,000	1,180,000	123,000	10.5	1,640,000	1,650,000	174,300	10.5
780,000	788,000	81,900	10.5	1,180,000	1,188,000	123,900	10.5	1,650,000	1,660,000	175,500	10.5
788,000	796,000	82,700	10.5	1,188,000	1,196,000	124,700	10.5	1,660,000	1,670,000	176,700	10.5
796,000	804,000	83,500	10.5	1,196,000	1,204,000	125,500	10.5	1,670,000	1,680,000	177,900	10.5
804,000	812,000	84,400	10.5	1,204,000	1,212,000	126,400	10.5	1,680,000	1,690,000	179,100	10.5
812,000	820,000	85,200	10.5	1,212,000	1,220,000	127,200	10.5	1,690,000	1,700,000	180,300	10.5
820,000	828,000	86,100	10.5	1,220,000	1,228,000	128,100	10.5	1,700,000	1,710,000	181,500	10.5

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,710,000	1,720,000	182,700	10.5	2,210,000	2,220,000	251,100	11	2,710,000	2,720,000	331,100	12
1,720,000	1,730,000	183,900	10.5	2,220,000	2,230,000	252,700	11	2,720,000	2,730,000	332,700	12
1,730,000	1,740,000	185,100	10.5	2,230,000	2,240,000	254,300	11	2,730,000	2,740,000	334,300	12
1,740,000	1,750,000	186,300	10.5	2,240,000	2,250,000	255,900	11	2,740,000	2,750,000	335,900	12
1,750,000	1,760,000	187,500	10.5	2,250,000	2,260,000	257,500	11	2,750,000	2,760,000	337,500	12
1,760,000	1,770,000	188,700	10.5	2,260,000	2,270,000	259,100	11	2,760,000	2,770,000	339,100	12
1,770,000	1,780,000	189,900	10.5	2,270,000	2,280,000	260,700	11	2,770,000	2,780,000	340,700	12
1,780,000	1,790,000	191,100	10.5	2,280,000	2,290,000	262,300	11	2,780,000	2,790,000	342,300	12
1,790,000	1,800,000	192,300	10.5	2,290,000	2,300,000	263,900	11	2,790,000	2,800,000	343,900	12
1,800,000	1,810,000	193,500	10.5	2,300,000	2,310,000	265,500	11	2,800,000	2,810,000	345,500	12
1,810,000	1,820,000	194,700	10.5	2,310,000	2,320,000	267,100	11	2,810,000	2,820,000	347,100	12
1,820,000	1,830,000	195,900	10.5	2,320,000	2,330,000	268,700	11	2,820,000	2,830,000	348,700	12
1,830,000	1,840,000	197,100	10.5	2,330,000	2,340,000	270,300	11	2,830,000	2,840,000	350,300	12
1,840,000	1,850,000	198,300	10.5	2,340,000	2,350,000	271,900	11	2,840,000	2,850,000	351,900	12
1,850,000	1,860,000	199,500	10.5	2,350,000	2,360,000	273,500	11	2,850,000	2,860,000	353,500	12
1,860,000	1,870,000	200,700	10.5	2,360,000	2,370,000	275,100	11	2,860,000	2,870,000	355,100	12
1,870,000	1,880,000	201,900	10.5	2,370,000	2,380,000	276,700	11	2,870,000	2,880,000	356,700	12
1,880,000	1,890,000	203,100	10.5	2,380,000	2,390,000	278,300	11	2,880,000	2,890,000	358,300	12
1,890,000	1,900,000	204,300	10.5	2,390,000	2,400,000	279,900	11	2,890,000	2,900,000	359,900	12
1,900,000	1,910,000	205,500	10.5	2,400,000	2,410,000	281,500	11	2,900,000	2,910,000	361,500	12
1,910,000	1,920,000	206,700	10.5	2,410,000	2,420,000	283,100	11	2,910,000	2,920,000	363,100	12
1,920,000	1,930,000	207,900	10.5	2,420,000	2,430,000	284,700	11	2,920,000	2,930,000	364,700	12
1,930,000	1,940,000	209,100	10.5	2,430,000	2,440,000	286,300	11	2,930,000	2,940,000	366,300	12
1,940,000	1,950,000	210,300	10.5	2,440,000	2,450,000	287,900	11	2,940,000	2,950,000	367,900	12
1,950,000	1,960,000	211,500	10.5	2,450,000	2,460,000	289,500	11	2,950,000	2,960,000	369,500	12
1,960,000	1,970,000	212,700	10.5	2,460,000	2,470,000	291,100	11	2,960,000	2,970,000	371,100	12
1,970,000	1,980,000	213,900	10.5	2,470,000	2,480,000	292,700	11	2,970,000	2,980,000	372,700	12
1,980,000	1,990,000	215,100	10.5	2,480,000	2,490,000	294,300	11	2,980,000	2,990,000	374,300	12
1,990,000	2,000,000	216,300	10.5	2,490,000	2,500,000	295,900	11	2,990,000	3,000,000	375,900	12
2,000,000	2,010,000	217,500	10.5	2,500,000	2,510,000	297,500	11	3,000,000	3,010,000	377,500	12
2,010,000	2,020,000	219,100	10.5	2,510,000	2,520,000	299,100	11	3,010,000	3,020,000	379,100	12
2,020,000	2,030,000	220,700	10.5	2,520,000	2,530,000	300,700	11	3,020,000	3,030,000	381,100	12
2,030,000	2,040,000	222,300	10.5	2,530,000	2,540,000	302,300	11	3,030,000	3,040,000	383,100	12
2,040,000	2,050,000	223,900	10.5	2,540,000	2,550,000	303,900	11	3,040,000	3,050,000	385,100	12
2,050,000	2,060,000	225,500	11	2,550,000	2,560,000	305,500	11	3,050,000	3,060,000	387,100	12
2,060,000	2,070,000	227,100	11	2,560,000	2,570,000	307,100	11	3,060,000	3,070,000	389,100	12
2,070,000	2,080,000	228,700	11	2,570,000	2,580,000	308,700	12	3,070,000	3,080,000	391,100	12
2,080,000	2,090,000	230,300	11	2,580,000	2,590,000	310,300	12	3,080,000	3,090,000	393,100	12
2,090,000	2,100,000	231,900	11	2,590,000	2,600,000	311,900	12	3,090,000	3,100,000	395,100	12
2,100,000	2,110,000	233,500	11	2,600,000	2,610,000	313,500	12	3,100,000	3,110,000	397,100	12
2,110,000	2,120,000	235,100	11	2,610,000	2,620,000	315,100	12	3,110,000	3,120,000	399,100	12
2,120,000	2,130,000	236,700	11	2,620,000	2,630,000	316,700	12	3,120,000	3,130,000	401,100	12
2,130,000	2,140,000	238,300	11	2,630,000	2,640,000	318,300	12	3,130,000	3,140,000	403,100	12
2,140,000	2,150,000	239,900	11	2,640,000	2,650,000	319,900	12	3,140,000	3,150,000	405,100	12
2,150,000	2,160,000	241,500	11	2,650,000	2,660,000	321,500	12	3,150,000	3,160,000	407,100	12
2,160,000	2,170,000	243,100	11	2,660,000	2,670,000	323,100	12	3,160,000	3,170,000	409,100	12
2,170,000	2,180,000	244,700	11	2,670,000	2,680,000	324,700	12	3,170,000	3,180,000	411,100	12
2,180,000	2,190,000	246,300	11	2,680,000	2,690,000	326,300	12	3,180,000	3,190,000	413,100	13
2,190,000	2,200,000	247,900	11	2,690,000	2,700,000	327,900	12	3,190,000	3,200,000	415,100	13
2,200,000	2,210,000	249,500	11	2,700,000	2,710,000	329,500	12	3,200,000	3,210,000	417,100	13

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
3,210,000	3,220,000	419,500	13	3,510,000	3,520,000	479,500	13	3,810,000	3,820,000	539,500	14
3,220,000	3,230,000	421,500	13	3,520,000	3,530,000	481,500	13	3,820,000	3,830,000	541,500	14
3,230,000	3,240,000	423,500	13	3,530,000	3,540,000	483,500	13	3,830,000	3,840,000	543,500	14
3,240,000	3,250,000	425,500	13	3,540,000	3,550,000	485,500	13	3,840,000	3,850,000	545,500	14
3,250,000	3,260,000	427,500	13	3,550,000	3,560,000	487,500	13	3,850,000	3,860,000	547,500	14
3,260,000	3,270,000	429,500	13	3,560,000	3,570,000	489,500	13	3,860,000	3,870,000	549,500	14
3,270,000	3,280,000	431,500	13	3,570,000	3,580,000	491,500	13	3,870,000	3,880,000	551,500	14
3,280,000	3,290,000	433,500	13	3,580,000	3,590,000	493,500	13	3,880,000	3,890,000	553,500	14
3,290,000	3,300,000	435,500	13	3,590,000	3,600,000	495,500	13	3,890,000	3,900,000	555,500	14
3,300,000	3,310,000	437,500	13	3,600,000	3,610,000	497,500	13	3,900,000	3,910,000	557,500	14
3,310,000	3,320,000	439,500	13	3,610,000	3,620,000	499,500	13	3,910,000	3,920,000	559,500	14
3,320,000	3,330,000	441,500	13	3,620,000	3,630,000	501,500	13	3,920,000	3,930,000	561,500	14
3,330,000	3,340,000	443,500	13	3,630,000	3,640,000	503,500	13	3,930,000	3,940,000	563,500	14
3,340,000	3,350,000	445,500	13	3,640,000	3,650,000	505,500	13	3,940,000	3,950,000	565,500	14
3,350,000	3,360,000	447,500	13	3,650,000	3,660,000	507,500	13	3,950,000	3,960,000	567,500	14
3,360,000	3,370,000	449,500	13	3,660,000	3,670,000	509,500	13	3,960,000	3,970,000	569,500	14
3,370,000	3,380,000	451,500	13	3,670,000	3,680,000	511,500	13	3,970,000	3,980,000	571,500	14
3,380,000	3,390,000	453,500	13	3,680,000	3,690,000	513,500	13	3,980,000	3,990,000	573,500	14
3,390,000	3,400,000	455,500	13	3,690,000	3,700,000	515,500	13	3,990,000	4,000,000	575,500	14
3,400,000	3,410,000	457,500	13	3,700,000	3,710,000	517,500	13	4,000,000		577,500	14
3,410,000	3,420,000	459,500	13	3,710,000	3,720,000	519,500	14				
3,420,000	3,430,000	461,500	13	3,720,000	3,730,000	521,500	14				
3,430,000	3,440,000	463,500	13	3,730,000	3,740,000	523,500	14				
3,440,000	3,450,000	465,500	13	3,740,000	3,750,000	525,500	14				
3,450,000	3,460,000	467,500	13	3,750,000	3,760,000	527,500	14				
3,460,000	3,470,000	469,500	13	3,760,000	3,770,000	529,500	14				
3,470,000	3,480,000	471,500	13	3,770,000	3,780,000	531,500	14				
3,480,000	3,490,000	473,500	13	3,780,000	3,790,000	533,500	14				
3,490,000	3,500,000	475,500	13	3,790,000	3,800,000	535,500	14				
3,500,000	3,510,000	477,500	13	3,800,000	3,810,000	537,500	14				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (一) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (二) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第八十五条、第八十六条、第八十九条関係）

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	
円 76,000	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
76,000	77,000	160	0	0	0	0	0	0	0	6,300
77,000	78,000	260	0	0	0	0	0	0	0	6,300
78,000	79,000	370	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	470	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	580	0	0	0	0	0	0	0	6,400
81,000	82,000	680	0	0	0	0	0	0	0	6,400
82,000	83,000	790	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	84,000	890	0	0	0	0	0	0	0	6,500
84,000	85,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	6,500
85,000	86,000	1,100	0	0	0	0	0	0	0	6,600
86,000	87,000	1,210	0	0	0	0	0	0	0	6,600
87,000	88,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	6,600
88,000	89,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	6,700
89,000	90,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	6,700
90,000	91,000	1,630	0	0	0	0	0	0	0	6,800
91,000	92,000	1,730	0	0	0	0	0	0	0	6,800
92,000	93,000	1,840	0	0	0	0	0	0	0	6,800
93,000	94,000	1,940	0	0	0	0	0	0	0	6,900
94,000	95,000	2,050	0	0	0	0	0	0	0	6,900
95,000	96,000	2,150	0	0	0	0	0	0	0	6,900
96,000	97,000	2,260	0	0	0	0	0	0	0	7,000
97,000	98,000	2,360	0	0	0	0	0	0	0	7,000
98,000	99,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	7,000
99,000	101,000	2,630	0	0	0	0	0	0	0	7,100
101,000	103,000	2,840	0	0	0	0	0	0	0	7,600
103,000	105,000	3,050	160	0	0	0	0	0	0	7,800
105,000	107,000	3,260	370	0	0	0	0	0	0	8,000
107,000	109,000	3,470	580	0	0	0	0	0	0	8,200
109,000	111,000	3,680	790	0	0	0	0	0	0	8,400
111,000	113,000	3,890	1,000	0	0	0	0	0	0	8,600
113,000	115,000	4,100	1,210	0	0	0	0	0	0	8,900
115,000	117,000	4,310	1,420	0	0	0	0	0	0	9,100
117,000	119,000	4,520	1,630	0	0	0	0	0	0	9,400
119,000	121,000	4,670	1,790	0	0	0	0	0	0	9,800
121,000	123,000	4,800	1,910	0	0	0	0	0	0	10,200
123,000	125,000	4,920	2,040	0	0	0	0	0	0	10,600
125,000	127,000	5,050	2,160	0	0	0	0	0	0	11,000
127,000	129,000	5,180	2,290	0	0	0	0	0	0	11,400
129,000	131,000	5,300	2,420	0	0	0	0	0	0	11,800
131,000	133,000	5,430	2,540	0	0	0	0	0	0	12,300
133,000	135,000	5,550	2,670	0	0	0	0	0	0	12,700
135,000	137,000	5,680	2,790	0	0	0	0	0	0	13,100
137,000	139,000	5,810	2,920	0	0	0	0	0	0	13,500
139,000	141,000	5,960	3,070	180	0	0	0	0	0	13,900
141,000	143,000	6,110	3,220	330	0	0	0	0	0	14,400

第一条のうち所得税法別表第二から別表第七まで及び別表第八（同表の付表を除く。）の改正規定中別表第四から別表第六まで及び別表第七（同表の付表を除く。）を次のように改める。

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙
		扶養親族等の数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
以上	未満	税額							税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
143,000	145,000	6,250	3,370	480	0	0	0	0	14,800
145,000	147,000	6,400	3,510	620	0	0	0	0	15,200
147,000	149,000	6,550	3,660	770	0	0	0	0	15,600
149,000	151,000	6,690	3,810	920	0	0	0	0	16,000
151,000	153,000	6,840	3,950	1,070	0	0	0	0	16,500
153,000	155,000	6,990	4,100	1,210	0	0	0	0	16,900
155,000	157,000	7,130	4,250	1,360	0	0	0	0	17,300
157,000	159,000	7,280	4,390	1,510	0	0	0	0	17,700
159,000	161,000	7,430	4,540	1,650	0	0	0	0	18,100
161,000	163,000	7,580	4,690	1,800	0	0	0	0	18,600
163,000	165,000	7,720	4,840	1,950	0	0	0	0	19,200
165,000	167,000	7,870	4,980	2,090	0	0	0	0	19,700
167,000	169,000	8,020	5,130	2,240	0	0	0	0	20,300
169,000	171,000	8,160	5,280	2,390	0	0	0	0	20,800
171,000	173,000	8,310	5,420	2,540	0	0	0	0	21,400
173,000	175,000	8,460	5,570	2,680	0	0	0	0	21,900
175,000	177,000	8,600	5,720	2,830	0	0	0	0	22,500
177,000	179,000	8,750	5,860	2,980	0	0	0	0	23,000
179,000	181,000	8,900	6,010	3,120	240	0	0	0	23,600
181,000	183,000	9,050	6,160	3,270	380	0	0	0	24,100
183,000	185,000	9,190	6,310	3,420	530	0	0	0	24,700
185,000	187,000	9,340	6,450	3,560	680	0	0	0	25,200
187,000	189,000	9,490	6,600	3,710	820	0	0	0	25,700
189,000	191,000	9,630	6,750	3,860	970	0	0	0	26,200
191,000	193,000	9,780	6,890	4,010	1,120	0	0	0	26,700
193,000	195,000	9,930	7,040	4,150	1,270	0	0	0	27,200
195,000	197,000	10,070	7,190	4,300	1,410	0	0	0	27,800
197,000	199,000	10,220	7,330	4,450	1,560	0	0	0	28,200
199,000	201,000	10,370	7,480	4,590	1,710	0	0	0	28,600
201,000	203,000	10,520	7,630	4,740	1,850	0	0	0	29,100
203,000	205,000	10,660	7,780	4,890	2,000	0	0	0	29,600
205,000	207,000	10,810	7,920	5,030	2,150	0	0	0	30,100
207,000	209,000	10,960	8,070	5,180	2,290	0	0	0	30,700
209,000	211,000	11,100	8,220	5,330	2,440	0	0	0	31,200
211,000	213,000	11,250	8,360	5,480	2,590	0	0	0	31,700
213,000	215,000	11,400	8,510	5,620	2,740	0	0	0	32,200
215,000	217,000	11,540	8,660	5,770	2,880	0	0	0	32,700
217,000	219,000	11,690	8,800	5,920	3,030	140	0	0	33,200
219,000	221,000	11,840	8,950	6,060	3,180	290	0	0	33,800
221,000	224,000	12,020	9,140	6,250	3,360	470	0	0	34,300
224,000	227,000	12,240	9,360	6,470	3,580	690	0	0	35,000
227,000	230,000	12,460	9,580	6,690	3,800	910	0	0	35,800
230,000	233,000	12,680	9,800	6,910	4,020	1,130	0	0	36,600
233,000	236,000	12,900	10,020	7,130	4,240	1,350	0	0	37,400
236,000	239,000	13,130	10,240	7,350	4,460	1,580	0	0	38,100
239,000	242,000	13,380	10,460	7,570	4,680	1,800	0	0	39,000
242,000	245,000	13,630	10,680	7,790	4,900	2,020	0	0	40,100
245,000	248,000	13,880	10,900	8,010	5,120	2,240	0	0	41,300
248,000	251,000	14,130	11,120	8,230	5,340	2,460	0	0	42,400
251,000	254,000	14,390	11,340	8,450	5,570	2,680	0	0	43,500

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
254,000	257,000	14,640	11,560	8,670	5,790	2,900	0	0	0	44,600
257,000	260,000	14,890	11,780	8,890	6,010	3,120	230	0	0	45,700
260,000	263,000	15,140	12,000	9,110	6,230	3,340	450	0	0	46,800
263,000	266,000	15,390	12,220	9,330	6,450	3,560	670	0	0	47,900
266,000	269,000	15,650	12,440	9,560	6,670	3,780	890	0	0	49,000
269,000	272,000	15,900	12,660	9,780	6,890	4,000	1,110	0	0	50,000
272,000	275,000	16,150	12,880	10,000	7,110	4,220	1,330	0	0	50,900
275,000	278,000	16,420	13,120	10,230	7,340	4,460	1,570	0	0	51,900
278,000	281,000	16,710	13,410	10,480	7,600	4,710	1,820	0	0	53,200
281,000	284,000	17,000	13,700	10,740	7,850	4,960	2,070	0	0	54,500
284,000	287,000	17,280	13,980	10,990	8,100	5,210	2,330	0	0	55,800
287,000	290,000	17,570	14,270	11,240	8,350	5,470	2,580	0	0	57,100
290,000	293,000	17,860	14,560	11,490	8,600	5,720	2,830	0	0	58,400
293,000	296,000	18,150	14,850	11,740	8,860	5,970	3,080	190	0	59,700
296,000	299,000	18,540	15,140	12,000	9,110	6,220	3,330	450	0	61,100
299,000	302,000	18,920	15,420	12,250	9,360	6,470	3,590	700	0	62,400
302,000	305,000	19,310	15,710	12,500	9,610	6,730	3,840	950	0	63,700
305,000	308,000	19,690	16,000	12,750	9,860	6,980	4,090	1,200	0	65,000
308,000	311,000	20,070	16,290	13,000	10,120	7,230	4,340	1,450	0	66,300
311,000	314,000	20,460	16,580	13,280	10,370	7,480	4,590	1,710	0	67,600
314,000	317,000	20,840	16,860	13,560	10,620	7,730	4,850	1,960	0	68,900
317,000	320,000	21,230	17,150	13,850	10,870	7,990	5,100	2,210	0	70,200
320,000	323,000	21,610	17,440	14,140	11,120	8,240	5,350	2,460	0	71,500
323,000	326,000	21,990	17,730	14,430	11,380	8,490	5,600	2,710	0	72,800
326,000	329,000	22,380	18,020	14,720	11,630	8,740	5,850	2,970	0	74,100
329,000	332,000	22,760	18,360	15,000	11,880	8,990	6,110	3,220	330	75,400
332,000	335,000	23,150	18,750	15,290	12,130	9,250	6,360	3,470	580	76,700
335,000	338,000	23,530	19,130	15,580	12,380	9,500	6,610	3,720	830	78,000
338,000	341,000	23,910	19,510	15,870	12,640	9,750	6,860	3,970	1,090	79,400
341,000	344,000	24,300	19,900	16,160	12,890	10,000	7,110	4,230	1,340	80,700
344,000	347,000	24,680	20,280	16,440	13,140	10,250	7,370	4,480	1,590	82,000
347,000	350,000	25,070	20,670	16,730	13,430	10,510	7,620	4,730	1,840	83,300
350,000	353,000	25,450	21,050	17,020	13,720	10,760	7,870	4,980	2,090	84,900
353,000	356,000	25,830	21,430	17,310	14,010	11,010	8,120	5,230	2,350	86,600
356,000	359,000	26,220	21,820	17,600	14,300	11,260	8,370	5,490	2,600	88,200
359,000	362,000	26,600	22,200	17,880	14,580	11,510	8,630	5,740	2,850	89,900
362,000	365,000	26,990	22,590	18,190	14,870	11,770	8,880	5,990	3,100	91,600
365,000	368,000	27,370	22,970	18,570	15,160	12,020	9,130	6,240	3,350	93,300
368,000	371,000	27,750	23,350	18,950	15,450	12,270	9,380	6,490	3,610	95,000
371,000	374,000	28,140	23,740	19,340	15,740	12,520	9,630	6,750	3,860	96,700
374,000	377,000	28,520	24,120	19,720	16,020	12,770	9,890	7,000	4,110	98,300
377,000	380,000	28,910	24,510	20,110	16,310	13,030	10,140	7,250	4,360	100,000
380,000	383,000	29,290	24,890	20,490	16,600	13,300	10,390	7,500	4,610	101,700
383,000	386,000	29,670	25,270	20,870	16,890	13,590	10,640	7,750	4,870	103,400
386,000	389,000	30,060	25,660	21,260	17,180	13,880	10,890	8,010	5,120	105,100
389,000	392,000	30,440	26,040	21,640	17,460	14,160	11,150	8,260	5,370	106,800
392,000	395,000	30,830	26,430	22,030	17,750	14,450	11,400	8,510	5,620	108,400
395,000	398,000	31,210	26,810	22,410	18,040	14,740	11,650	8,760	5,870	110,100
398,000	401,000	31,630	27,190	22,790	18,390	15,030	11,900	9,010	6,130	111,700
401,000	404,000	32,110	27,580	23,180	18,780	15,320	12,150	9,270	6,380	113,200

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額							税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
404,000	407,000	32,590	27,960	23,560	19,160	15,600	12,410	9,520	6,630	114,700
407,000	410,000	33,070	28,350	23,950	19,550	15,890	12,660	9,770	6,880	116,200
410,000	413,000	33,550	28,730	24,330	19,930	16,180	12,910	10,020	7,130	117,600
413,000	416,000	34,030	29,110	24,710	20,310	16,470	13,170	10,270	7,390	119,100
416,000	419,000	34,510	29,500	25,100	20,700	16,760	13,460	10,530	7,640	120,600
419,000	422,000	34,990	29,880	25,480	21,080	17,040	13,740	10,780	7,890	122,200
422,000	425,000	35,470	30,270	25,870	21,470	17,330	14,030	11,030	8,140	124,000
425,000	428,000	35,950	30,650	26,250	21,850	17,620	14,320	11,280	8,390	125,800
428,000	431,000	36,430	31,030	26,630	22,230	17,910	14,610	11,530	8,650	127,700
431,000	434,000	36,910	31,420	27,020	22,620	18,220	14,900	11,790	8,900	129,500
434,000	437,000	37,390	31,890	27,400	23,000	18,600	15,180	12,040	9,150	131,300
437,000	440,000	37,870	32,370	27,790	23,390	18,990	15,470	12,290	9,400	133,200
440,000	443,000	38,350	32,850	28,170	23,770	19,370	15,760	12,540	9,650	135,000
443,000	446,000	38,830	33,330	28,550	24,150	19,750	16,050	12,790	9,910	136,900
446,000	449,000	39,310	33,810	28,940	24,540	20,140	16,340	13,050	10,160	138,700
449,000	452,000	39,790	34,290	29,320	24,920	20,520	16,620	13,320	10,410	140,500
452,000	455,000	40,270	34,770	29,710	25,310	20,910	16,910	13,610	10,660	142,400
455,000	458,000	40,750	35,250	30,090	25,690	21,290	17,200	13,900	10,910	144,200
458,000	461,000	41,230	35,730	30,470	26,070	21,670	17,490	14,190	11,170	146,000
461,000	464,000	41,710	36,210	30,860	26,460	22,060	17,780	14,480	11,420	147,700
464,000	467,000	42,190	36,690	31,240	26,840	22,440	18,060	14,760	11,670	149,300
467,000	470,000	42,670	37,170	31,670	27,230	22,830	18,430	15,050	11,920	151,000
470,000	473,000	43,150	37,650	32,150	27,610	23,210	18,810	15,340	12,170	152,600
473,000	476,000	43,630	38,130	32,630	27,990	23,590	19,190	15,630	12,430	154,200
476,000	479,000	44,110	38,610	33,110	28,380	23,980	19,580	15,920	12,680	155,900
479,000	482,000	44,590	39,090	33,590	28,760	24,360	19,960	16,200	12,930	157,500
482,000	485,000	45,070	39,570	34,070	29,150	24,750	20,350	16,490	13,190	159,100
485,000	488,000	45,550	40,050	34,550	29,530	25,130	20,730	16,780	13,480	160,800
488,000	491,000	46,030	40,530	35,030	29,910	25,510	21,110	17,070	13,770	162,400
491,000	494,000	46,510	41,010	35,510	30,300	25,900	21,500	17,360	14,060	164,300
494,000	497,000	46,990	41,490	35,990	30,680	26,280	21,880	17,640	14,340	166,300
497,000	500,000	47,470	41,970	36,470	31,070	26,670	22,270	17,930	14,630	168,300
500,000円		47,710	42,210	36,710	31,260	26,860	22,460	18,080	14,780	170,300
500,000円を超え 590,000円に満た ない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額									170,300円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の57 %に相当する金 額を加算した金 額
590,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	63,910	58,410	52,910	47,460	43,060	38,660	34,280	30,980		
590,000円を超え 690,000円に満た ない金額	590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000円を超える金額の22.5%に相当する金額を加算した金額									

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額
690,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	86,410	80,910	75,410	69,960	65,560	61,160	56,780	53,480		
690,000円を超え830,000円に満たない金額	690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									
830,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	124,210	118,710	113,210	107,760	103,360	98,960	94,580	91,280		
830,000円を超え870,000円に満たない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額									
870,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	135,610	130,110	124,610	119,160	114,760	110,360	105,980	102,680		
870,000円を超え1,050,000円に満たない金額	870,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち870,000円を超える金額の33.5%に相当する金額を加算した金額									
1,050,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	195,910	190,410	184,910	179,460	175,060	170,660	166,280	162,980		
1,050,000円を超え1,220,000円に満たない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,220,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	260,510	255,010	249,510	244,060	239,660	235,260	230,880	227,580		
1,220,000円を超え1,480,000円に満たない金額	1,220,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,220,000円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額									
1,480,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	372,310	366,810	361,310	355,860	351,460	347,060	342,680	339,380		
1,480,000円を超え2,800,000円に満たない金額	1,480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,480,000円を超える金額の47.5%に相当する金額を加算した金額									
2,800,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	999,310	993,810	988,310	982,860	978,460	974,060	969,680	966,380		
2,800,000円を超え4,550,000円に満たない金額	2,800,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち2,800,000円を超える金額の52.5%に相当する金額を加算した金額									
4,550,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1,918,060	1,912,560	1,907,060	1,901,610	1,897,210	1,892,810	1,888,430	1,885,130		
4,550,000円を超える金額	4,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち4,550,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに4,130円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに4,130円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに4,130円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに4,130円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第八十五条関係）

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,550円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2,550	2,600	5	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	20	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	25	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	35	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	40	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,900	2,950	45	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,950	3,000	50	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,000	3,050	55	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,050	3,100	60	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,100	3,150	65	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,150	3,200	70	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,200	3,250	75	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,250	3,300	80	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,300	3,400	90	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,400	3,500	100	5	0	0	0	0	0	0	260	0
3,500	3,600	110	15	0	0	0	0	0	0	270	0
3,600	3,700	120	25	0	0	0	0	0	0	280	0
3,700	3,800	130	35	0	0	0	0	0	0	290	0
3,800	3,900	140	45	0	0	0	0	0	0	300	0
3,900	4,000	150	55	0	0	0	0	0	0	310	0
4,000	4,100	160	60	0	0	0	0	0	0	330	0
4,100	4,200	165	70	0	0	0	0	0	0	350	0
4,200	4,300	170	75	0	0	0	0	0	0	370	0
4,300	4,400	175	80	0	0	0	0	0	0	400	0
4,400	4,500	185	85	0	0	0	0	0	0	420	0
4,500	4,600	190	95	0	0	0	0	0	0	440	0
4,600	4,700	195	100	5	0	0	0	0	0	460	0
4,700	4,800	205	110	10	0	0	0	0	0	480	0
4,800	4,900	210	115	20	0	0	0	0	0	500	0
4,900	5,000	220	125	25	0	0	0	0	0	520	0
5,000	5,100	225	130	35	0	0	0	0	0	540	0
5,100	5,200	235	135	40	0	0	0	0	0	560	0
5,200	5,300	240	145	50	0	0	0	0	0	580	0
5,300	5,400	250	150	55	0	0	0	0	0	610	0
5,400	5,500	255	160	65	0	0	0	0	0	630	0
5,500	5,600	265	165	70	0	0	0	0	0	660	0
5,600	5,700	270	175	80	0	0	0	0	0	690	0
5,700	5,800	280	180	85	0	0	0	0	0	710	0
5,800	5,900	285	190	90	0	0	0	0	0	740	0
5,900	6,000	290	195	100	5	0	0	0	0	770	0
6,000	6,100	300	205	105	10	0	0	0	0	800	0
6,100	6,200	305	210	115	20	0	0	0	0	820	0
6,200	6,300	315	220	120	25	0	0	0	0	850	0

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,300	6,400	320	225	130	35	0	0	0	0	870	0
6,400	6,500	330	235	135	40	0	0	0	0	900	0
6,500	6,600	335	240	145	50	0	0	0	0	930	0
6,600	6,700	345	250	150	55	0	0	0	0	950	0
6,700	6,800	350	255	160	60	0	0	0	0	970	0
6,800	6,900	360	260	165	70	0	0	0	0	1,000	0
6,900	7,000	365	270	175	75	0	0	0	0	1,020	0
7,000	7,100	375	275	180	85	0	0	0	0	1,050	0
7,100	7,200	380	285	190	90	0	0	0	0	1,070	0
7,200	7,300	390	290	195	100	5	0	0	0	1,100	0
7,300	7,400	395	300	205	105	10	0	0	0	1,130	0
7,400	7,500	405	305	210	115	15	0	0	0	1,150	0
7,500	7,600	410	315	215	120	25	0	0	0	1,180	0
7,600	7,700	415	320	225	130	30	0	0	0	1,200	0
7,700	7,800	425	330	230	135	40	0	0	0	1,230	0
7,800	7,900	430	335	240	145	45	0	0	0	1,250	0
7,900	8,000	440	345	245	150	55	0	0	0	1,280	0
8,000	8,100	450	350	255	160	60	0	0	0	1,310	0
8,100	8,200	455	360	260	165	70	0	0	0	1,350	4
8,200	8,300	465	365	270	175	75	0	0	0	1,390	12
8,300	8,400	475	370	275	180	85	0	0	0	1,430	19
8,400	8,500	480	380	285	185	90	0	0	0	1,460	26
8,500	8,600	490	385	290	195	100	0	0	0	1,500	34
8,600	8,700	500	395	300	200	105	10	0	0	1,540	41
8,700	8,800	505	400	305	210	115	15	0	0	1,570	48
8,800	8,900	515	410	315	215	120	25	0	0	1,610	56
8,900	9,000	525	415	320	225	130	30	0	0	1,650	63
9,000	9,100	530	425	330	230	135	40	0	0	1,680	70
9,100	9,200	540	430	335	240	140	45	0	0	1,710	78
9,200	9,300	550	440	345	245	150	55	0	0	1,750	85
9,300	9,400	560	450	350	255	160	65	0	0	1,790	92
9,400	9,500	570	460	360	265	170	70	0	0	1,830	100
9,500	9,600	580	470	370	270	175	80	0	0	1,880	107
9,600	9,700	590	480	375	280	185	90	0	0	1,920	114
9,700	9,800	595	485	385	290	195	95	0	0	1,960	122
9,800	9,900	610	495	395	295	200	105	10	0	2,010	129
9,900	10,000	620	505	400	305	210	115	15	0	2,050	137
10,000	10,100	635	515	410	315	220	120	25	0	2,090	144
10,100	10,200	645	525	420	325	225	130	35	0	2,140	151
10,200	10,300	660	535	425	330	235	140	40	0	2,180	159
10,300	10,400	675	545	435	340	245	145	50	0	2,220	166
10,400	10,500	685	555	445	350	250	155	60	0	2,270	173
10,500	10,600	700	565	455	355	260	165	65	0	2,310	181
10,600	10,700	710	575	465	365	270	170	75	0	2,360	188
10,700	10,800	725	585	475	375	275	180	85	0	2,400	195
10,800	10,900	735	595	485	380	285	190	95	0	2,440	203
10,900	11,000	750	605	495	390	295	195	100	5	2,490	210
11,000	11,100	760	615	500	400	300	205	110	15	2,530	217
11,100	11,200	775	630	510	405	310	215	120	20	2,570	225
11,200	11,300	790	640	520	415	320	220	125	30	2,620	232

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,300	11,400	800	655	530	425	325	230	135	40	2,660	239
11,400	11,500	815	665	540	430	335	240	145	45	2,710	247
11,500	11,600	825	680	550	440	345	250	150	55	2,750	254
11,600	11,700	840	690	560	450	350	255	160	65	2,790	261
11,700	11,800	850	705	570	460	360	265	170	70	2,850	269
11,800	11,900	865	720	580	470	370	275	175	80	2,900	276
11,900	12,000	875	730	590	480	380	280	185	90	2,960	284
12,000	12,100	890	745	600	490	385	290	195	95	3,020	291
12,100	12,200	905	755	610	500	395	300	200	105	3,070	298
12,200	12,300	915	770	620	505	405	305	210	115	3,130	306
12,300	12,400	930	780	635	515	410	315	220	120	3,190	313
12,400	12,500	940	795	650	525	420	325	225	130	3,240	320
12,500	12,600	955	805	660	535	430	330	235	140	3,300	328
12,600	12,700	965	820	675	545	435	340	245	145	3,350	336
12,700	12,800	980	835	685	555	445	350	250	155	3,410	344
12,800	12,900	995	845	700	565	455	355	260	165	3,470	353
12,900	13,000	1,005	860	710	575	465	365	270	175	3,520	361
13,000	13,100	1,020	870	725	585	475	375	275	180	3,580	370
13,100	13,200	1,030	885	740	595	485	380	285	190	3,630	378
13,200	13,300	1,045	895	750	605	495	390	295	200	3,690	386
13,300	13,400	1,060	910	765	615	505	400	305	205	3,740	395
13,400	13,500	1,075	925	775	630	515	405	310	215	3,790	403
13,500	13,600	1,090	935	790	640	520	415	320	225	3,840	412
13,600	13,700	1,105	950	800	655	530	425	330	230	3,890	420
13,700	13,800	1,120	960	815	670	540	430	335	240	3,940	428
13,800	13,900	1,140	975	825	680	550	440	345	250	3,990	437
13,900	14,000	1,155	985	840	695	560	450	355	255	4,040	445
14,000	14,100	1,170	1,000	855	705	570	460	360	265	4,090	454
14,100	14,200	1,185	1,010	865	720	580	470	370	275	4,150	462
14,200	14,300	1,200	1,025	880	730	590	480	380	280	4,220	470
14,300	14,400	1,220	1,040	890	745	600	490	385	290	4,280	479
14,400	14,500	1,235	1,050	905	755	610	500	395	300	4,340	487
14,500	14,600	1,250	1,065	915	770	625	510	405	305	4,400	496
14,600	14,700	1,265	1,085	930	785	635	520	410	315	4,460	504
14,700	14,800	1,280	1,100	940	795	650	525	420	325	4,520	512
14,800	14,900	1,300	1,115	955	810	660	535	430	330	4,580	521
14,900	15,000	1,315	1,130	970	820	675	545	435	340	4,640	529
15,000	15,100	1,330	1,145	980	835	685	555	445	350	4,710	538
15,100	15,200	1,345	1,165	995	845	700	565	455	355	4,770	546
15,200	15,300	1,360	1,180	1,005	860	715	575	465	365	4,830	554
15,300	15,400	1,380	1,195	1,020	870	725	585	475	375	4,890	563
15,400	15,500	1,395	1,210	1,030	885	740	595	485	385	4,940	571
15,500	15,600	1,410	1,225	1,045	900	750	605	495	390	5,000	580
15,600	15,700	1,425	1,245	1,060	910	765	615	505	400	5,050	588
15,700	15,800	1,440	1,260	1,075	925	775	630	515	410	5,110	596
15,800	15,900	1,460	1,275	1,090	935	790	645	525	415	5,160	605
15,900	16,000	1,475	1,290	1,105	950	805	655	530	425	5,210	615
16,000	16,100	1,490	1,305	1,125	960	815	670	540	435	5,270	625
16,100	16,200	1,505	1,325	1,140	975	830	680	550	440	5,320	634
16,200	16,300	1,520	1,340	1,155	990	840	695	560	450	5,380	644

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	丙		
		扶 養 親 族 等 の 数										
以 上 未 満		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
16,300	16,400	1,540	1,355	1,170	1,000	855	705	570	460	5,430	653	
16,400	16,500	1,555	1,370	1,185	1,015	865	720	580	470	5,500	663	
16,500	16,600	1,570	1,385	1,205	1,025	880	735	590	480	5,570	673	
16,600	16,700	1,585	1,405	1,220	1,040	890	745	600	490	5,630	682	
16,700円		1,595	1,410	1,230	1,045	900	750	605	495	5,700	692	
16,700円を超え 20,000円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額							5,700円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額		692円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の11%に相当する金額を加算した金額	
20,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		2,190	2,005	1,825	1,640	1,495	1,345	1,200	1,090	1,055		
20,000円を超え 23,000円に満たない金額		20,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち20,000円を超える金額の22.5%に相当する金額を加算した金額							1,055円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち20,000円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額		1,055円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち20,000円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額	
23,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		2,865	2,680	2,500	2,315	2,170	2,020	1,875	1,765	1,415		
23,000円を超え 28,000円に満たない金額		23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額							1,415円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額		1,415円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額	
28,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		4,215	4,030	3,850	3,665	3,520	3,370	3,225	3,115			
28,000円を超え 29,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額										

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額								税 額	税 額
29,000円	円 4,500	円 4,315	円 4,135	円 3,950	円 3,805	円 3,655	円 3,510	円 3,400	円 2,495	
29,000円を超え 35,000円に満たない金額	29,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,000円を超える金額の33.5%に相当する金額を加算した金額								2,495円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額	
35,000円	円 6,510	円 6,325	円 6,145	円 5,960	円 5,815	円 5,665	円 5,520	円 5,410	円 3,815	
35,000円を超え 40,500円に満たない金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								3,815円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	
40,500円	円 8,600	円 8,415	円 8,235	円 8,050	円 7,905	円 7,755	円 7,610	円 7,500	円 5,355	
40,500円を超え 49,500円に満たない金額	40,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の43%に相当する金額を加算した金額								5,355円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額	
49,500円	円 12,470	円 12,285	円 12,105	円 11,920	円 11,775	円 11,625	円 11,480	円 11,370		
49,500円を超え 93,500円に満たない金額	49,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち49,500円を超える金額の47.5%に相当する金額を加算した金額									
93,500円	円 33,370	円 33,185	円 33,005	円 32,820	円 32,675	円 32,525	円 32,380	円 32,270		
93,500円を超え 151,500円に満たない金額	93,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち93,500円を超える金額の52.5%に相当する金額を加算した金額									
151,500円	円 63,820	円 63,635	円 63,455	円 63,270	円 63,125	円 62,975	円 62,830	円 62,720		
151,500円を超える金額	151,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち151,500円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額						税 額	税 額	
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに135円を控除した金額								従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、書列族等1人ごとに135円を、欄に上つて求めた税額から控除した金額	-	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに135円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに135円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
165	千円未満	195	千円未満	221	千円未満	247	千円未満		
165	181	195	211	221	239	247	268		
181	199	211	230	239	261	268	291		
199	237	230	252	261	286	291	320		
237	330	252	355	286	375	320	394		
330	376	355	397	375	419	394	440	177	千円未満
376	406	397	428	419	450	440	473		
406	450	428	468	450	491	473	517		
450	515	468	540	491	565	517	589		
515	576	540	597	565	617	589	637		
576	614	597	635	617	656	637	677	177	257
614	656	635	678	656	700	677	722		
656	700	678	723	700	746	722	768		
700	740	723	761	746	782	768	805		
740	791	761	814	782	837	805	862		
791	850	814	873	837	896	862	919	257	334
850	947	873	970	896	994	919	1,017		
947	1,034	970	1,058	994	1,082	1,017	1,105		
1,034	1,148	1,058	1,172	1,082	1,196	1,105	1,221	334	432
1,148	1,273	1,172	1,298	1,196	1,323	1,221	1,348		
1,273	1,533	1,298	1,560	1,323	1,588	1,348	1,616	432	842
1,533	2,435	1,560	2,459	1,588	2,483	1,616	2,508		
2,435	3,457	2,459	3,478	2,483	3,500	2,508	3,521	842	1,310
3,457	4,670	3,478	4,699	3,500	4,728	3,521	4,757	1,310	1,457
4,670	千円以上	4,699	千円以上	4,728	千円以上	4,757	千円以上	1,457	千円以上

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を

「除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二條第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するとき書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算しその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六條第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第八十六条関係）

賞与の 金額に 乗ずる 率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人		人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	56	千円未満	76	千円未満	105	千円未満	135	千円未満		
2	56	59	76	81	105	115	135	148		
4	59	63	81	89	115	127	148	164		
6	63	68	89	101	127	226	164	237		
8	68	73	101	252	226	275	237	302		
10	73	268	252	297	275	328	302	355		
12	268	316	297	343	328	363	355	385		
14	316	377	343	395	363	413	385	431		
16	377	439	395	455	413	471	431	491		
18	439	486	455	507	471	530	491	553		
20	486	520	507	545	530	570	553	594		
22	520	563	545	589	570	611	594	634		
24	563	615	589	635	611	655	634	678		
26	615	655	635	676	655	697	678	719		
28	655	708	676	726	697	745	719	768		
30	708	766	726	787	745	807	768	828		
32	766	846	787	872	807	898	828	923		
35	846	938	872	962	898	986	923	1,010		
38	938	1,052	962	1,075	986	1,099	1,010	1,123		
41	1,052	1,173	1,075	1,198	1,099	1,223	1,123	1,248		
44	1,173	1,422	1,198	1,450	1,223	1,477	1,248	1,506		
47	1,422	2,338	1,450	2,363	1,477	2,387	1,506	2,411		
50	2,338	3,371	2,363	3,393	2,387	3,414	2,411	3,436		
53	3,371	4,554	3,393	4,583	3,414	4,612	3,436	4,641		
57	4,554千円以上		4,583千円以上		4,612千円以上		4,641千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数に

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による。)

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表 (第九十条関係)

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	10,500	274,000	278,000	28,700
2,000	4,000	200	102,000	104,000	10,700	278,000	282,000	29,100
4,000	6,000	400	104,000	106,000	10,900	282,000	286,000	29,600
6,000	8,000	600	106,000	108,000	11,100	286,000	290,000	30,000
8,000	10,000	800	108,000	110,000	11,300	290,000	294,000	30,400
10,000	12,000	1,000	110,000	112,000	11,500	294,000	298,000	30,800
12,000	14,000	1,200	112,000	114,000	11,700	298,000	302,000	31,200
14,000	16,000	1,400	114,000	116,000	11,900	302,000	306,000	31,700
16,000	18,000	1,600	116,000	118,000	12,100	306,000	310,000	32,100
18,000	20,000	1,800	118,000	120,000	12,300	310,000	314,000	32,500
20,000	22,000	2,100	120,000	122,000	12,600	314,000	318,000	32,900
22,000	24,000	2,300	122,000	124,000	12,800	318,000	322,000	33,300
24,000	26,000	2,500	124,000	126,000	13,000	322,000	326,000	33,800
26,000	28,000	2,700	126,000	130,000	13,200	326,000	330,000	34,200
28,000	30,000	2,900	130,000	134,000	13,600	330,000	334,000	34,600
30,000	32,000	3,100	134,000	138,000	14,000	334,000	338,000	35,000
32,000	34,000	3,300	138,000	142,000	14,400	338,000	342,000	35,400
34,000	36,000	3,500	142,000	146,000	14,900	342,000	346,000	35,900
36,000	38,000	3,700	146,000	150,000	15,300	346,000	350,000	36,300
38,000	40,000	3,900	150,000	154,000	15,700	350,000	354,000	36,700
40,000	42,000	4,200	154,000	158,000	16,100	354,000	358,000	37,100
42,000	44,000	4,400	158,000	162,000	16,500	358,000	362,000	37,500
44,000	46,000	4,600	162,000	166,000	17,000	362,000	366,000	38,000
46,000	48,000	4,800	166,000	170,000	17,400	366,000	370,000	38,400
48,000	50,000	5,000	170,000	174,000	17,800	370,000	374,000	38,800
50,000	52,000	5,200	174,000	178,000	18,200	374,000	378,000	39,200
52,000	54,000	5,400	178,000	182,000	18,600	378,000	382,000	39,600
54,000	56,000	5,600	182,000	186,000	19,100	382,000	386,000	40,100
56,000	58,000	5,800	186,000	190,000	19,500	386,000	390,000	40,500
58,000	60,000	6,000	190,000	194,000	19,900	390,000	396,000	40,900
60,000	62,000	6,300	194,000	198,000	20,300	396,000	402,000	41,500
62,000	64,000	6,500	198,000	202,000	20,700	402,000	408,000	42,200
64,000	66,000	6,700	202,000	206,000	21,200	408,000	414,000	42,800
66,000	68,000	6,900	206,000	210,000	21,600	414,000	420,000	43,400
68,000	70,000	7,100	210,000	214,000	22,000	420,000	426,000	44,100
70,000	72,000	7,300	214,000	218,000	22,400	426,000	432,000	44,700
72,000	74,000	7,500	218,000	222,000	22,800	432,000	438,000	45,300
74,000	76,000	7,700	222,000	226,000	23,300	438,000	444,000	45,900
76,000	78,000	7,900	226,000	230,000	23,700	444,000	450,000	46,600
78,000	80,000	8,100	230,000	234,000	24,100	450,000	456,000	47,200
80,000	82,000	8,400	234,000	238,000	24,500	456,000	462,000	47,800
82,000	84,000	8,600	238,000	242,000	24,900	462,000	468,000	48,500
84,000	86,000	8,800	242,000	246,000	25,400	468,000	474,000	49,100
86,000	88,000	9,000	246,000	250,000	25,800	474,000	480,000	49,700
88,000	90,000	9,200	250,000	254,000	26,200	480,000	486,000	50,400
90,000	92,000	9,400	254,000	258,000	26,600	486,000	492,000	51,000
92,000	94,000	9,600	258,000	262,000	27,000	492,000	498,000	51,600
94,000	96,000	9,800	262,000	266,000	27,500	498,000	504,000	52,200
96,000	98,000	10,000	266,000	270,000	27,900	504,000	510,000	52,900
98,000	100,000	10,200	270,000	274,000	28,300	510,000	516,000	53,500

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	54,100	828,000	836,000	86,900	1,228,000	1,236,000	128,900
522,000	528,000	54,800	836,000	844,000	87,700	1,236,000	1,244,000	129,700
528,000	534,000	55,400	844,000	852,000	88,600	1,244,000	1,252,000	130,600
534,000	540,000	56,000	852,000	860,000	89,400	1,252,000	1,260,000	131,400
540,000	546,000	56,700	860,000	868,000	90,300	1,260,000	1,268,000	132,300
546,000	552,000	57,300	868,000	876,000	91,100	1,268,000	1,276,000	133,100
552,000	558,000	57,900	876,000	884,000	91,900	1,276,000	1,284,000	133,900
558,000	564,000	58,500	884,000	892,000	92,800	1,284,000	1,292,000	134,800
564,000	570,000	59,200	892,000	900,000	93,600	1,292,000	1,300,000	135,600
570,000	576,000	59,800	900,000	908,000	94,500	1,300,000	1,310,000	136,500
576,000	582,000	60,400	908,000	916,000	95,300	1,310,000	1,320,000	137,500
582,000	588,000	61,100	916,000	924,000	96,100	1,320,000	1,330,000	138,600
588,000	594,000	61,700	924,000	932,000	97,000	1,330,000	1,340,000	139,600
594,000	600,000	62,300	932,000	940,000	97,800	1,340,000	1,350,000	140,700
600,000	606,000	63,000	940,000	948,000	98,700	1,350,000	1,360,000	141,700
606,000	612,000	63,600	948,000	956,000	99,500	1,360,000	1,370,000	142,800
612,000	618,000	64,200	956,000	964,000	100,300	1,370,000	1,380,000	143,800
618,000	624,000	64,800	964,000	972,000	101,200	1,380,000	1,390,000	144,900
624,000	630,000	65,500	972,000	980,000	102,000	1,390,000	1,400,000	145,900
630,000	636,000	66,100	980,000	988,000	102,900	1,400,000	1,410,000	147,000
636,000	642,000	66,700	988,000	996,000	103,700	1,410,000	1,420,000	148,000
642,000	648,000	67,400	996,000	1,004,000	104,500	1,420,000	1,430,000	149,100
648,000	654,000	68,000	1,004,000	1,012,000	105,400	1,430,000	1,440,000	150,100
654,000	660,000	68,600	1,012,000	1,020,000	106,200	1,440,000	1,450,000	151,200
660,000	666,000	69,300	1,020,000	1,028,000	107,100	1,450,000	1,460,000	152,200
666,000	672,000	69,900	1,028,000	1,036,000	107,900	1,460,000	1,470,000	153,300
672,000	678,000	70,500	1,036,000	1,044,000	108,700	1,470,000	1,480,000	154,300
678,000	684,000	71,100	1,044,000	1,052,000	109,600	1,480,000	1,490,000	155,400
684,000	690,000	71,800	1,052,000	1,060,000	110,400	1,490,000	1,500,000	156,400
690,000	696,000	72,400	1,060,000	1,068,000	111,300	1,500,000	1,510,000	157,500
696,000	702,000	73,000	1,068,000	1,076,000	112,100	1,510,000	1,520,000	158,700
702,000	708,000	73,700	1,076,000	1,084,000	112,900	1,520,000	1,530,000	159,900
708,000	714,000	74,300	1,084,000	1,092,000	113,800	1,530,000	1,540,000	161,100
714,000	720,000	74,900	1,092,000	1,100,000	114,600	1,540,000	1,550,000	162,300
720,000	726,000	75,600	1,100,000	1,108,000	115,500	1,550,000	1,560,000	163,500
726,000	732,000	76,200	1,108,000	1,116,000	116,300	1,560,000	1,570,000	164,700
732,000	738,000	76,800	1,116,000	1,124,000	117,100	1,570,000	1,580,000	165,900
738,000	744,000	77,400	1,124,000	1,132,000	118,000	1,580,000	1,590,000	167,100
744,000	750,000	78,100	1,132,000	1,140,000	118,800	1,590,000	1,600,000	168,300
750,000	756,000	78,700	1,140,000	1,148,000	119,700	1,600,000	1,610,000	169,500
756,000	762,000	79,300	1,148,000	1,156,000	120,500	1,610,000	1,620,000	170,700
762,000	768,000	80,000	1,156,000	1,164,000	121,300	1,620,000	1,630,000	171,900
768,000	774,000	80,600	1,164,000	1,172,000	122,200	1,630,000	1,640,000	173,100
774,000	780,000	81,200	1,172,000	1,180,000	123,000	1,640,000	1,650,000	174,300
780,000	788,000	81,900	1,180,000	1,188,000	123,900	1,650,000	1,660,000	175,500
788,000	796,000	82,700	1,188,000	1,196,000	124,700	1,660,000	1,670,000	176,700
796,000	804,000	83,500	1,196,000	1,204,000	125,500	1,670,000	1,680,000	177,900
804,000	812,000	84,400	1,204,000	1,212,000	126,400	1,680,000	1,690,000	179,100
812,000	820,000	85,200	1,212,000	1,220,000	127,200	1,690,000	1,700,000	180,300
820,000	828,000	86,100	1,220,000	1,228,000	128,100	1,700,000	1,710,000	181,500

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,710,000	1,720,000	182,700	2,210,000	2,220,000	251,100	2,710,000	2,720,000	331,100
1,720,000	1,730,000	183,900	2,220,000	2,230,000	252,700	2,720,000	2,730,000	332,700
1,730,000	1,740,000	185,100	2,230,000	2,240,000	254,300	2,730,000	2,740,000	334,300
1,740,000	1,750,000	186,300	2,240,000	2,250,000	255,900	2,740,000	2,750,000	335,900
1,750,000	1,760,000	187,500	2,250,000	2,260,000	257,500	2,750,000	2,760,000	337,500
1,760,000	1,770,000	188,700	2,260,000	2,270,000	259,100	2,760,000	2,770,000	339,100
1,770,000	1,780,000	189,900	2,270,000	2,280,000	260,700	2,770,000	2,780,000	340,700
1,780,000	1,790,000	191,100	2,280,000	2,290,000	262,300	2,780,000	2,790,000	342,300
1,790,000	1,800,000	192,300	2,290,000	2,300,000	263,900	2,790,000	2,800,000	343,900
1,800,000	1,810,000	193,500	2,300,000	2,310,000	265,500	2,800,000	2,810,000	345,500
1,810,000	1,820,000	194,700	2,310,000	2,320,000	267,100	2,810,000	2,820,000	347,100
1,820,000	1,830,000	195,900	2,320,000	2,330,000	268,700	2,820,000	2,830,000	348,700
1,830,000	1,840,000	197,100	2,330,000	2,340,000	270,300	2,830,000	2,840,000	350,300
1,840,000	1,850,000	198,300	2,340,000	2,350,000	271,900	2,840,000	2,850,000	351,900
1,850,000	1,860,000	199,500	2,350,000	2,360,000	273,500	2,850,000	2,860,000	353,500
1,860,000	1,870,000	200,700	2,360,000	2,370,000	275,100	2,860,000	2,870,000	355,100
1,870,000	1,880,000	201,900	2,370,000	2,380,000	276,700	2,870,000	2,880,000	356,700
1,880,000	1,890,000	203,100	2,380,000	2,390,000	278,300	2,880,000	2,890,000	358,300
1,890,000	1,900,000	204,300	2,390,000	2,400,000	279,900	2,890,000	2,900,000	359,900
1,900,000	1,910,000	205,500	2,400,000	2,410,000	281,500	2,900,000	2,910,000	361,500
1,910,000	1,920,000	206,700	2,410,000	2,420,000	283,100	2,910,000	2,920,000	363,100
1,920,000	1,930,000	207,900	2,420,000	2,430,000	284,700	2,920,000	2,930,000	364,700
1,930,000	1,940,000	209,100	2,430,000	2,440,000	286,300	2,930,000	2,940,000	366,300
1,940,000	1,950,000	210,300	2,440,000	2,450,000	287,900	2,940,000	2,950,000	367,900
1,950,000	1,960,000	211,500	2,450,000	2,460,000	289,500	2,950,000	2,960,000	369,500
1,960,000	1,970,000	212,700	2,460,000	2,470,000	291,100	2,960,000	2,970,000	371,100
1,970,000	1,980,000	213,900	2,470,000	2,480,000	292,700	2,970,000	2,980,000	372,700
1,980,000	1,990,000	215,100	2,480,000	2,490,000	294,300	2,980,000	2,990,000	374,300
1,990,000	2,000,000	216,300	2,490,000	2,500,000	295,900	2,990,000	3,000,000	375,900
2,000,000	2,010,000	217,500	2,500,000	2,510,000	297,500	3,000,000	3,010,000	377,500
2,010,000	2,020,000	219,100	2,510,000	2,520,000	299,100	3,010,000	3,020,000	379,100
2,020,000	2,030,000	220,700	2,520,000	2,530,000	300,700	3,020,000	3,030,000	381,100
2,030,000	2,040,000	222,300	2,530,000	2,540,000	302,300	3,030,000	3,040,000	383,100
2,040,000	2,050,000	223,900	2,540,000	2,550,000	303,900	3,040,000	3,050,000	385,100
2,050,000	2,060,000	225,500	2,550,000	2,560,000	305,500	3,050,000	3,060,000	387,100
2,060,000	2,070,000	227,100	2,560,000	2,570,000	307,100	3,060,000	3,070,000	389,100
2,070,000	2,080,000	228,700	2,570,000	2,580,000	308,700	3,070,000	3,080,000	391,100
2,080,000	2,090,000	230,300	2,580,000	2,590,000	310,300	3,080,000	3,090,000	393,100
2,090,000	2,100,000	231,900	2,590,000	2,600,000	311,900	3,090,000	3,100,000	395,100
2,100,000	2,110,000	233,500	2,600,000	2,610,000	313,500	3,100,000	3,110,000	397,100
2,110,000	2,120,000	235,100	2,610,000	2,620,000	315,100	3,110,000	3,120,000	399,100
2,120,000	2,130,000	236,700	2,620,000	2,630,000	316,700	3,120,000	3,130,000	401,100
2,130,000	2,140,000	238,300	2,630,000	2,640,000	318,300	3,130,000	3,140,000	403,100
2,140,000	2,150,000	239,900	2,640,000	2,650,000	319,900	3,140,000	3,150,000	405,100
2,150,000	2,160,000	241,500	2,650,000	2,660,000	321,500	3,150,000	3,160,000	407,100
2,160,000	2,170,000	243,100	2,660,000	2,670,000	323,100	3,160,000	3,170,000	409,100
2,170,000	2,180,000	244,700	2,670,000	2,680,000	324,700	3,170,000	3,180,000	411,100
2,180,000	2,190,000	246,300	2,680,000	2,690,000	326,300	3,180,000	3,190,000	413,100
2,190,000	2,200,000	247,900	2,690,000	2,700,000	327,900	3,190,000	3,200,000	415,100
2,200,000	2,210,000	249,500	2,700,000	2,710,000	329,500	3,200,000	3,210,000	417,100

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	課税給与所得金額に20%を乗じて算出した金額から222,500円を控除した金額
3,210,000	3,220,000	419,500	3,610,000	3,620,000	499,500	4,000,000	5,000,000	
3,220,000	3,230,000	421,500	3,620,000	3,630,000	501,500			
3,230,000	3,240,000	423,500	3,630,000	3,640,000	503,500			
3,240,000	3,250,000	425,500	3,640,000	3,650,000	505,500			
3,250,000	3,260,000	427,500	3,650,000	3,660,000	507,500			
3,260,000	3,270,000	429,500	3,660,000	3,670,000	509,500	5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から472,500円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	431,500	3,670,000	3,680,000	511,500			
3,280,000	3,290,000	433,500	3,680,000	3,690,000	513,500			
3,290,000	3,300,000	435,500	3,690,000	3,700,000	515,500			
3,300,000	3,310,000	437,500	3,700,000	3,710,000	517,500			
3,310,000	3,320,000	439,500	3,710,000	3,720,000	519,500	6,000,000	8,000,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から772,500円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	441,500	3,720,000	3,730,000	521,500			
3,330,000	3,340,000	443,500	3,730,000	3,740,000	523,500			
3,340,000	3,350,000	445,500	3,740,000	3,750,000	525,500			
3,350,000	3,360,000	447,500	3,750,000	3,760,000	527,500			
3,360,000	3,370,000	449,500	3,760,000	3,770,000	529,500	8,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,172,500円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	451,500	3,770,000	3,780,000	531,500			
3,380,000	3,390,000	453,500	3,780,000	3,790,000	533,500			
3,390,000	3,400,000	455,500	3,790,000	3,800,000	535,500			
3,400,000	3,410,000	457,500	3,800,000	3,810,000	537,500			
3,410,000	3,420,000	459,500	3,810,000	3,820,000	539,500	10,000,000	12,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,672,500円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	461,500	3,820,000	3,830,000	541,500			
3,430,000	3,440,000	463,500	3,830,000	3,840,000	543,500			
3,440,000	3,450,000	465,500	3,840,000	3,850,000	545,500			
3,450,000	3,460,000	467,500	3,850,000	3,860,000	547,500			
3,460,000	3,470,000	469,500	3,860,000	3,870,000	549,500	12,000,000	12,325,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,272,500円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	471,500	3,870,000	3,880,000	551,500			
3,480,000	3,490,000	473,500	3,880,000	3,890,000	553,500			
3,490,000	3,500,000	475,500	3,890,000	3,900,000	555,500			
3,500,000	3,510,000	477,500	3,900,000	3,910,000	557,500			
3,510,000	3,520,000	479,500	3,910,000	3,920,000	559,500	12,325,000円	3,273,700円	
3,520,000	3,530,000	481,500	3,920,000	3,930,000	561,500			
3,530,000	3,540,000	483,500	3,930,000	3,940,000	563,500			
3,540,000	3,550,000	485,500	3,940,000	3,950,000	565,500			
3,550,000	3,560,000	487,500	3,950,000	3,960,000	567,500			
3,560,000	3,570,000	489,500	3,960,000	3,970,000	569,500			
3,570,000	3,580,000	491,500	3,970,000	3,980,000	571,500			
3,580,000	3,590,000	493,500	3,980,000	3,990,000	573,500			
3,590,000	3,600,000	495,500	3,990,000	4,000,000	575,500			
3,600,000	3,610,000	497,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからホまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定す

る生命保険料をいう。以下同じ。)又は個人年金保険料(同条第二項に規定する個人年金保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

- (イ) その申告された金額のすべてが生命保険料の金額である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (c) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
 - (d) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
- (ロ) その申告された金額のすべてが個人年金保険料である場合 その個人年金保険料の金額の合計額(当該合計額が5,000円を超える場合には、5,000円にその超える部分の金額を(イ)の生命保険料の金額の合計額とみなして(イ)の規定を適用した場合の当該(イ)に掲げる金額に相当する金額を加算した金額)
- (ハ) その申告された金額が個人年金保険料の金額と生命保険料の金額とである場合 その個人年金保険料の金額の合計額(当該合計額が5,000円を超える場合には、5,000円)にその生命保険料の金額の合計額(その個人年金保険料の金額の合計額が5,000円を超える場合には、その超える金額を加算した金額)を(イ)の生命保険料の金額の合計額とみなして(イ)の規定を適用した場合の当該(イ)に掲げる金額に相当する金額を加算した金額
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約(ハ)において「短期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
- (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約(ハ)において「長期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
- (ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき(イ)に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき(ロ)に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
 - (b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当することに250,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、330,000円)を、当該申告書にその居住者が老年者に該当する旨の記載がある場合には、500,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等の中に障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者

1人につき250,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、330,000円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額を控除した残額を求める。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合(3)に掲げる場合を除く。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族がある場合 配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がない場合 配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合(4)に掲げる場合を除く。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族がある場合 扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がない場合 基礎控除の額

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者があり、かつ、給与所得者の配偶者特別控除申告書により申告された第八十三条の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者がある場合 (1)に掲げる場合の区分に応じ(1)に掲げる金額と配偶者特別控除の額との合計額

(4) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がなく、かつ、給与所得者の配偶者特別控除申告書により申告された第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者がある場合 (2)に掲げる場合の区分に応じ(2)に掲げる金額と配偶者特別控除の額との合計額

(四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が4,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表（第二百一条関係）

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	200,000	204,000	10,500	548,000	556,000	28,700
4,000	8,000	200	204,000	208,000	10,700	556,000	564,000	29,100
8,000	12,000	400	208,000	212,000	10,900	564,000	572,000	29,600
12,000	16,000	600	212,000	216,000	11,100	572,000	580,000	30,000
16,000	20,000	800	216,000	220,000	11,300	580,000	588,000	30,400
20,000	24,000	1,000	220,000	224,000	11,500	588,000	596,000	30,800
24,000	28,000	1,200	224,000	228,000	11,700	596,000	604,000	31,200
28,000	32,000	1,400	228,000	232,000	11,900	604,000	612,000	31,700
32,000	36,000	1,600	232,000	236,000	12,100	612,000	620,000	32,100
36,000	40,000	1,800	236,000	240,000	12,300	620,000	628,000	32,500
40,000	44,000	2,100	240,000	244,000	12,600	628,000	636,000	32,900
44,000	48,000	2,300	244,000	248,000	12,800	636,000	644,000	33,300
48,000	52,000	2,500	248,000	252,000	13,000	644,000	652,000	33,800
52,000	56,000	2,700	252,000	260,000	13,200	652,000	660,000	34,200
56,000	60,000	2,900	260,000	268,000	13,600	660,000	668,000	34,600
60,000	64,000	3,100	268,000	276,000	14,000	668,000	676,000	35,000
64,000	68,000	3,300	276,000	284,000	14,400	676,000	684,000	35,400
68,000	72,000	3,500	284,000	292,000	14,900	684,000	692,000	35,900
72,000	76,000	3,700	292,000	300,000	15,300	692,000	700,000	36,300
76,000	80,000	3,900	300,000	308,000	15,700	700,000	708,000	36,700
80,000	84,000	4,200	308,000	316,000	16,100	708,000	716,000	37,100
84,000	88,000	4,400	316,000	324,000	16,500	716,000	724,000	37,500
88,000	92,000	4,600	324,000	332,000	17,000	724,000	732,000	38,000
92,000	96,000	4,800	332,000	340,000	17,400	732,000	740,000	38,400
96,000	100,000	5,000	340,000	348,000	17,800	740,000	748,000	38,800
100,000	104,000	5,200	348,000	356,000	18,200	748,000	756,000	39,200
104,000	108,000	5,400	356,000	364,000	18,600	756,000	764,000	39,600
108,000	112,000	5,600	364,000	372,000	19,100	764,000	772,000	40,100
112,000	116,000	5,800	372,000	380,000	19,500	772,000	780,000	40,500
116,000	120,000	6,000	380,000	388,000	19,900	780,000	792,000	40,900
120,000	124,000	6,300	388,000	396,000	20,300	792,000	804,000	41,500
124,000	128,000	6,500	396,000	404,000	20,700	804,000	816,000	42,200
128,000	132,000	6,700	404,000	412,000	21,200	816,000	828,000	42,800
132,000	136,000	6,900	412,000	420,000	21,600	828,000	840,000	43,400
136,000	140,000	7,100	420,000	428,000	22,000	840,000	852,000	44,100
140,000	144,000	7,300	428,000	436,000	22,400	852,000	864,000	44,700
144,000	148,000	7,500	436,000	444,000	22,800	864,000	876,000	45,300
148,000	152,000	7,700	444,000	452,000	23,300	876,000	888,000	45,900
152,000	156,000	7,900	452,000	460,000	23,700	888,000	900,000	46,600
156,000	160,000	8,100	460,000	468,000	24,100	900,000	912,000	47,200
160,000	164,000	8,400	468,000	476,000	24,500	912,000	924,000	47,800
164,000	168,000	8,600	476,000	484,000	24,900	924,000	936,000	48,500
168,000	172,000	8,800	484,000	492,000	25,400	936,000	948,000	49,100
172,000	176,000	9,000	492,000	500,000	25,800	948,000	960,000	49,700
176,000	180,000	9,200	500,000	508,000	26,200	960,000	972,000	50,400
180,000	184,000	9,400	508,000	516,000	26,600	972,000	984,000	51,000
184,000	188,000	9,600	516,000	524,000	27,000	984,000	996,000	51,600
188,000	192,000	9,800	524,000	532,000	27,500	996,000	1,008,000	52,200
192,000	196,000	10,000	532,000	540,000	27,900	1,008,000	1,020,000	52,900
196,000	200,000	10,200	540,000	548,000	28,300	1,020,000	1,032,000	53,500

第一條のうち所得税法別表第二から別表第七まで及び別表第八（同表の付表を除く。）の改正規定中別表第八（同表の付表を除く。）を次のように改める。

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,032,000	1,044,000	54,100	1,656,000	1,672,000	86,900	2,456,000	2,472,000	128,900
1,044,000	1,056,000	54,800	1,672,000	1,688,000	87,700	2,472,000	2,488,000	129,700
1,056,000	1,068,000	55,400	1,688,000	1,704,000	88,600	2,488,000	2,504,000	130,600
1,068,000	1,080,000	56,000	1,704,000	1,720,000	89,400	2,504,000	2,520,000	131,400
1,080,000	1,092,000	56,700	1,720,000	1,736,000	90,300	2,520,000	2,536,000	132,300
1,092,000	1,104,000	57,300	1,736,000	1,752,000	91,100	2,536,000	2,552,000	133,100
1,104,000	1,116,000	57,900	1,752,000	1,768,000	91,900	2,552,000	2,568,000	133,900
1,116,000	1,128,000	58,500	1,768,000	1,784,000	92,800	2,568,000	2,584,000	134,800
1,128,000	1,140,000	59,200	1,784,000	1,800,000	93,600	2,584,000	2,600,000	135,600
1,140,000	1,152,000	59,800	1,800,000	1,816,000	94,500	2,600,000	2,620,000	136,500
1,152,000	1,164,000	60,400	1,816,000	1,832,000	95,300	2,620,000	2,640,000	137,500
1,164,000	1,176,000	61,100	1,832,000	1,848,000	96,100	2,640,000	2,660,000	138,600
1,176,000	1,188,000	61,700	1,848,000	1,864,000	97,000	2,660,000	2,680,000	139,600
1,188,000	1,200,000	62,300	1,864,000	1,880,000	97,800	2,680,000	2,700,000	140,700
1,200,000	1,212,000	63,000	1,880,000	1,896,000	98,700	2,700,000	2,720,000	141,700
1,212,000	1,224,000	63,600	1,896,000	1,912,000	99,500	2,720,000	2,740,000	142,800
1,224,000	1,236,000	64,200	1,912,000	1,928,000	100,300	2,740,000	2,760,000	143,800
1,236,000	1,248,000	64,800	1,928,000	1,944,000	101,200	2,760,000	2,780,000	144,900
1,248,000	1,260,000	65,500	1,944,000	1,960,000	102,000	2,780,000	2,800,000	145,900
1,260,000	1,272,000	66,100	1,960,000	1,976,000	102,900	2,800,000	2,820,000	147,000
1,272,000	1,284,000	66,700	1,976,000	1,992,000	103,700	2,820,000	2,840,000	148,000
1,284,000	1,296,000	67,400	1,992,000	2,008,000	104,500	2,840,000	2,860,000	149,100
1,296,000	1,308,000	68,000	2,008,000	2,024,000	105,400	2,860,000	2,880,000	150,100
1,308,000	1,320,000	68,600	2,024,000	2,040,000	106,200	2,880,000	2,900,000	151,200
1,320,000	1,332,000	69,300	2,040,000	2,056,000	107,100	2,900,000	2,920,000	152,200
1,332,000	1,344,000	69,900	2,056,000	2,072,000	107,900	2,920,000	2,940,000	153,300
1,344,000	1,356,000	70,500	2,072,000	2,088,000	108,700	2,940,000	2,960,000	154,300
1,356,000	1,368,000	71,100	2,088,000	2,104,000	109,600	2,960,000	2,980,000	155,400
1,368,000	1,380,000	71,800	2,104,000	2,120,000	110,400	2,980,000	3,000,000	156,400
1,380,000	1,392,000	72,400	2,120,000	2,136,000	111,300	3,000,000	3,020,000	157,500
1,392,000	1,404,000	73,000	2,136,000	2,152,000	112,100	3,020,000	3,040,000	158,700
1,404,000	1,416,000	73,700	2,152,000	2,168,000	112,900	3,040,000	3,060,000	159,900
1,416,000	1,428,000	74,300	2,168,000	2,184,000	113,800	3,060,000	3,080,000	161,100
1,428,000	1,440,000	74,900	2,184,000	2,200,000	114,600	3,080,000	3,100,000	162,300
1,440,000	1,452,000	75,600	2,200,000	2,216,000	115,500	3,100,000	3,120,000	163,500
1,452,000	1,464,000	76,200	2,216,000	2,232,000	116,300	3,120,000	3,140,000	164,700
1,464,000	1,476,000	76,800	2,232,000	2,248,000	117,100	3,140,000	3,160,000	165,900
1,476,000	1,488,000	77,400	2,248,000	2,264,000	118,000	3,160,000	3,180,000	167,100
1,488,000	1,500,000	78,100	2,264,000	2,280,000	118,800	3,180,000	3,200,000	168,300
1,500,000	1,512,000	78,700	2,280,000	2,296,000	119,700	3,200,000	3,220,000	169,500
1,512,000	1,524,000	79,300	2,296,000	2,312,000	120,500	3,220,000	3,240,000	170,700
1,524,000	1,536,000	80,000	2,312,000	2,328,000	121,300	3,240,000	3,260,000	171,900
1,536,000	1,548,000	80,600	2,328,000	2,344,000	122,200	3,260,000	3,280,000	173,100
1,548,000	1,560,000	81,200	2,344,000	2,360,000	123,000	3,280,000	3,300,000	174,300
1,560,000	1,576,000	81,900	2,360,000	2,376,000	123,900	3,300,000	3,320,000	175,500
1,576,000	1,592,000	82,700	2,376,000	2,392,000	124,700	3,320,000	3,340,000	176,700
1,592,000	1,608,000	83,500	2,392,000	2,408,000	125,500	3,340,000	3,360,000	177,900
1,608,000	1,624,000	84,400	2,408,000	2,424,000	126,400	3,360,000	3,380,000	179,100
1,624,000	1,640,000	85,200	2,424,000	2,440,000	127,200	3,380,000	3,400,000	180,300
1,640,000	1,656,000	86,100	2,440,000	2,456,000	128,100	3,400,000	3,420,000	181,500

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	182,700	4,420,000	4,440,000	251,100	5,420,000	5,440,000	331,100
3,440,000	3,460,000	183,900	4,440,000	4,460,000	252,700	5,440,000	5,460,000	332,700
3,460,000	3,480,000	185,100	4,460,000	4,480,000	254,300	5,460,000	5,480,000	334,300
3,480,000	3,500,000	186,300	4,480,000	4,500,000	255,900	5,480,000	5,500,000	335,900
3,500,000	3,520,000	187,500	4,500,000	4,520,000	257,500	5,500,000	5,520,000	337,500
3,520,000	3,540,000	188,700	4,520,000	4,540,000	259,100	5,520,000	5,540,000	339,100
3,540,000	3,560,000	189,900	4,540,000	4,560,000	260,700	5,540,000	5,560,000	340,700
3,560,000	3,580,000	191,100	4,560,000	4,580,000	262,300	5,560,000	5,580,000	342,300
3,580,000	3,600,000	192,300	4,580,000	4,600,000	263,900	5,580,000	5,600,000	343,900
3,600,000	3,620,000	193,500	4,600,000	4,620,000	265,500	5,600,000	5,620,000	345,500
3,620,000	3,640,000	194,700	4,620,000	4,640,000	267,100	5,620,000	5,640,000	347,100
3,640,000	3,660,000	195,900	4,640,000	4,660,000	268,700	5,640,000	5,660,000	348,700
3,660,000	3,680,000	197,100	4,660,000	4,680,000	270,300	5,660,000	5,680,000	350,300
3,680,000	3,700,000	198,300	4,680,000	4,700,000	271,900	5,680,000	5,700,000	351,900
3,700,000	3,720,000	199,500	4,700,000	4,720,000	273,500	5,700,000	5,720,000	353,500
3,720,000	3,740,000	200,700	4,720,000	4,740,000	275,100	5,720,000	5,740,000	355,100
3,740,000	3,760,000	201,900	4,740,000	4,760,000	276,700	5,740,000	5,760,000	356,700
3,760,000	3,780,000	203,100	4,760,000	4,780,000	278,300	5,760,000	5,780,000	358,300
3,780,000	3,800,000	204,300	4,780,000	4,800,000	279,900	5,780,000	5,800,000	359,900
3,800,000	3,820,000	205,500	4,800,000	4,820,000	281,500	5,800,000	5,820,000	361,500
3,820,000	3,840,000	206,700	4,820,000	4,840,000	283,100	5,820,000	5,840,000	363,100
3,840,000	3,860,000	207,900	4,840,000	4,860,000	284,700	5,840,000	5,860,000	364,700
3,860,000	3,880,000	209,100	4,860,000	4,880,000	286,300	5,860,000	5,880,000	366,300
3,880,000	3,900,000	210,300	4,880,000	4,900,000	287,900	5,880,000	5,900,000	367,900
3,900,000	3,920,000	211,500	4,900,000	4,920,000	289,500	5,900,000	5,920,000	369,500
3,920,000	3,940,000	212,700	4,920,000	4,940,000	291,100	5,920,000	5,940,000	371,100
3,940,000	3,960,000	213,900	4,940,000	4,960,000	292,700	5,940,000	5,960,000	372,700
3,960,000	3,980,000	215,100	4,960,000	4,980,000	294,300	5,960,000	5,980,000	374,300
3,980,000	4,000,000	216,300	4,980,000	5,000,000	295,900	5,980,000	6,000,000	375,900
4,000,000	4,020,000	217,500	5,000,000	5,020,000	297,500	6,000,000	6,020,000	377,500
4,020,000	4,040,000	219,100	5,020,000	5,040,000	299,100	6,020,000	6,040,000	379,500
4,040,000	4,060,000	220,700	5,040,000	5,060,000	300,700	6,040,000	6,060,000	381,500
4,060,000	4,080,000	222,300	5,060,000	5,080,000	302,300	6,060,000	6,080,000	383,500
4,080,000	4,100,000	223,900	5,080,000	5,100,000	303,900	6,080,000	6,100,000	385,500
4,100,000	4,120,000	225,500	5,100,000	5,120,000	305,500	6,100,000	6,120,000	387,500
4,120,000	4,140,000	227,100	5,120,000	5,140,000	307,100	6,120,000	6,140,000	389,500
4,140,000	4,160,000	228,700	5,140,000	5,160,000	308,700	6,140,000	6,160,000	391,500
4,160,000	4,180,000	230,300	5,160,000	5,180,000	310,300	6,160,000	6,180,000	393,500
4,180,000	4,200,000	231,900	5,180,000	5,200,000	311,900	6,180,000	6,200,000	395,500
4,200,000	4,220,000	233,500	5,200,000	5,220,000	313,500	6,200,000	6,220,000	397,500
4,220,000	4,240,000	235,100	5,220,000	5,240,000	315,100	6,220,000	6,240,000	399,500
4,240,000	4,260,000	236,700	5,240,000	5,260,000	316,700	6,240,000	6,260,000	401,500
4,260,000	4,280,000	238,300	5,260,000	5,280,000	318,300	6,260,000	6,280,000	403,500
4,280,000	4,300,000	239,900	5,280,000	5,300,000	319,900	6,280,000	6,300,000	405,500
4,300,000	4,320,000	241,500	5,300,000	5,320,000	321,500	6,300,000	6,320,000	407,500
4,320,000	4,340,000	243,100	5,320,000	5,340,000	323,100	6,320,000	6,340,000	409,500
4,340,000	4,360,000	244,700	5,340,000	5,360,000	324,700	6,340,000	6,360,000	411,500
4,360,000	4,380,000	246,300	5,360,000	5,380,000	326,300	6,360,000	6,380,000	413,500
4,380,000	4,400,000	247,900	5,380,000	5,400,000	327,900	6,380,000	6,400,000	415,500
4,400,000	4,420,000	249,500	5,400,000	5,420,000	329,500	6,400,000	6,420,000	417,500

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
6,420,000	6,440,000	419,500	7,320,000	7,340,000	509,500	12,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から772,500円を控除した金額
6,440,000	6,460,000	421,500	7,340,000	7,360,000	511,500			
6,460,000	6,480,000	423,500	7,360,000	7,380,000	513,500			
6,480,000	6,500,000	425,500	7,380,000	7,400,000	515,500			
6,500,000	6,520,000	427,500	7,400,000	7,420,000	517,500			
6,520,000	6,540,000	429,500	7,420,000	7,440,000	519,500	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から1,172,500円を控除した金額
6,540,000	6,560,000	431,500	7,440,000	7,460,000	521,500			
6,560,000	6,580,000	433,500	7,460,000	7,480,000	523,500			
6,580,000	6,600,000	435,500	7,480,000	7,500,000	525,500			
6,600,000	6,620,000	437,500	7,500,000	7,520,000	527,500			
6,620,000	6,640,000	439,500	7,520,000	7,540,000	529,500	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から1,672,500円を控除した金額
6,640,000	6,660,000	441,500	7,540,000	7,560,000	531,500			
6,660,000	6,680,000	443,500	7,560,000	7,580,000	533,500			
6,680,000	6,700,000	445,500	7,580,000	7,600,000	535,500			
6,700,000	6,720,000	447,500	7,600,000	7,620,000	537,500			
6,720,000	6,740,000	449,500	7,620,000	7,640,000	539,500	24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から2,272,500円を控除した金額
6,740,000	6,760,000	451,500	7,640,000	7,660,000	541,500			
6,760,000	6,780,000	453,500	7,660,000	7,680,000	543,500			
6,780,000	6,800,000	455,500	7,680,000	7,700,000	545,500			
6,800,000	6,820,000	457,500	7,700,000	7,720,000	547,500			
6,820,000	6,840,000	459,500	7,720,000	7,740,000	549,500	30,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から3,022,500円を控除した金額
6,840,000	6,860,000	461,500	7,740,000	7,760,000	551,500			
6,860,000	6,880,000	463,500	7,760,000	7,780,000	553,500			
6,880,000	6,900,000	465,500	7,780,000	7,800,000	555,500			
6,900,000	6,920,000	467,500	7,800,000	7,820,000	557,500			
6,920,000	6,940,000	469,500	7,820,000	7,840,000	559,500	60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から4,522,500円を控除した金額
6,940,000	6,960,000	471,500	7,840,000	7,860,000	561,500			
6,960,000	6,980,000	473,500	7,860,000	7,880,000	563,500			
6,980,000	7,000,000	475,500	7,880,000	7,900,000	565,500			
7,000,000	7,020,000	477,500	7,900,000	7,920,000	567,500			
7,020,000	7,040,000	479,500	7,920,000	7,940,000	569,500	100,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から7,022,500円を控除した金額
7,040,000	7,060,000	481,500	7,940,000	7,960,000	571,500			
7,060,000	7,080,000	483,500	7,960,000	7,980,000	573,500			
7,080,000	7,100,000	485,500	7,980,000	8,000,000	575,500			
7,100,000	7,120,000	487,500						
7,120,000	7,140,000	489,500	8,000,000	10,000,000				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10%を乗じて算出した金額から222,500円を控除した金額
7,140,000	7,160,000	491,500						
7,160,000	7,180,000	493,500						
7,180,000	7,200,000	495,500						
7,200,000	7,220,000	497,500						
7,220,000	7,240,000	499,500	10,000,000	12,000,000				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から472,500円を控除した金額
7,240,000	7,260,000	501,500						
7,260,000	7,280,000	503,500						
7,280,000	7,300,000	505,500						
7,300,000	7,320,000	507,500						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の付表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

第九条のうち租税特別措置法第三条の改正規定のうち同条第一項及び第三項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

第九条のうち租税特別措置法第三条の二並びに第三条の四第一項及び第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同項の次に一項を加える改正規定並びに同条第一項の次に一項を加える改正規定中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

第九条中租税特別措置法第四条の二の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第九項を削る改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第九項とし、同条第七項を削る改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第七項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第六項とし、同項第四号及び第三号の改正規定、同項第四号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同項を同条第四号とし、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第四条の三の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第十項を削る改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第八項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条第十一項の改正規定並びに同項後段を削り、同項に各号を加える改正規定を次のように改める。

第四号の二の見出し中「勤労者財産形成貯蓄」を「勤労者財産形成住宅貯蓄」に改め、同条第一

項中「次条まで」を「この条及び次条」に、「第六條第一項」を「第六條第四項」に、「勤労者財産形成貯蓄契約」を「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」に改め、「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を加え、「財産形成貯蓄」を「当該財産形成住宅貯蓄」に、「財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第二項中「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に、「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第三項中「財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第四項中「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に、「及び第五号」を削り、「財産形成貯蓄」を「財産形成住宅貯蓄」に改め、同項第二号中「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を加え、同項第三号中「財産形成貯蓄」を「財産形成住宅貯蓄」に改め、「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第五項及び第六項中「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受領することができない。

一 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百万円を超えるものである場合

二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円を超えるものである場合

第四号の二第八項中「財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六條第四項第一号若しくはハ、同項第二号若しくはニ又は同項第三号若しくはハニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日以前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四條の三第一項中「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を加え、「特別財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、「第六條第二項第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同条第二項中「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に、「又は第二号ロ」を「第二号ロ又は第三号ロ」に改め、同条第三項中「特別財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第四項中「特別財

産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を加え、「財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第五項及び第六項中「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第七項中「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に、「に係るもの」にあつては郵便貯金法第十條第三項の規定により超えてはならないこととされている金額とし」を「又は」に改め、「生命保険」の下に「若しくは損害保険」を加え、「若しくは生命共済」を「生命共済」に、「又は郵便年金」を「若しくは郵便年金」に、「三百五十万円」とする。を、「三百五十万円」に改め、同条第九項中「特別財産形成非課税貯蓄申込書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」に、「特別財産形成非課税貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「の履行につき、当該契約に定める年金支払開始日」を「又はその履行につき」に改め、「第一号ロ又は同項第二号ロに規定する年金支払開始日をいう。以後五年以内に、同項」を削り、「又は同項第二号ロ若しくはハ」を「同項第一号ロ若しくはハ又は同項第三号ロ若しくはハ」に、「当該年金支払開始日から当該事実が生じた日までの間を」を「当該事実（当該事実が生じた日）が同項第一号ロ又は同項第二号ロ若しくは同項第三号ロに規定する年金支払開始日以後である場合には、当該年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事実に限る。が生じた日以前五年内に」に、「差益」を「差益として政令で定めるもの」に改め、「みなして」の下に「この法律及び」を加え、「支払に関する調書の提出方法」を削り、同項を同条第十項とする。

第九條のうち租税特別措置法第八條の二の改正規定のうち同条第一項及び第三項から第五項まで規定中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

第九条のうち租税特別措置法第八条の三の改正規定のうち同条第一項から第四項までの規定中「昭和六十三年一月一日を「昭和六十三年四月一日」に改める。

第九条のうち租税特別措置法第九条の二第二項及び第二項の改正規定中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

第九条のうち租税特別措置法第四十一条の十一の改正規定のうち同条第一項及び第三項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

第九条のうち租税特別措置法第四十一条の十二第一項から第三項まで並びに第五項及び第六項の改正規定中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改める。

附則第一条第二号イ及びロを次のように改める。

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定(第三節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収(第二百十條、第二百十一條)を「第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収(第二百九條の二、第二百九條の三)に改める部分を除く)、同法第二十八條第一項、第二十九條、第三十一條各号及び第三十五條第二項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法第三十七條第一項の改正規定、同法第二編第二章第二節第四款に一目を加える改正規定、同法第七十三條第一項、第八十條第一項、第二百二十條第三項第三号、第六十七條第八号並びに同号イ及び同号ロ、第七十七條第二項並びに第八十八條の見出し及び同条の改正規定、同条各号を削る改正規定、同法第九十五條第一項及び第二十二條の改正規定、同法第四編第三章の次に一章を加える改正規定、同法第二百十五條の改正規定、同法第二百二十六條に一項を加える改正規定

定、同法第二百三十一條の見出し及び同条の改正規定、同法第二百三十九條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百四十條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)、同法第二百四十二條第三号の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)

定、同法第二百三十一條の見出し及び同条の改正規定、同法第二百三十九條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百四十條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)

定、同法第二百三十一條の見出し及び同条の改正規定、同法第二百三十九條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百四十條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)

定、同法第二百三十一條の見出し及び同条の改正規定、同法第二百三十九條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百四十條第一項の改正規定(「退職所得に係る源泉徴収義務」の下に「第二百三十一條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)を加える部分に限る。」、同法第二百三十一條の二)を加える部分に限る。)

一日に、「財産形成住宅貯蓄特例課税申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に、「財産形成年金貯蓄特例課税申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に、「財産形成住宅貯蓄特例課税申告書」又は「財産形成年金貯蓄特例課税申告書」を「財産形成非課税申告書」に改め、同条第五項中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則第四十三条第一項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、「昭和六十二年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、同条第五項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、「昭和六十二年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に改める。

附則第四十七条第一項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、「昭和六十二年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に改める。

附則第四十八条中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則第六十八条を附則第六十九条とし、附則第五十九条から第六十七条までを一条ずつ繰り下げらる。

附則第五十八条中「昭和六十三年一月一日」を「昭和六十三年四月一日」に改め、同条を附則第五十九条とする。

附則第五十七条のうち租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第一項の改正規定中、「第四条の二第二項、第二項若しくは第十項第一号若しくは第二号、第四条の三第一項、第二項若しくは第十項第一号若しくは第二号」、「同法第四条の二第十項第一号若しくは第二号又は第四条の三第十項

第一号若しくは第二号の場合にあつては、百分の十五の税率。以下この項において同じ。及び「規定する限度税率」の下に「同法第四条の二第十項第一号若しくは第二号又は第四条の三第十一項第一号若しくは第二号の場合にあつては、当該限度税率から百分の三・七五の税率（当該限度税率が百分の三・七五に満たない場合には、当該限度税率）を控除した率に相当する税率」を加え」を削り、附則第五十七条を附則第五十八条とする。

附則第五十六条を附則第五十七条とし、附則第五十五条を附則第五十六条とし、附則第五十四条を附則第五十五条とする。

附則第五十三条のうち簡易生命保険法第十八条の改正規定中「第四条の二第八項第一号」を「第四条の二第七項第一号」に改め、附則第五十三条を附則第五十四条とする。

附則第五十二条を附則第五十三条とし、附則第五十一条を附則第五十二条とし、附則第五十条の次に次の一条を加える。

(見直し)

第五十一条 利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする。

本修正の結果必要とする経費

本修正による減収見込額は、約二千四百億円である。

昭和六十二年九月十七日印刷

昭和六十二年九月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局